

【教育委員会臨時会】会議録

会 議 名	令和元年第5回教育委員会臨時会		
事 務 局	教育指導部教育政策課		
開催年月日	令和元年8月29日(木)		
開催時間	午後3時00分 ～ 午後3時40分		
開催場所	教育委員会室		
委員の出席	定野 司 教育長	小池 康之 委員	浅井 えり子委員
	河本 孝美 委員	近藤 俊明 委員	
出席説明員	荒井 広幸 教育指導部長	森 太一 教育政策課長	田巻 正義 学力定着推進課長
	志村 昌孝 小中連携教育担当課長 英語教育推進担当課長	山村 研二 教育改革担当部長 就学前教育推進課長事務取扱 子ども施設課・支援相談課事務取扱	古川 弘雄 学校支援課長
	五十嵐 隆 学校適正配置担当課長	渡辺 隆史 学校施設課長	内田 裕司 学校改築担当課長
	半貫 陽子 学務課長 おいし給食担当課長	松野 美幸 子ども家庭部長	森田 剛 子ども施設運営課長
	安部 嘉昭 子ども施設入園課長	下河邊 純子 青少年課長	川口 真澄 待機児対策室長
	臺 富士夫 子ども施設整備課長	櫻井 健 待機児ゼロ対策担当課長	上遠野 素子 こども支援センターげんき所長
	門藤 敦良 支援管理課長	楠山 慶之 教育相談課長	高橋 徹 こども家庭支援課長
	秋生 修一郎 地域のちから推進部長	濱田 良光 地域文化課長	飯塚 尚美 中央図書館長
	秋元 康裕 教育政策担当係長	遠藤 鉄也 教育政策担当主任	清水 均 庶務係長
書 記	肥高 浩二 管理係長		
欠 席 者	小坂 裕紀 教育指導課長 宮本 博之 学校運営部長 菊地 崇 子ども政策課長 市川 保夫 生涯学習振興公社局長 菊池 正美 生涯学習振興公社学習事業部長		
傍 聴 者	0名		
会議次第	別紙のとおり		
資 料	別紙のとおり		
そ の 他			

令和元年 8 月 2 9 日

第 5 回足立区教育委員会臨時会

午後3時00分開会

○教育長 ただいまから本年第5回足立区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の出席委員数は定足数です。よって会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。

初めに会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員に浅井委員、河本委員をご指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

それでは日程第1、第46号議案を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第1、第46号議案

「足立区育英資金積立基金の設置、管理および処分に関する条例の一部を改正する条例の送付について」以上。

○教育長 第46号議案について、半貫学務課長から説明をお願いいたします。

学務課長。

○学務課長 2ページをご覧ください。第46号議案説明資料になります。

件名、所管部課名については、記載のとおりです。

4月の臨時会でもご審議いただきまして、足立区育英資金貸付条例を改正いたしました。そのときの改正内容が、貸付及び助成の審議を行うため、条例名から「貸付」を削除する。また助成に関する事項を追記するというものになります。

今回、その改正に伴いまして、足立区育英資金積立基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正するものです。

主な改正内容は、2番の記載のとおりです。

(1) 第1条中の「足立区育英資金貸付条例」

を「足立区育英資金条例」に改め、「学資金の貸付け及び」の次に「助成並びに」を加える。

(2) 第6条中の「足立区育英資金貸付条例」を「足立区育英資金条例」に改めるものです。

施行年月日は、公布の日からになります。

3ページに新旧対照表がございますので、ご覧いただければと思います。

説明は以上です。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第46号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。

何か質疑はありますか。よろしいですか。

ないようですので、これより第46号議案「足立区育英資金積立基金の設置、管理および処分に関する条例の一部を改正する条例の送付について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。

○教育長 次の日程第2、第47号議案、日程第3、第48号議案、日程第4、第49号議案は関連する議案ですので、一括して審議したいと思います。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第2、第47号議案

「足立区生涯学習センター条例の一部を改正する条例の送付について」、日程第3、第48号議案「足立区地域学習センター条例の一部を改正する条例の送付について」、日程第4、第49号議案「足立区立図書館条例の一部を改正する条例の送付について」以上。

○教育長 第47号議案、第48号議案、第49号議案について、秋生地域のちから推進部長か

ら説明をお願いいたします。

地域のちから推進部長。

○地域のちから推進部長 それでは、5ページをお開きいただきたいと思います。第47号議案説明資料になります。件名は、「足立区生涯学習センター条例の一部を改正する条例の送付について」。

生涯学習センターのほか、地域学習センターと地域図書館についても同じですが、年末・年始、12月28日と1月4日をお休みとしていました。それを改正して、12月28日及び1月4日については、営業することに改めるものです。

昨年の12月と今年の1月の段階で、中央図書館と総合スポーツセンターだけ試験的にやらせていただきました。そのアンケート結果等に基づき、12月28日と1月4日については営業するべきだろうと判断いたしました。

それに伴って、条例を改正するものでございます。

6ページに生涯学習センターの新旧対照表にて、休館日、開館時間について改正したものを載せてございます。

第48号議案の地域学習センターにつきましては、議案説明資料を8ページに、新旧対照表は9ページに記載させていただいております。

それから、地域図書館については、議案説明資料を11ページに、新旧対照表は12ページに記載させていただいております。

私からは以上になります。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第47号議案、第48号議案、第49号議案について、ご意見、ご質問がありましたらご発言をお願いいたします。

何か質疑はありますか。よろしいですか。

ないようですので、これより第47号議案「足立区生涯学習センター条例の一部を改正

する条例の送付について」、第48号議案「足立区地域学習センター条例の一部を改正する条例の送付について」、第49号議案「足立区立図書館条例の一部を改正する条例の送付について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。

秋生地域のちから推進部長については、ここで退席とさせていただきます。お疲れさまでした。ありがとうございました。

○教育長 次に、日程第5、第50号議案を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第5、第50号議案「足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の送付について」以上。

○教育長 第50号議案について、松野子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 それでは、22ページをお開きください。第50号議案説明資料で説明をさせていただきます。

件名、所管部課名は、記載のとおりでございます。

この条例は、保育園等々の運営に関する基準を定めた条例でございまして、10月1日付の子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、改正する必要がありますので、提出させていただいているものでございます。

主な改正内容でございまして、3点ございまして、1点目は食材料費相当(副食費)の徴収を行うこととございます。これまで3歳児から

5歳児の保育料に含まれていた食材料費相当の部分についてでございますが、こちらの徴収を行ってまいります。

2点目は、低所得者世帯及び多子世帯に対する徴収の免除ということで、年収360万円未満相当世帯及び全所得階層の第3子以降の1号認定の子ども・2号認定の子どもに対する食材料費相当の支払いの免除。それから区民税、77,101円未満のひとり親世帯等の食材料費相当の支払いを免除するものでございます。

3点目は、用語の改正がございまして「支給認定」という文言を「教育・保育給付認定」に改正をさせていただき、その他の用語も記載のとおり改正をさせていただくものでございます。

施行年月日は本年10月1日からになっておりまして、この施行に向けまして、区民、保育施設等関係機関に周知をしまして、円滑な運用を行ってまいります。

以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第50号議案について、ご意見・ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。

何か質疑はありますか。よろしいですか。

ないようですので、これより第50号議案「足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の送付について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。

といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第6、第51号議案「足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の送付について」以上。

○教育長 第51号議案について、松野子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 それでは62ページの第51号議案説明資料で説明をさせていただきます。

件名、所管部課名は、記載のとおりでございます。

こちらにつきましては、先ほどと同等の施設の利用者負担に関する部分を定めた条例でございます。

改正の理由は、先ほどと同じでございまして、10月1日の子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴って、利用者負担部分の一部を改正するものでございます。

主な内容は2点ございます。1点目は、新制度の幼稚園、認可保育園等が対象ですけれども、こちらの3歳児から5歳児の全世帯の利用料の無償化となります。先ほどのところと関連をいたしますが、食材料費相当を無償化分の対象外としまして、月4,500円を徴収するものでございます。

2点目は、0歳児から2歳児の課税世帯における多子世帯に対する利用料の軽減拡充を行ってまいりますので、内容を説明させていただきます。

現行では、例えばお子様が3人いるご家庭ですと、小学校に最初のお子様が入っており、保育園に2番目と3番目のお子様が入っているケースは、保育所に入っている方を1人目と数えて、2人目のお子様は半額という状況になっておりました。

これを変更後は、小学校にお子様がいらっし

○教育長 次に、日程第6、第51号議案を議題

やる場合は、小学校のお子様をまず1人目、保育園に入っているお子様は2人目、3人目となっておりますので、この方々が2人目は半額、3人目は無償という形でのカウントになってくるものでございます。

こちらの施行につきましても、本年の10月1日からとなっております。これにつきましても、周知を行いまして、円滑な運用を行ってまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第51号議案について、ご意見・ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。

何か質疑はありますか。よろしいですか。

ないようですので、これより第51号議案「足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の送付について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。

次に、日程第7、第52号議案を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第7、第52号議案「足立区育英資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の送付について」以上。

○教育長 第52号議案について、半貫学務課長から説明をお願いいたします。

学務課長。

○学務課長 99ページ、第52号議案説明資料をご覧ください。

件名、所管部課名は、記載のとおりです。

足立区育英資金貸付条例の改正に伴いまして、足立区育英資金貸付条例施行規則の一部を改正するものです。

主な改正内容でございます。1点目、条例施行規則名を変更いたします。条例名の改正に伴いまして「貸付」という文言をとりまして「足立区育英資金条例施行規則」といたします。

2点目、第14条の見出し中「貸付審議会」とあるものを「育英資金審議会」に改めます。また、同条第1項中の「足立区育英資金貸付審議会」を「足立区育英資金審議会」とするものです。

そのほか、条番号も整備いたします。

施行年月日につきましては、本年の9月1日施行になっております。

100ページ目以降に新旧対照表がございますので、ご覧いただければと思います。

説明は以上です。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第52号議案について、ご意見・ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。

何か質疑はありますか。よろしいですか。

ないようですので、これより第52号議案「足立区育英資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の送付について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。

○教育長 日程第8、第53号議案は、足立区教育委員会会議規則第14条第1項のただし書による人事に関する件でありますので、非公開の会議といたしたいと思っております。

お諮りいたします。第53号議案につきまして、非公開とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって本議案につきましては、非公開とさせていただきます。傍聴人の方、いらっしゃれば恐れ入りますが、一度ご退席願います。

(傍聴人退席)

———— (非公開議案審議中) ————

(傍聴者入室)

○教育長 それでは次に、日程第9、第54号議案を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第9、第54号議案「足立区教育財産の一部用途変更の承認について」以上。

○教育長 第54号議案について、渡辺学校施設課長から説明をお願いいたします。

学校施設課長。

○学校施設課長 107ページ、第54号議案説明資料をご覧くださいと思います。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

提案理由といたしまして、第六中学校用地の一部を道路敷地として提供するため、都市建設部道路管理課に資産の一部を所管換えする必要があるため、この案を提出いたします。

変更する財産でございますが、名称が第六中学校、所在地が足立区本木西町16-1、種類が土地、数量が103.93㎡になります。

今後の方針につきましては、教育委員会で議決後、足立区公有財産規則に基づき、資産管理課長宛て行政財産の用途変更について協議し、資産管理部に引き継ぎます。

108ページ、109ページをご覧くださいと思います。学校の配置、道路状況及び土地の当該地区の写真を参考でつけさせていただいております。

以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第54号議案について、ご意見・ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。

何か質疑はありますか。よろしいですか。

ないようですので、これより第54号議案「足立区教育財産の一部用途変更の承認について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。

○教育長 次に、日程第10、第55号議案を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第10、第55号議案「足立区教育委員会教育長の事業及び事務従事について」以上。

○教育長 第55号議案について、荒井教育指導部長から説明をお願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長 お手元の資料の112ページをご覧くださいと存じます。第55号議案説明資料でございます。

件名、所管部課名、記載のとおりでございます。

教育長に対してございました講師等の依頼に応じるに当たりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第7項の規定に基づき本案を提案するものでございます。

依頼のございました従事内容等につきましては、資料の項番2（1）から（3）に記載の5件でございます。

私の説明は以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第55号議案について、ご意見・ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。

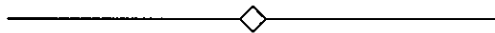
何か質疑はありますか。よろしいですか。

ないようですので、これより第55号議案「足立区教育委員会教育長の事業及び事務従事について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○教育長 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。



○教育長 次に日程第11、教育長報告を議題といたします。

今回は各担当からの報告事項にかえさせていただきます。質疑については、全ての報告が終了しましてから、一括でいただくようお願いいたします。

まず（1）について田巻学力定着推進課長、お願いいたします。

学力定着推進課長。

○学力定着推進課長 資料114ページをお開きください。

令和元年度「足立区学力定着に関する総合調査」の調査結果。今回は学力部分について、ご報告させていただきます。

所管部課名及び実施日、受検科目、調査実施人数については、記載のとおりでございます。

115ページになりますが、今回、調査事業者が株式会社ベネッセコーポレーションになっています。

3番、学習定着度調査結果でございます。グラフに記載のとおり、通過率につきましては、小・中学校とも昨年度の数値を上回っております。ただし、調査自体が、昨年度までと内容が異なっておりますので、これはあくまでも参考として捉えていただければと思っております。

116ページになります。各学年、教科ごとの通過率の状況をお示ししております。見やすい形で、昨年度を上回ったところの通過率については、色を反転させておりますけれども、あくまでも、昨年度とは完全比較はできないというところでございます。ここを起点にして、今後、推移を見ていきたいと考えているところでございます。

117ページは、学習意識調査結果を一部抜粋して示しております。一部は昨年度より数値が上がったところがありますが、（3）「学校での授業が分かる」、（4）「宿題がないときでも家で勉強する」は、項目としては数値が下がっているため、このあたりは改善点と捉えております。

118ページの所見です。意識調査の内容についてのコメントを書いておりますけれども、今後の方針に書いてあるとおり、足立スタンダードに基づく授業を実践することで、学習意識を喚起しながら、また家庭学習にも向かう姿勢にもつなげていく必要性を改めて再認識したところでございます。

今回、学力部分のご報告となっておりますので、次回の教育委員会定例会で意識調査の集計・分析結果をご報告させていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○教育長 次に（2）について荒井教育指導部長、お願いします。

教育指導部長。

○教育指導部長 資料、119ページをご覧ください。令和元年度教員公募説明会の実施結果について、ご報告を申し上げます。

今年度は7月23日に、足立区立千寿小学校を会場として実施をさせていただきました。来場者につきましては、昨年度比で2割程度増えて、612名と、多くの方にいらっしやっただくことができました。

また、足立区のブースにつきましては、前年度の3倍近い72名の方にお越しをいただくという盛況でございました。これにつきましては、シティプロモーション課の協力あるいは学務課と連携したパネルの掲出、あるいは展示といったところが目を引いたと分析をしているところでございます。

また、校長会の協力を得ることができまして、学校長4名が個別相談に加わっていただいたことで、現場の生の声を来ていただいた方に届けることができました。

また、足立区独自に展開してございます、特別支援教室の全校拠点方式に多くの関心が集まっていたこともあわせてご報告をさせていただきます。

来年度もこうした工夫を重ねて、できるだけ多くの方に足立区のブースに来ていただけるように頑張っていきたいと思っております。

120ページ以降、当日の会場の様子を写真でつけさせていただいておりますので、ご覧いただければと思います。

私からは以上です。

○教育長 次に、(3)について、半貫学務課長、お願いします。

学務課長。

○学務課長 資料122ページになります。鋸南自然の家と日光林間学園における、平成30年度の業務につきまして、校外施設指定管理者評価委員会による評価を実施いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

鋸南自然の家につきましては、区立小学校の5年生の自然教室、また一般利用の宿泊施設。日光林間学園につきましては、小学校6年生の自然教室及び一般利用の宿泊施設となっております。

ります。

鋸南自然の家につきましては、指定管理者は西洋フード・コンパスグループ株式会社で、平成30年度は指定管理者の最終年度となっております。日光林間学園は、株式会社フォレストで、指定管理期間5年のうちの最初の年になります。

123ページ、6に記載の評価委員会のメンバーで評価をしていただきました。

8の評価結果をご覧ください。鋸南自然の家につきましては、55点中34点、総合評価『B』。日光林間学園につきましては、55点中36点ということで、同じく総合評価『B』という結果になりました。

9番に委員会での主な意見を記載しております。

鋸南自然の家につきましては、自主企画を積極的に行って、一般利用の利用率向上に向けた努力が見られたということで、評価をいただいております。また、これまで好評だった区民サービス向上に向けた取り組みについては、現指定管理者にも引き継いでほしいというご意見をいただきました。これにつきましては、私どもと一緒に対応をしていきたいと思っております。

124ページ、日光林間学園です。こちらに関しても、協定に沿って適切な管理が行われているということで、評価をいただいております。また指定業者の社内での人材育成につきましても、研修等を積極的に行っているという評価をいただきました。

125ページには、鋸南自然の家の業務評価シート、また130ページ以降には日光林間学園の業務評価シートをつけさせていただいておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

説明は以上です。

○教育長 次に(4)について、櫻井待機児ゼロ対策担当課長、お願いします。

待機児ゼロ対策担当課長。

○待機児ゼロ対策担当課長 135ページをお開きください。足立区待機児童解消アクション・プランを改定しましたので、ご報告させていただきます。

別添資料としまして、概要版と本編をつけてありますが、こちらは後ほどご覧いただければと思います。

今回、アクション・プランの最終年度としまして、3点改定を行っております。1、整備計画の検証。2、3、待機児童解消に向けた新規の取り組み、取り組みの拡充等を含めた方針。4、令和2年以降の取り組みになります。

1の整備計画の検証としまして、まず「妊娠届出時の意向調査」や子ども・子育て支援事業計画で行ったニーズ調査による保育需要の予測と施設整備を含めた計画定員を比較しまして、予測需要を満たすことを確認しております。それにより来年4月の待機児童数0を実現できていると考えているところでございます。

ページ下段の年度別の整備定員数は、昨年の実績もあわせて更新した内容となっております。

136ページをお開きください。待機児童解消に向けた取り組みでございます。

新規の取り組みとしましては、2（1）保育士の永年勤続の褒賞や2（2）の賃借料の補助など、拡充としまして、3（1）家庭的保育の給食提供などを図っております。また、これまで行っている取り組みについても、昨年の実績など内容の更新を図っております。記載のページ数につきましては、アクション・プラン内のページになっておりますので、後ほど確認いただければと思います。

ページの下段から、来年度以降の取り組みを示させていただいております。来年4月の待機児童数0を目標にした計画ですが、今後の取り組みとして、おおむね5年以内の短期・中期的課題と長期的課題を挙げております。

短期・中期的な課題としましては、10月からの幼児教育・保育の無償化実施や、消費税やオリンピック等の景気の問題。マンション開発などで、保育需要が変化を続けていくということもございますので、今後も継続して確認をしてまいります。

また長期的には、就学前の人口が減少してまいりますので、今後の定員に余剰が出てきます。そういったものについて、定員の在り方についても、今後も検討が必要と考えております。

改定内容の説明は以上になります。

○教育長 次に、（5）について、門藤支援管理課長をお願いします。

支援管理課長。

○支援管理課長 別冊『平成30年度「就学移行プログラム」試行実施について』をご覧ください。

所管部課名は、記載のとおりでございます。

このプログラムにつきましては、2年目を迎えます。平成31年1月から3月に隔週で計5回実施しました。小学校3校と学校独自に1校、計4校で行いました。参加児童につきましては、計11名です。

3番の成果につきましては、1年目と同じように特に4回目、5回目あたりから急激に定着が深まっております。

2ページ目をご覧ください。4番の保護者の感想ですが、このプログラムに参加することによって子どもの不安が和らいだということです。特に、子どもがいる教室の隣にビデオを通して、保護者にお子さんの姿を見てもらいました。そこに専門の心理士が指導・助言の形で説明をさせていただいたケースがあります。

課題としましては、4月、5月は非常に落ちついたスタートが切れましたが、6月以降には、一部のお子さんで、また少し落ちつきがなくなったことがありましたので、心理士を派遣し、フォローアップをしております。

今年度につきましては、こども支援センター

げんきのスタッフが直接支援をする学校が4校、間接に支援する、すなわち学校独自で実施し、こども支援センターげんきがバックアップする学校が3校、計7校で実施を予定しております。

以上でございます。

○教育長 ありがとうございます。ただいま、所管から報告事項5件について報告がありました。これらの点につきまして、ご意見・ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。何か質疑ありますか。いかがですか。

河本委員。

○河本委員 区学力調査の報告のページなのですがすけれども。今回、初めて、ベネッセコーポレーションに変わって、小・中とテストを実施したときに、もちろん、問題傾向も随分変わっていましたが、私も小学校1年生から中学3年生までの全教科を解いてみたのですがすけれども、特に読み取り、活用に重点を置いているという点でも、難しかったなという学年もありました。

そこで、初めてベネッセの問題を区の学力調査としてやった上で、例えば、各校の校長から紙の質の問題であったり、習わない漢字が出てきたり、1年生なのに最後まで振り仮名が振っていないという、細かいことですがすけれども、いろいろな意見が出たと思うのです。

今後、次の学力調査に向けて、どう改善していくのかとか、ベネッセとどういう方向でお話しされているのかをお聞かせ願えればと思います。

○教育長 学力定着推進課長。

○学力定着推進課長 今お話いただいたとおり、現場からもさまざまなご意見をいただいております。特に、習わない漢字が出てしまったのは、学習指導要領の移行期にかかわらず、単純なミスで、これは再発防止に徹底して努めるということと、自校採点に伴い、コピーをとるわけですが、紙が薄かったり、A3サイズであったり、コピーが詰まったりとさまざまな課題が

ありましたので、いろいろご意見いただいている中で、できること、できないこと、整理しながら来年に向けてベネッセとこれからも継続的に協議していく考えでございます。

○教育長 よろしいですか。ほかいかがですか。

近藤委員。

○近藤委員 同じ学力調査に関してですけれども、今年ベネッセに変わった理由は、何かあるのでしょうか。また、これまでも何年かおきに変わるとか、そういったことの流れの中で、変わっているのでしょうか。そのあたりをお聞かせください。

○教育長 学力定着推進課長。

○学力定着推進課長 基本的にはプロポーザルで事業者決定するわけですがすけれども、区のルールとして最大5年間となっております。

ただ、これまでもやってきた経緯も見ていく必要があるということで、1年、さらに契約したのですがすけれども、改めて適正な業者を選定する必要があるだろうということで、プロポーザルを昨年度実施しております。

両事業者とも提案内容が拮抗していたのですがすけれども、一番の分かれ目になったのは、問題傾向が変わっても、目標値を補正して、通過率等の数字が、年度ごとにずれないように、IRTというのですがすけれども、項目反応理論を活用したベネッセの評価が一番高かった。最も、評価の項目の差がついたところかなと理解しております。

○近藤委員 わかりました。

○教育長 よろしいですか。ありがとうございます。

ほかいかがでしょう。

小池委員。

○小池委員 同じ学力調査の意識調査について、「学校での授業が分かる」「宿題がないときでも家で勉強をする」の数値の低下に着目ということで、意識調査については、来月の定例会で報告があるということなのですがすけれども、ぜひ

「授業が分かる」の数値が低下した学校の、学力調査の結果との関連とかも聞かせていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○教育長 学力定着推進課長。

○学力定着推進課長 承りましたので、その点も含めてご報告させていただきたいと思います。

○教育長 よろしくをお願いします。

ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

河本委員。

○河本委員 「就学移行プログラム」についてお聞きしたいのですが、2年目の校数を少し増やしてやった結果という形で、グラフを見てもわかるとおり、保護者の感想、教員の感想などを含めて、スムーズな移行をするために、成果が上がってきているのは、目に見えてわかると思います。

ただ、8番の課題のところで、教員、心理士の人材確保が、拡大していく上には厳しいとなっていますが、今、現状やっている、亀田小、中島根小、鹿浜五色桜小で、このお子さんたちにかかわっている心理士の人数であるとか、その学校の教員でどういう教員がかかわって5日間をこなしているのかを教えてください。

○教育長 支援管理課長。

○支援管理課長 まず、亀田小の例でとります。心理士につきましては、こども支援センターげんきの心理士を2名派遣しました。教員につきましては、区費の非常勤教員3名を派遣しております。亀田小の教員につきましては、実際にやっている場面を見ていただくということで、今回につきましては、直接指導していただくことはしておりません。

○教育長 河本委員。

○河本委員 実際に入塾してから携わる教員たちはとりあえずここでは、派遣されている非常勤教員の方や心理士の指導していることを学んで生かす方向でやっているということで。それで、この派遣している心理士と非常勤教員が、これ以上拡充するには人数に限界があつて、な

かなか厳しいという判断でいいのでしょうか。

○教育長 支援管理課長。

○支援管理課長 このまま行けば非常に厳しいので、今、都費の教員につきましてプログラムに参加させ、心理士につきましても、コーディネーターがおりますので、バトンタッチして学校独自でできるような方向で考えております。

○教育長 ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

ないようですので、報告事項を終了させていただきます。

その他、何かございますか。よろしいですか。

ないようですので、以上をもちまして、本年第5回足立区教育委員会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後3時40分閉会

令和元年 第 5 回
足立区教育委員会臨時会

日 時 令和元年8月29日 木曜日 午後3時00分開議
会 場 教育委員会室

1 議 事 日 程	頁
日程第1 第46号議案 足立区育英資金積立基金の設置、管理および処分に関する条例の一部を改正する条例の送付について……………	1
日程第2 第47号議案 足立区生涯学習センター条例の一部を改正する条例の送付について……………	4
日程第3 第48号議案 足立区地域学習センター条例の一部を改正する条例の送付について……………	7
日程第4 第49号議案 足立区立図書館条例の一部を改正する条例の送付について…	10
日程第5 第50号議案 足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の送付について	13
日程第6 第51号議案 足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の送付について……………	57
日程第7 第52号議案 足立区育英資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の送付について……………	97
日程第8 第53号議案 小中学校用務業務委託事業者選定に伴う委員会の設置並びに委員の委嘱及び任命について……………	別冊
日程第9 第54号議案 足立区教育財産の一部用途変更の承認について……………	106
日程第10 第55号議案 足立区教育委員会教育長の事業及び事務従事について……………	110
日程第11 教育長報告	

裏面へ続く

2 報 告 事 項

- (1) 令和元年度「足立区学力定着に関する総合調査」の調査結果（学力部分）について
《田巻 学力定着推進課長》 1 1 4
- (2) 令和元年度教員公募説明会実施結果について
《荒井 教育指導部長》 1 1 9
- (3) 校外施設指定管理者評価結果について
《半貫 学務課長》 1 2 2
- (4) 足立区待機児童解消アクション・プランの改定について
《櫻井 待機児ゼロ対策担当課長》 1 3 5
- (5) 平成30年度「就学移行プログラム」試行実施について
《門藤 支援管理課長》 別冊

3 情 報 連 絡 事 項

- (1) 秋田県大仙市教育委員会教員派遣事業の実施について
[学力定着推進課] 1 3 8
- (2) 令和元年度第1回「高校中途退学に関わる中学校・高等学校連絡協議会」兼「中高
連携担当者会」の開催結果及び「区内都立高等学校の今を知る」について
[学力定着推進課] 1 3 9
- (3) 事業実施報告・実施予定
[青少年課] 1 4 0
- (4) 行事实施結果・実施予定
[生涯学習振興公社] 1 4 2

第 4 6 号議案

足立区育英資金積立基金の設置、管理および処分に関する条例の一部を改正する条例の送付について
上記の議案を提出する。

令和元年 8 月 2 9 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区育英資金積立基金の設置、管理および処分に関する条例の一部を改正する条例

足立区育英資金積立基金の設置、管理および処分に関する条例（昭和 3 9 年足立区条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「足立区育英資金貸付条例」を「足立区育英資金条例」に改め、「及び」の次に「助成並びに」を加える。

第 6 条中「足立区育英資金貸付条例」を「足立区育英資金条例」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

足立区育英資金貸付条例の改正に伴い、規定を整備する必要があるもので、この条例案を提出いたします。

第 4 6 号 議 案 説 明 資 料

令和元年 8 月 2 9 日

件 名	足立区育英資金積立基金の設置、管理および処分に関する条例の一部を改正する条例の送付について
所 管 部 課 名	学校運営部学務課
内 容	1 改正理由 足立区育英資金貸付条例の改正に伴い、足立区育英資金積立基金の設置、管理および処分に関する条例の一部を改正する。 2 主な改正内容（別紙、新旧対照表を参照） （1）第 1 条中の「足立区育英資金貸付条例」を「足立区育英資金条例」に改め、「学資金の貸付け及び」の次に「助成並びに」を加える。 （2）第 6 条中の「足立区育英資金貸付条例」を「足立区育英資金条例」に改める。 3 施行年月日 公布の日から施行する。
今後の方針	

足立区育英資金積立基金の設置、管理および処分に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正前		改正後
足立区育英資金積立基金の設置、管理および処分に関する条例 (目的)	足立区育英資金積立基金の設置、管理および処分に関する条例 (目的)	足立区育英資金積立基金の設置、管理および処分に関する条例 (目的)
第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、足立区育英資金積立基金（以下「基金」という。）を設置するとともに、 <u>足立区育英資金貸付条例（昭和31年足立区条例第1号）</u> による学資金の貸付け及び学資金に係る補助に関する事務を円滑かつ効率的に行うために必要な事項を定めることを目的とする。	第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、足立区育英資金積立基金（以下「基金」という。）を設置するとともに、 <u>足立区育英資金条例（昭和31年足立区条例第1号）</u> による学資金の貸付け及び <u>助成並びに学資金に係る補助</u> に関する事務を円滑かつ効率的に行うために必要な事項を定めることを目的とする。	第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、足立区育英資金積立基金（以下「基金」という。）を設置するとともに、 <u>足立区育英資金条例（昭和31年足立区条例第1号）</u> による学資金の貸付け及び <u>助成並びに学資金に係る補助</u> に関する事務を円滑かつ効率的に行うために必要な事項を定めることを目的とする。
(積立)	(積立)	(積立)
第2条 省略	第2条 省略	第2条 省略
(管理)	(管理)	(管理)
第3条 省略	第3条 省略	第3条 省略
(基金の利子の処理)	(基金の利子の処理)	(基金の利子の処理)
第4条 省略	第4条 省略	第4条 省略
(繰替運用)	(繰替運用)	(繰替運用)
第5条 省略	第5条 省略	第5条 省略
(処分)	(処分)	(処分)
第6条 区長は、必要があると認めるときは、基金の一部を足立区育英資金貸付条例に定める学資金及び学資金に係る補助金として処分することができる。	第6条 区長は、必要があると認めるときは、基金の一部を足立区育英資金 <u>条例</u> に定める学資金及び学資金に係る補助金として処分することができる。	第6条 区長は、必要があると認めるときは、基金の一部を足立区育英資金 <u>条例</u> に定める学資金及び学資金に係る補助金として処分することができる。
(委任)	(委任)	(委任)
第7条 省略	第7条 省略	第7条 省略

第 4 7 号議案

足立区生涯学習センター条例の一部を改正する条例の送付について

上記の議案を提出する。

令和元年 8 月 2 9 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区生涯学習センター条例の一部を改正する条例

足立区生涯学習センター条例（平成 1 2 年足立区条例第 6 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「同月 4 日」を「同月 3 日」に改め、同条第 2 号中「1 2 月 2 8 日」を「1 2 月 2 9 日」に改める。

第 6 条中「午前 9 時から午後 9 時 3 0 分」を「1 月 5 日から 1 2 月 2 7 日までは午前 9 時から午後 9 時 3 0 分までとし、1 月 4 日及び 1 2 月 2 8 日は午前 9 時から午後 6 時」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

生涯学習センターの休館日及び開館時間を変更する必要があるので、この条例案を提出いたします。

第 4 7 号 議 案 説 明 資 料

令和元年 8 月 2 9 日

件 名	足立区生涯学習センター条例の一部を改正する条例の送付について
所 管 部 課 名	地域のちから推進部地域文化課
内 容	1 改正の理由 足立区生涯学習センターの年末年始（12月28日及び1月4日）の開館に伴い、休館日及び開館時間に関わる規定の整備を行う必要があるため。 2 主な改正内容 別紙 新旧対照表のとおり 3 施行年月日 公布の日から施行する。
今後の方針	令和元年第3回足立区議会定例会に諮ったうえ、区民や利用者に対し、区ホームページで周知を行う。

足立区生涯学習センター条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改正前	改正後
○足立区生涯学習センター条例 平成12年3月31日条例第62号 第1条～第4条 (省略) (休館日) 第5条 学習センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、第17条第1項の規定により学習センターの管理を行う者（以下「指定管理者」という。）は、必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。 (1) <u>1月1日から同月4日まで</u> (2) <u>12月28日から同月31日まで</u> (開館時間) 第6条 学習センターの開館時間は、<u>午前9時から午後9時30分までとする</u>。ただし、指定管理者が、特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。 第7条～第23条 (省略) 別表第1～別表第2 (省略)	○足立区生涯学習センター条例 平成12年3月31日条例第62号 第1条～第4条 (現行のとおり) (休館日) 第5条 学習センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、第17条第1項の規定により学習センターの管理を行う者（以下「指定管理者」という。）は、必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。 (1) <u>1月1日から同月3日まで</u> (2) <u>12月29日から同月31日まで</u> (開館時間) 第6条 学習センターの開館時間は、<u>1月5日から12月27日は午前9時から午後9時30分までとし、1月4日及び12月28日は午前9時から午後6時までとする</u>。ただし、指定管理者が、特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。 第7条～第23条 (現行のとおり) 付 則 (令和元年 月 日 条例第 号) <u>この条例は、公布の日から施行する。</u> 別表第1～別表第2 (現行のとおり)

第48号議案

足立区地域学習センター条例の一部を改正する条例の送付について
上記の議案を提出する。

令和元年8月29日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区地域学習センター条例の一部を改正する条例

足立区地域学習センター条例（平成13年足立区条例第34号）の一部を
次のように改正する。

第5条第1号中「同月4日」を「同月3日」に改め、同条第2号中「12
月28日」を「12月29日」に改める。

第6条中「午前9時から午後9時30分」を「1月5日から12月27日
までは午前9時から午後9時30分までとし、1月4日及び12月28日は
午前9時から午後6時」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地域学習センターの休館日及び開館時間を変更する必要があるので、この
条例案を提出いたします。

第 4 8 号 議 案 説 明 資 料

令和元年8月29日

件 名	足立区地域学習センター条例の一部を改正する条例の送付について
所 管 部 課 名	地域のちから推進部地域文化課
内 容	1 改正の理由 足立区地域学習センターの年末年始（12月28日及び1月4日）の開館に伴い、休館日及び開館時間に関わる規定の整備を行うため、条例の一部を改正する。 2 主な改正内容 別紙 新旧対照表のとおり 3 施行年月日 公布の日から施行する。
今後の方針	令和元年第3回足立区議会定例会に諮ったうえ、区民や利用者に対し、区ホームページで周知を行う。

足立区地域学習センター条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改正前	改正後
○足立区地域学習センター条例 平成13年3月30日条例第34号 第1条～第4条 (省略) (休館日) 第5条 地域学習センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、第17条第1項の規定により地域学習センターの管理を行う者（以下「指定管理者」という。）は、必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。 (1) 1月1日から同月4日まで (2) 12月28日から同月31日まで (開館時間) 第6条 地域学習センターの開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。 第7条～第24条 (省略) 別表第1～別表第2 (省略)	○足立区地域学習センター条例 平成13年3月30日条例第34号 第1条～第4条 (現行のとおり) (休館日) 第5条 地域学習センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、第17条第1項の規定により地域学習センターの管理を行う者（以下「指定管理者」という。）は、必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。 (1) 1月1日から同月3日まで (2) 12月29日から同月31日まで (開館時間) 第6条 地域学習センターの開館時間は、1月5日から12月27日は午前9時から午後9時30分までとし、1月4日及び12月28日は午前9時から午後6時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。 第7条～第24条 (現行のとおり) 付 則 (令和元年 月 日条例第 号) この条例は、公布の日から施行する。 別表第1～別表第2 (現行のとおり)

第 4 9 号議案

足立区立図書館条例の一部を改正する条例の送付について
上記の議案を提出する。

令和元年 8 月 2 9 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区立図書館条例の一部を改正する条例

足立区立図書館条例（昭和 4 4 年足立区条例第 1 0 号）の一部を次の
ように改正する。

別表第 2 地域館の項開館時間の欄を次のように改める。

午前 9 時から午後 8 時まで

1 2 月 2 8 日及び 1 月 4 日は午前 9 時から午後 5 時まで
--

別表第 2 地域館の項休館日の欄中「同月 4 日」を「同月 3 日」に、「1
2 月は 2 8 日」を「1 2 月を除く。」に改め、「及び 1 2 月」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

図書館の開館時間及び休館日等を変更する必要があるので、この条例
案を提出いたします。

第 4 9 号 議 案 説 明 資 料

令和元年8月29日

件 名	足立区立図書館条例の一部を改正する条例の送付について
所 管 部 課 名	地域のちから推進部中央図書館
内 容	1 改正の理由 足立区立地域図書館の年末年始（12月28日及び1月4日）の開館に伴い、休館日及び開館時間に関わる規定の整備を行うため、条例の一部を改正する。 2 主な改正内容 別紙 新旧対照表のとおり 3 施行年月日 公布の日から施行する。
今後の方針	令和元年第3回足立区議会定例会に諮ったうえ、区民や利用者に対し、区ホームページで周知を行う。

改正前		改正後
○足立区立図書館条例 昭和44年 3 月 31 日 条例第10号 第 1 条～第13条 (省略)		○足立区立図書館条例 昭和44年 3 月 31 日 条例第10号 第 1 条～第13条 (現行のとおり)
別表第 1 (省略)		付 則 (令和元年 月 日 条例第 号) この条例は、公布の日から施行する。
別表第 2 (第 4 条関係)		別表第 1 (現行のとおり)
別表第 2 (第 4 条関係)		別表第 2 (第 4 条関係)
館	開館時間	休館日
中央館	(省略)	
地域館	午前 9 時 から午後 8 時まで	1 12月29日から同月31日まで 2 1月1日から同月3日まで 3 館内整理日 毎月末日 (12月を除く。)
	ただし、3月及び12月を除く月の末日が土曜日、日曜日、日曜日又は休日となる場合は、その直前の金曜日 (その日が休日に当たるときは、その前日) とする。	
	4 特別整理期間 年間15日以内	
	5 館内消毒日 年間 2 日以内	
	6 設備等の保守点検日 年 6 日以内	
	(省略)	
受渡窓口	(省略)	
中央館	開館時間	休館日
地域館	午前 9 時 から午後 8 時まで	1 12月29日から同月31日まで 2 1月1日から同月3日まで 3 館内整理日 毎月末日 (12月を除く。)
	ただし、3月及び12月を除く月の末日が土曜日、日曜日又は休日となる場合は、その直前の金曜日 (その日が休日に当たるときは、その前日) とする。	
	4 特別整理期間 年間15日以内	
	5 館内消毒日 年間 2 日以内	
	6 設備等の保守点検日 年 6 日以内	
	(省略)	
受渡窓口	(省略)	
中央館	開館時間	休館日
地域館	午前 9 時 から午後 8 時まで	1 12月29日から同月31日まで 2 1月1日から同月3日まで 3 館内整理日 毎月末日 (12月を除く。)
	ただし、3月及び12月を除く月の末日が土曜日、日曜日又は休日となる場合は、その直前の金曜日 (その日が休日に当たるときは、その前日) とする。	
	4 特別整理期間 年間15日以内	
	5 館内消毒日 年間 2 日以内	
	6 設備等の保守点検日 年 6 日以内	
	(省略)	
受渡窓口	(省略)	

第 5 0 号議案

足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の送付について
上記の議案を提出する。

令和元年 8 月 2 9 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年足立区条例第 5 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 9 号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第 1 0 号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 1 1 号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第 1 3 号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第 1 7 号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条に次の 6 号を加える。

（2 5） 満 3 歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成 2 6 年政令第 2 1 3 号。以下「令」という。）第 4 条第 1 項に規定する満 3 歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。

（2 6） 特定満 3 歳以上保育認定子ども 令第 4 条第 1 項第 2 号に規定する特定満 3 歳以上保育認定子どもをいう。

（2 7） 満 3 歳未満保育認定子ども 令第 4 条第 2 項に規定する満 3 歳未満保育認定子どもをいう。

（2 8） 市町村民税所得割合算額 令第 4 条第 2 項第 2 号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。

（2 9） 負担額算定基準子ども 令第 1 3 条第 2 項に規定する負担

額算定基準子どもをいう。

(30) 特定被監護者等 令第14条に規定する特定被監護者等をいう。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第6条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定に」を「教育・保育給付認定に」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項及び第2項を次のように改める。

特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者について法第27条第3項第2号に掲げる額

をいう。)の支払を受けるものとする。

- 2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

第13条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7万7,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 5万7,700円

（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円）

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供

(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除き、特別利用教育を受ける者を含む。) 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子どものうち最年長者から3番目以降の子どもである者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども(3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者及び特別利用教育を受ける者を除き、特別利用保育を受ける者を含む。)に該当する教育・保育給付認定子ども 特定被監護者等のうち最年長者から3番目以降の子どもである者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

エ 利用者が、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死が明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻をしたことがないものであつて母となつたことのある女子」と、「扶養親族その他その者と生計を一にする親族」とあるのを「扶養親族(子に限る。)」又はその者と生計を一にする親族(子に限る。)」と読み替えた場合において、同イに該当するときにおける副食の提供

オ 利用者が、地方税法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死が明らかでない者で政令で定めるもの」を「婚姻をしたことがないものであつて父となつたことのある男子」と、「その者と生計を一にする親族」を「その者と生計を一にする親族(子に限る。)」と読み替えた場合において、同号に該当するときにおける副食の提供

カ アからオまでに掲げるもののほか、特に区長が認める食事の提

供

第13条第4項第5号、同条第5項及び第6項、第14条並びに第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条及び第18条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第20条第5号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第21条第1項及び第2項並びに第24条（見出しを含む。）から第27条までの規定中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第32条第2項及び第4項、第34条第2項各号列記以外の部分、第35条並びに第36条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第36条第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、「と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」を削る。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定に」を「教育・保育給付認定に」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第40条第2項及び第41条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第3号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第43条第1項及び第2項を次のように改める。

特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

- 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

第43条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第4号中「前3号」を「前各号」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

（4） 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当す

る教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イにおいて同じ。）のうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が5万7,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円）未満であるものに対する副食の提供

イ 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども（3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者及び特別利用教育を受ける者を除き、特別利用保育を受ける者を含む。）に該当する教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。）が同一の世帯に3人以上いる場合に特定被監護者等のうち最年長者から3番目以降の子どもである者に対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

エ 利用者が、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死が明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻をしたことがないものであつて母となつたことのある女子」と、「扶養親族その他その者と生計を一にする親族」とあるのを「扶養親族（子に限る。）又はその者と生計を一にする親族（子に限る。）」と読み替えた場合において、同イに該当するときにおける副食の提供

オ 利用者が、地方税法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死が明らかでない者で政令で定めるもの」を「婚姻をしたことがないものであつて父となつたことのある男子」と、「その者と生計を一に

する親族」を「その者と生計を一にする親族（子に限る。）」と読み替えた場合において、同号に該当するときにおける副食の提供

カ アからオまでに掲げるもののほか、特に区長が認める食事の提供

第４３条第５項及び第６項並びに第４６条第５号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第４７条第１項及び第２項、第４９条第２項各号列記以外の部分、第５１条第１項及び第２項並びに第５２条第１項及び第２項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第５３条の見出しを削る。

付則第２条第１項中「（法第２７条第３項第２号に掲げる額（特定教育・保育施設が）」を「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子ども）」に、「（当該特定教育・保育施設が）」を「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第６条第１項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第１９条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。））」に改め、「、「額とし」とあるのは「額をいい」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」と」を削り、「（法第２７条第３項第１号に掲げる額）」を「当該特定教育・保育」に、「（法附則第６条第３項の規定により読み替えられた法第２８条第２項第１号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）」を「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」に改める。

付則第３条を削り、付則第４条を付則第３条とし、付則第５条中「５年」を「１０年」に改め、同条を付則第４条とする。

付 則

この条例は、令和元年１０月１日から施行する。

(提案理由)

令和元年度足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会の答申を受け、運営に関する基準を変更する必要があるので、この条例案を提出いたします。

第 5 0 号 議 案 説 明 資 料

令和元年8月29日

件 名	足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の送付について										
所管部課名	子ども家庭部 子ども施設入園課、子ども政策課										
内 容	足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年足立区条例第55号）の一部を次のように改正する。 1 改正の理由 令和元年10月1日付、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」の施行に伴い、運営に関する基準を改正する必要があるため。 2 主な改正内容（詳細は、別紙・新旧対照表のとおり） （1）食材料費相当（副食費）の徴収 幼児教育・保育の無償化に伴い、これまで3歳から5歳の保育料に含まれていた食材料費相当（副食費）について徴収を行う。 （2）低所得者世帯及び多子世帯に対する徴収の免除 ア 年収360万円未満相当世帯及び全所得階層の第3子以降の1号認定子ども・2号認定子どもに対する食材料費相当（副食費）の支払いを免除する。 イ 区民税77,101円未満のひとり親世帯、里親、在宅障がい児のいる世帯の食材料費相当（副食費）の支払いを免除する。 （3）用語の改正 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">改正前</th><th style="text-align: center;">改正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給認定</td><td>教育・保育給付認定</td></tr> <tr> <td>支給認定保護者</td><td>教育・保育給付認定保護者</td></tr> <tr> <td>支給認定子ども</td><td>教育・保育給付認定子ども</td></tr> <tr> <td>支給認定の有効期間</td><td>教育・保育給付認定の有効期間</td></tr> </tbody> </table> 3 施行年月日 令和元年10月1日から施行する。	改正前	改正後	支給認定	教育・保育給付認定	支給認定保護者	教育・保育給付認定保護者	支給認定子ども	教育・保育給付認定子ども	支給認定の有効期間	教育・保育給付認定の有効期間
改正前	改正後										
支給認定	教育・保育給付認定										
支給認定保護者	教育・保育給付認定保護者										
支給認定子ども	教育・保育給付認定子ども										
支給認定の有効期間	教育・保育給付認定の有効期間										
今後の方針	令和元年10月1日の施行に向けて、区民、保育施設等関係機関に周知し、円滑な運用を行う。										

足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正前	改正後
○足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を公布する。 足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 目次 第1章 総則（第1条—第3条） 第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準 第1節 利用定員に関する基準（第4条） 第2節 運営に関する基準（第5条—第34条） 第3節 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条） 第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準 第1節 利用定員に関する基準（第37条） 第2節 運営に関する基準（第38条—第50条） 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条） 第4章 事務の委任（第53条） 付則 第1章 総則（趣旨） 第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該	○足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 平成26年9月30日条例第55号 足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を公布する。 足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 目次 第1章 総則（第1条—第3条） 第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準 第1節 利用定員に関する基準（第4条） 第2節 運営に関する基準（第5条—第34条） 第3節 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条） 第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準 第1節 利用定員に関する基準（第37条） 第2節 運営に関する基準（第38条—第50条） 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条） 第4章 事務の委任（第53条） 付則 第1章 総則（趣旨） 第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該

改正前	改正後
各号に定めるところによる。 (1) 小学校就学前子ども 法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。 (2) 認定こども園 法第7条第4項に規定する認定こども園をいう。 (3) 幼稚園 法第7条第4項に規定する幼稚園をいう。 (4) 保育所 法第7条第4項に規定する保育所をいう。 (5) 家庭的保育事業 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。 (6) 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。 (7) 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。 (8) 事業所内保育事業 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。 (9) 支給認定 法第20条第4項に規定する支給認定をいう。 (10) 支給認定保護者 法第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。 (11) 支給認定子ども 法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。 (12) 支給認定証 法第20条第4項に規定する支給認定証をいう。 (13) 支給認定の有効期間 法第21条に規定する支給認定の有効期間をいう。 (14) 教育・保育 法第14条第1項に規定する教育・保育をいう。 (15) 特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。 (16) 特定教育・保育 法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。 (17) 法定代理受領 法第27条第5項(法第28条第4項において準用する	各号に定めるところによる。 (1) 小学校就学前子ども 法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。 (2) 認定こども園 法第7条第4項に規定する認定こども園をいう。 (3) 幼稚園 法第7条第4項に規定する幼稚園をいう。 (4) 保育所 法第7条第4項に規定する保育所をいう。 (5) 家庭的保育事業 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。 (6) 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。 (7) 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。 (8) 事業所内保育事業 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。 (9) <u>教育・保育給付認定</u> 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定</u>をいう。 (10) <u>教育・保育給付認定保護者</u> 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定保護者</u>をいう。 (11) <u>教育・保育給付認定子ども</u> 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定子ども</u>をいう。 (12) 支給認定証 法第20条第4項に規定する支給認定証をいう。 (13) <u>教育・保育給付認定の有効期間</u> 法第21条に規定する<u>教育・保育給付認定の有効期間</u>をいう。 (14) 教育・保育 法第14条第1項に規定する教育・保育をいう。 (15) 特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。 (16) 特定教育・保育 法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。 (17) 法定代理受領 法第27条第5項(法第28条第4項において準用する

改正前	改正後
場合を含む。)又は法第29条第5項(法第30条第4項において準用する場合を含む。)の規定により市町村(特別区を含む。以下同じ。)が支払う特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。)又は特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。)に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。 (18) 特定地域型保育事業 法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業をいう。 (19) 特定地域型保育事業者 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。 (20) 特定地域型保育 法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。 (21) 特別利用保育 法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。 (22) 特別利用教育 法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育をいう。 (23) 特別利用地域型保育 法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育をいう。 (24) 特定利用地域型保育 法第30条第1項第3号に規定する特定利用地域型保育をいう。	場合を含む。)又は法第29条第5項(法第30条第4項において準用する場合を含む。)の規定により市町村(特別区を含む。以下同じ。)が支払う特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。)又は特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。)に要した費用の額の一部を、<u>教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。</u> (18) 特定地域型保育事業 法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業をいう。 (19) 特定地域型保育事業者 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。 (20) 特定地域型保育 法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。 (21) 特別利用保育 法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。 (22) 特別利用教育 法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育をいう。 (23) 特別利用地域型保育 法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育をいう。 (24) 特定利用地域型保育 法第30条第1項第3号に規定する特定利用地域型保育をいう。 (25) <u>満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。</u> (26) <u>特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。</u> (27) <u>満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。</u>

改正前	改正後
	(28) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
	(29) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。
	(30) 特定被監護者等 令第14条に規定する特定被監護者等をいう。
(一般原則) 第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。 2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもたちの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもたちの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。 3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業（法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。）を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもたちの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。 第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準	(一般原則) 第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。 2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもたちの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもたちの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。 3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業（法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。）を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもたちの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。 第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

改正前	改正後
第1節 利用定員に関する基準 第4条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を20人以上とする。 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもとの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもとの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。 (1) 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもとの区分 (2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもとの区分 (3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもとの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもとの区分 第2節 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意) 第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を	第1節 利用定員に関する基準 第4条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を20人以上とする。 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもとの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもとの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。 (1) 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもとの区分 (2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもとの区分 (3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもとの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもとの区分 第2節 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意) 第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を

改正前	改正後
交付したものとみなす。 (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合には、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法	交付したものとみなす。 (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合には、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。	3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。	4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。	5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの	(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの
(2) ファイルへの記録の方式	(2) ファイルへの記録の方式
6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者が	6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者が

改正前	改正後
ら文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。 (正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもとの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもとの区分に係る総数を超える場合には、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。	ら文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。 (正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもとの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもとの区分に係る総数を超える場合には、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。	2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもとの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。
3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設と同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもとの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設と同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもとの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、<u>教育・保育給付認定</u>に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>教育・保育給付認定子ども</u>が優先的に利用できるよう、選考するものとする。
4 前2項に規定する場合には、特定教育・保育施設は、これらの項に規定する選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。	4 前2項に規定する場合には、特定教育・保育施設は、これらの項に規定する選考の方法をあらかじめ<u>教育・保育給付認定保護者</u>に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

改正前	改正後
5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに行わなければならない。 (あっせん、調整及び要請に対する協力) 第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに行わなければならない。 (あっせん、調整及び要請に対する協力) 第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 (受給資格等の確認) 第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもに該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子ども、支給認定の有効期間、保育必要量をいう。）等を確認するものとする。 (支給認定の申請に係る援助) 第9条 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに支給認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。	2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 (受給資格等の確認) 第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>の提示する支給認定証によって、<u>教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども</u>の該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子ども、<u>教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量</u>（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）等を確認するものとする。 (<u>教育・保育給付認定の申請に係る援助</u>) 第9条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定</u>を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに<u>教育・保育給付認定</u>の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われる	2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定</u>の変更の認定の申請が遅くとも<u>教育・保育給付認定保護者</u>が受けている<u>教育・保育給付認定の有効期</u>

改正前	改正後
よう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。 (心身の状況等の把握) 第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。 (小学校等との連携) 第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。 (特定教育・保育の提供の記録) 第12条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。 (利用者負担額等の受領) 第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、保育給付認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（法第27条第3項第2号に掲げる額）（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。	間の満了日の30日前には行われよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。 (心身の状況等の把握) 第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子ども心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。 (小学校等との連携) 第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。 (特定教育・保育の提供の記録) 第12条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。 (利用者負担額等の受領) 第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育について法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。
2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用	2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。）の支払

改正前	改正後
の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。 3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。 (1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用 (2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用 (3) 食事の提供に要する費用(法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前教育子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前教育子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)	を受けるものとする。 3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 (1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用 (2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用 (3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用 ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供 (ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前教育子どもに該当す

改正前	改正後
	る教育・保育給付認定子ども 7万7,101円 (イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。 イ(イ)において同じ。) 5万7,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円) イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。) (ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除き、特別利用教育を受ける者を含む。) 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子どものうち最年長者から3番目以降の子どもである者 (イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども(3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者及び特別利用教育を受ける者を除き、特別利用保育を受ける者を含む。)に該当する教育・保育給付認定子ども 特定被監護者等のうち最年長者から3番目以降の子どもである者 ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供 エ 利用者が、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死が明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻をしたことがないものであつて母となつたことのある女子」と、「扶養親族その他その者と生計を一にする親族」とあるのを「扶養親族(子

改正前	改正後
(4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用 (5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの 5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。 6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書を要しない。 (施設型給付費等の額に係る通知等) 第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。）の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定	に限る。）又はその者と生計を一にする親族（子に限る。）と読み替えた場合において、同イに該当するときににおける副食の提供 オ 利用者が、地方税法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死が明らかでない者で政令で定めるもの」を「婚姻をしたことがないものであつて父となつたことのある男子」と、「その者と生計を一にする親族」を「その者と生計を一にする親族（子に限る。）」と読み替えた場合において、同号に該当するときににおける副食の提供 カ アからオまでに掲げるもののほか、特に区長が認める食事の提供 (4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用 (5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの 5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。 6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。 (施設型給付費等の額に係る通知等) 第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。）の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当

改正前	改正後
保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。	該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。
2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育を提供したことを証する書類を支給認定保護者に対して交付しなければならない。 (特定教育・保育の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下この号及び次号において「認定こども園法」という。)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。) (2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項 (3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。) (4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針	2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育を提供したことを証する書類を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。 (特定教育・保育の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子ども心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下この号及び次号において「認定こども園法」という。)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。) (2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項 (3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。) (4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針
2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たつ	2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たつ

改正前	改正後
ては、同号に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。 (特定教育・保育に関する評価等) 第16条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	ては、同号に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。 (特定教育・保育に関する評価等) 第16条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
(相談及び援助) 第17条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言を行わなければならない。 (緊急時等の対応) 第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもを保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 (支給認定保護者に関する市町村への通知) 第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもが保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。 (運営規程) 第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めてお	(相談及び援助) 第17条 特定教育・保育施設は、常に教育・保育給付認定子どもと心身の状況、その置かれている環境等の確な把握に努め、教育・保育給付認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。 (緊急時等の対応) 第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもを保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 (教育・保育給付認定保護者に関する市町村への通知) 第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもが保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該施設型給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。 (運営規程) 第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めてお

改正前	改正後
かなければならない。 (1) 施設の目的及び運営の方針 (2) 提供する特定教育・保育の内容 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日 (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6) 第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもに区分ごとの利用定員 (7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定教育・保育施設の利用に当たっての留意事項（第6条第2項及び第3項に規定する選考の方法を含む。） (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項（勤務体制の確保等） 第21条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならぬ。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を	かなければならない。 (1) 施設の目的及び運営の方針 (2) 提供する特定教育・保育の内容 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日 (5) <u>教育・保育給付認定保護者</u>から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6) 第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもに区分ごとの利用定員 (7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定教育・保育施設の利用に当たっての留意事項（第6条第2項及び第3項に規定する選考の方法を含む。） (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項（勤務体制の確保等） 第21条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、適切な特定教育・保育を提供することができよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならぬ。ただし、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を

改正前	改正後
確保しなければならない。 (利用定員の遵守) 第22条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 (揭示) 第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 (支給認定子どもを平等に取り扱う原則) 第24条 特定教育・保育施設においては、支給認定子ども^{（注）}の国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するかどうかによって、差別的取扱いをしてはならない。 (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子ども^{（注）}の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (懲戒に係る権限の濫用禁止) 第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所）に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその支給認定子ども^{（注）}の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。 (秘密保持等) 第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その	確保しなければならない。 (利用定員の遵守) 第22条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 (揭示) 第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 (教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則) 第24条 特定教育・保育施設においては、<u>教育・保育給付認定子ども</u>の国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するかどうかによって、差別的取扱いをしてはならない。 (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他<u>当該教育・保育給付認定子ども</u>の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (懲戒に係る権限の濫用禁止) 第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所）に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその<u>教育・保育給付認定子ども</u>の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。 (秘密保持等) 第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その

改正前	改正後
業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。 (情報の提供等) 第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができように、当該特定教育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。 (利益供与等の禁止) 第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）教育・保育施設（法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。）若しくは地域型保育（同条第5項に規定する地域型保育をいう。次項及び第39条第4項において同じ。）を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家	業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。 (情報の提供等) 第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。 (利益供与等の禁止) 第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）教育・保育施設（法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。）若しくは地域型保育（同条第5項に規定する地域型保育をいう。次項及び第39条第4項において同じ。）を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家

改正前	改正後
族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。 (苦情解決)	族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。 (苦情解決)
第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族（以下この条において「支給認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子ども等の家族（以下この条において「教育・保育給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。	2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
5 特定教育・保育施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。 (地域との連携等)	5 特定教育・保育施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。 (地域との連携等)
第31条 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	第31条 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。
(事故発生の防止及び発生時の対応)	(事故発生の防止及び発生時の対応)
第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、	第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、

改正前	改正後
次の各号に定める措置を講じなければならない。 (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じて改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。 (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。	次の各号に定める措置を講じなければならない。 (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じて改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。 (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合、速やかに市町村、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。	2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合、速やかに市町村、当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。	3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 (会計の区分)	4 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 (会計の区分)
第33条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。 (記録の整備)	第33条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。 (記録の整備)
第34条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておくなければならない。 2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画	第34条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておくなければならない。 2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画

改正前	改正後
(2) 第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録 (3) 第19条に規定する市町村への通知に係る記録 (4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (5) 第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	(2) 第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録 (3) 第19条に規定する市町村への通知に係る記録 (4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (5) 第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
第3節 特例施設型給付費に関する基準 (特別利用保育の基準)	第3節 特例施設型給付費に関する基準 (特別利用保育の基準)
第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。	第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。
3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども」とする。 (特別利用教育の基準)	3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とする。 (特別利用教育の基準)

改正前	改正後
第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに規定する法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの総数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同項第1号に掲げる就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。」とあるのは「除く。」とする。	第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの総数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とする。
第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準 第1節 利用定員に関する基準 第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつてはその利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（同	第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準 第1節 利用定員に関する基準 第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつてはその利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（同

改正前	改正後
条に規定する小規模保育事業B型をいう。)にあってはその利用定員の数を6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(同条に規定する小規模保育事業C型をいう。付則第4条において同じ。)にあってはその利用定員の数を6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあってはその利用定員の数を1人とする。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所においては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。))の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。 第2節 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意) 第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類及び名称、当該連携施設が行う連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を	条に規定する小規模保育事業B型をいう。)にあってはその利用定員の数を6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(同条に規定する小規模保育事業C型をいう。付則第4条において同じ。)にあってはその利用定員の数を6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあってはその利用定員の数を1人とする。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所においては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。))の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。 第2節 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意) 第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類及び名称、当該連携施設が行う連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を

改正前	改正後
交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならぬ。 2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。 (正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第39条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超える場合には、<u>教育・保育の必要</u>の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 3 前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。 4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 (あっせん、調整及び要請に対する協力) 第40条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前	交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならぬ。 2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。 (正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第39条 特定地域型保育事業者は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、<u>教育・保育給付認定</u>に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>教育・保育給付認定子ども</u>が優先的に利用できるよう、選考するものとする。 3 前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ<u>教育・保育給付認定保護者</u>に明示した上で、当該選考を行わなければならない。 4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 (あっせん、調整及び要請に対する協力) 第40条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前

改正前	改正後
子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に對し、できる限り協力しなければならない。 （心身の状況等の把握） 第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。 （特定教育・保育施設等との連携） 第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 （1） 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 （2） 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。）を提供すること。 （3） 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども（事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。	子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に對し、できる限り協力しなければならない。 （心身の状況等の把握） 第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>教育・保育給付認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。 （特定教育・保育施設等との連携） 第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 （1） 特定地域型保育の提供を受けている<u>教育・保育給付認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 （2） 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。）を提供すること。 （3） 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた<u>教育・保育給付認定子ども</u>（事業所内保育事業を利用する<u>教育・保育給付認定子ども</u>にあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受

改正前	改正後
2 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障がい、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障がい児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の区の指定する施設を適切に確保しなければならない。 3 事業所内保育事業を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。 4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。 （利用者負担額等の受領） 第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合には同項第3号に規定する市町村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29	け入れて教育・保育を提供すること。 2 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障がい、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障がい児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の区の指定する施設を適切に確保しなければならない。 3 事業所内保育事業を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。 4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、<u>教育・保育給付認定子ども</u>について、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。 （利用者負担額等の受領） 第43条 <u>特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。</u> 2 <u>特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準</u>

改正前	改正後
条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。	額（法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。
3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。	3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。
4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を支給認定保護者から受けることができる。 (1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品の購入に要する費用 (2) 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用 (3) 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用	4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 (1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品の購入に要する費用 (2) 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用 (3) 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用 (4) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用
ア 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イにおいて同じ。）のうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教	ア 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イにおいて同じ。）のうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教

改正前	改正後
	育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が5万7,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円）未満であるものに対する副食の提供 イ 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども（3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者及び特別利用教育を受ける者を除き、特別利用保育を受ける者を含む。）に該当する教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。）が同一の世帯に3人以上いる場合に特定被監護者等のうち最年長者から3番目以降の子どもである者に対する副食の提供（アに該当するものを除く。） ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供 エ 利用者が、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死が明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻をしたことがないものであつて母となつたことのある女子」と、「扶養親族その他その者と生計を一にする親族」とあるのを「扶養親族（子に限る。）又はその者と生計を一にする親族（子に限る。）」と読み替えた場合において、同イに該当するときにおける副食の提供 オ 利用者が、地方税法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死が明らかでない者で政令で定めるもの」を「婚姻をしたことがないものであつて父となつたことのある男子」と、「その者と生計を一にする親族」を「その者と生計を一にする親族（子に限る。）」と読み替えた場合において、同号に該当するときにおける副食の提供 カ アからオまでに掲げるもののほか、特に区長が認める食事の提供

改正前	改正後
(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの 5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。 6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払については、文書によることを要しない。 (特定地域型保育の取扱方針) 第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。 (特定地域型保育に関する評価等) 第45条 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 (運営規程) 第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1) 事業の目的及び運営の方針	(5) 前各号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に負担させることが適当と認められるもの 5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し交付しなければならない。 6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに<u>教育・保育給付認定保護者</u>に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。 (特定地域型保育の取扱方針) 第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。 (特定地域型保育に関する評価等) 第45条 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 (運営規程) 第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1) 事業の目的及び運営の方針

改正前	改正後
(2) 提供する特定地域型保育の内容 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びに特定地域型保育の提供を行わない日 (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6) 利用定員 (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項（第39条第2項に規定する選考の方法を含む。） (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項（勤務体制の確保等） 第47条 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかねばならない。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならぬ。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 （利用定員の遵守） 第48条 特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童	(2) 提供する特定地域型保育の内容 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びに特定地域型保育の提供を行わない日 (5) <u>教育・保育給付認定保護者</u>から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6) 利用定員 (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項（第39条第2項に規定する選考の方法を含む。） (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他<u>特定地域型保育事業の運営</u>に関する重要事項（勤務体制の確保等） 第47条 特定地域型保育事業者は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかねばならない。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならぬ。ただし、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 （利用定員の遵守） 第48条 特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童

改正前	改正後
福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 (計画及び記録の整備) 第49条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次の各号に掲げる計画及び記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 第44条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画 (2) 次条において準用する第12条に規定した特定地域型保育に係る必要な事項の記録 (3) 次条において準用する第19条に規定する市町村への通知に係る記録 (4) 次条において準用する第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (5) 次条において準用する第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (準用) 第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。)」とあるのは「特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。)」に係る地域型保育給付費(法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいい、法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。)」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項及び第	福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 (計画及び記録の整備) 第49条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次の各号に掲げる計画及び記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 第44条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画 (2) 次条において準用する第12条に規定した特定地域型保育に係る必要な事項の記録 (3) 次条において準用する第19条に規定する市町村への通知に係る記録 (4) 次条において準用する第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (5) 次条において準用する第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (準用) 第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。)」とあるのは「特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。)」に係る地域型保育給付費(法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいい、法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。)」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項及び第

改正前	改正後
19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。	19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。
第3節 特例地域型保育給付費に関する基準 (特別利用地域型保育の基準) 第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合は、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。	第3節 特例地域型保育給付費に関する基準 (特別利用地域型保育の基準) 第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合は、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもを含む。))の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。	2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。))の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。
3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、この章(第39条第2項及び第40条第2項を除く。)の規定を適用する。	3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、この章(第39条第2項及び第40条第2項を除く。)の規定を適用する。
(特定利用地域型保育の基準) 第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合は、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。	(特定利用地域型保育の基準) 第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合は、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供	2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供

改正前

改正後

する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び特定地域型保育所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、この章の規定を適用する。

第4章 事務の委任 (事務の委任)

第53条 区長は、この条例に定める事務を足立区教育委員会に委任する。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、法の施行の日から施行する。

(特定保育所に関する特例)

第2条 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）が特定教育・保育を提供する場合には、当分の間、第13条第1項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が）とあるのは「当該特定教育・保育施設が」と、「額とし」とあるのは「額をいい」と、「定める額とする。」をいう。）とあるのは「定める額をいう。」）と、同条第2項中「（法第27条第3項第1号に掲げる額）とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市町村の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は

する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、この章の規定を適用する。

第4章 事務の委任

第53条 区長は、この条例に定める事務を足立区教育委員会に委任する。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、法の施行の日から施行する。

(特定保育所に関する特例)

第2条 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）が特定教育・保育を提供する場合には、当分の間、第13条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）と、同条第2項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市町村の同意を得て、」と、第

改正前	改正後
受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」と、「当該施設型給付費の支給」とあるのは「当該委託費の支払」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。 2 特定保育所は、市町村から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。 (施設型給付費等に関する経過措置) 第3条 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合には、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「同項第2号ロ(1)に規定する市町村が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)」と、「法第28条第2項第2号ロに規定する市町村が定める額の合計額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)」とあるのは「同項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)」及び同号ロ(2)に規定する市町村が定める額の合計額」と、「同項	19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」と、「当該施設型給付費の支給」とあるのは「当該委託費の支払」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。 2 特定保育所は、市町村から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。 (削除)

改正前	改正後
第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」とする。 2 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合においては、当分の間、第43条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する市町村が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額)及び同号イ(2)に規定する市町村が定める額の合計額」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」とする。 (小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置) 第4条 小規模保育事業C型にあっては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、第37条第1項中「6人以上10人以下」とあるのは、「6人以上15人以下」とする。 (連携施設に関する経過措置) 第5条 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると足立区が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保しないことができる。	(小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置) 第3条 小規模保育事業C型にあっては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、第37条第1項中「6人以上10人以下」とあるのは、「6人以上15人以下」とする。 (連携施設に関する経過措置) 第4条 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると足立区が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保しないことができる。

付 則 (令和元年 月 日 条例第 号)

この条例は令和元年10月1日から施行する。

第 5 1 号議案

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担
に関する条例の一部を改正する条例の送付について
上記の議案を提出する。

令和元年 8 月 2 9 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担
に関する条例の一部を改正する条例

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関
する条例（平成 2 7 年足立区条例第 3 7 号）の一部を次のように改正す
る。

第 2 条第 1 項第 1 号中「昭和 2 5 年法律第 1 6 4 号」を「昭和 2 2 年
法律第 1 6 4 号」に改める。

第 3 条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め
る。

第 4 条中「利用者負担額」を「3 歳未満の教育・保育給付認定子ども
の利用者負担額」に、「別表第 6」を「別表第 4」に改め、同条を同条
第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

3 歳以上の教育・保育給付認定子どもの利用者負担額は、0 円とす
る。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 3 第 1 項の規定にかかわらず、3 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1
日までの間にある教育・保育給付認定子ども（法第 1 9 条第 1 項第 1
号に該当する者及び法第 2 8 条第 1 項第 2 号に規定する特別利用保育
を受ける者を除く。）は、3 歳未満とみなして、前項の規定を適用す
る。

第 5 条第 1 項を次のように改める。

前条第2項本文及び同条第3項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯のうち、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合で、2人目の子どもが法第19条第1項第2号又は第3号に係る教育・保育給付認定子ども（以下「2号又は3号教育・保育給付認定子ども」という。）である場合の当該子どもの利用者負担額は、別表第1から別表第4までに定める額に0.5を乗じて得た額とする。ただし、2号又は3号教育・保育給付認定子どもに係る利用者についての市町村民税所得割合算額（特定教育・保育等のあった月の属する年度分。ただし、当該特定教育・保育等のあった月が4月から8月までの場合にあっては前年度分とする。以下同じ。）が7万7,101円未満であって、利用者又は利用者と同一の世帯に属する者が要保護者等に該当する場合における当該利用者が属する世帯のうち最も出生が早い2号又は3号認定子どもの利用者負担額については、別表第4D4の項中「19,500円」とあるのは「9,000円」と、「19,300円」とあるのは「9,000円」と、同表D5の項中「22,100円」とあるのは「9,000円」と、「21,700円」とあるのは「9,000円」と、同表D6の項中「24,700円」とあるのは「9,000円」と、「24,300円」とあるのは「9,000円」と、同表D7の項中「27,300円」とあるのは「9,000円」と、「26,800円」とあるのは「9,000円」とする。

第5条第2項を削り、同条第3項中「前条本文」を「前条第2項及び同条第3項」に、「当該世帯内で、最も出生が早い支給認定子どもから順に、支給認定こども」を「生計を一にする世帯のうち、特定被監護者等が2人以上いる場合で、教育・保育給付認定子ども」に、「2号又は3号認定子ども」を「2号又は3号教育・保育給付認定子ども」に、「無料」を「0円」に改め、同項を同条第2項とする。

第 6 条から第 6 条の 3 までを削る。

第 7 条第 2 項中「別表第 10」を「別表第 5」に改め、同条第 3 項中「別表第 11」を「別表第 6」に改め、同条を第 6 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(教育・保育利用における給食費の徴収)

第 7 条 区長は、区が設置する特定教育・保育施設及び認可外保育施設が満 3 歳以上の教育・保育給付認定子ども（3 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者を除く。）に給食の提供を行ったときは、利用者から食材料費相当分として月額 4,500 円を徴収する。

第 9 条中「第 7 条」を「第 6 条」に改める。

第 11 条第 1 項中「及び認可外保育施設」を「、認可外保育施設及び私立認可保育所」に改め、同条第 2 項中「第 56 条第 8 項」を「第 56 条第 6 項」に改める。

第 13 条中「第 7 条」を「第 6 条」に改める。

別表第 1 階層の部 3 歳未満児の項、同表 3 歳児の欄及び同表 4 歳以上児の欄を削り、同表備考 1 各号列記以外の部分中「別表第 6」を「別表第 4」に改め、同表備考 3 中「、別表第 2 から別表第 6 まで、別表第 8 及び別表第 9」を「及び別表第 2 から別表第 4 まで」に改める。

別表第 2 階層の部 3 歳未満児の項、同表 3 歳児の欄及び同表 4 歳以上児の欄を削る。

別表第 3 階層の部 3 歳未満児の項、同表 3 歳児の欄及び同表 4 歳以上児の欄を削る。

別表第 4 階層の部 3 歳未満児の項及び同表 3 歳以上児の欄を削る。

別表第 5 から別表第 9 までを削る。

別表第 10 年末保育の項特別保育利用料の欄を次のように改める。

日額 2,200 円
加えて、食事又は間食の提供を受けた者にあつては、その費用として規則で定める額

別表第10病後児保育の部B階層、C階層及びD階層の項特別保育利用料の欄を次のように改める。

日額	月～金	2,200円
	土	1,750円
加えて、食事又は間食の提供を受けた者にあつては、その費用として規則で定める額		

別表第10備考2中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同表を別表第5とする。

別表第11中「第7条」を「第6条」に改め、同表預かり保育の部学期中の項中「400円」を「350円」に改め、同部長期休業中の款午前9時から午後2時までの項特別保育利用料（日額）の欄を次のように改める。

350円
加えて、食事又は間食の提供を受けた者にあつては、その費用として規則で定める額

別表第11預かり保育の部長期休業中の款午前9時から午後5時までの項特別保育利用料（日額）の欄を次のように改める。

700円
加えて、食事又は間食の提供を受けた者にあつては、その費用として規則で定める額

別表第11を別表第6とする。

付 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（提案理由）

令和元年度足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会の答申を受け、利用者負担額を変更する必要があるので、この条例案を提出い

たします。

第 5 1 号 議 案 説 明 資 料

令和元年 8 月 2 9 日

件 名	足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の送付について
所 管 部 課 名	子ども家庭部 子ども施設入園課、子ども政策課
内 容	足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例（平成 2 7 年足立区条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。 1 改正の理由 令和元年 1 0 月 1 日付、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」の施行に伴い、利用者負担の一部を改正する必要があるため。 2 主な改正内容（詳細は、別紙・新旧対照表のとおり） （1）幼稚園（新制度）、認可保育施設等、3 歳から 5 歳全世帯の利用料の無償化 幼児教育・保育無償化に伴い、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子ども（3 歳から 5 歳）の保育料を無償とする。（ただし、満 3 歳に達する最初の 3 月 3 1 日までの間にある教育・保育給付認定子どもを除く。） なお、3 歳から 5 歳の保育料に含まれていた食材料費相当（副食費）については、無償化の対象外とし、別に月 4, 5 0 0 円を徴収する。 （2）0 歳から 2 歳の課税世帯における多子世帯に対する利用料の軽減の拡充 多子世帯に対する利用料の軽減について、次のとおり拡充する。 年齢 ← 【現 行】 保育所等に入所している子どもの人数からカウントして、第 2 子半額、第 3 子以降無償。 小学校 保育所  (1 人目)  1 子 (2 人目)  2 子 (3 人目) 【変更後】 保育所等に入所しているしていないに関わらず、実際の子どもの人数でカウントして、第 2 子半額、第 3 子以降無償。  1 子 (1 人目)  2 子 (2 人目)  3 子 (3 人目) 3 施行年月日 令和元年 1 0 月 1 日から施行する。
今後の方針	令和元年 1 0 月 1 日の施行に向けて、区民、保育施設等関係機関に周知し、円滑な運用を行う。

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正前	改正後
○足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例 改正 平成27年3月19日条例第37号 平成28年3月25日条例第33号 平成28年6月23日条例第50号 平成29年6月23日条例第31号 平成30年3月28日条例第29号 平成30年7月2日条例第46号	○足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例 改正 平成27年3月19日条例第37号 平成28年3月25日条例第33号 平成28年6月23日条例第50号 平成29年6月23日条例第31号 平成30年3月28日条例第29号 平成30年7月2日条例第46号 令和元年 月 日 条例第 号
足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例を公布する。 足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例 (趣旨)	足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例を公布する。 足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例 (趣旨)
第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく子どものための教育・保育給付（法附則第6条第1項の規定による委託費の支払を含む。）に係る教育若しくは保育又は特別保育を受ける小学校就学前子どもの保護者又は扶養義務者（以下「利用者」という。）が負担すべき費用その他必要な事項を定めるものとする。 (定義)	第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく子どものための教育・保育給付（法附則第6条第1項の規定による委託費の支払を含む。）に係る教育若しくは保育又は特別保育を受ける小学校就学前子どもの保護者又は扶養義務者（以下「利用者」という。）が負担すべき費用その他必要な事項を定めるものとする。 (定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 認可外保育施設 児童福祉法（昭和25年法律第164号）第39条第1項に規定する保育を目的とするものであって、同法第35条第3項によらず足立区（以下「区」という。）が設置する施設をいう。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 認可外保育施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育を目的とするものであって、同法第35条第3項によらず足立区（以下「区」という。）が設置する施設をいう。

改正前	改正後
(2) 私立認可保育所 法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。 (3) 幼稚園型認定こども園 東京都認定こども園の認定要件に関する条例(平成18年東京都条例第174号)第3条第1号に規定する認定こども園をいう。 (4) 利用者負担額 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項第1号から第3号までに規定する市町村が定める額並びに認可外保育施設の利用に係る負担額をいう。 (5) 特定教育・保育等 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び認可外保育施設における保育をいう。 (6) 保育標準時間 子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。)第4条第1項に規定する1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の区分をいう。 (7) 保育短時間 府令第4条第1項に規定する1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の区分をいう。 (8) 長時間利用 認定こども園において、保育標準時間又は保育短時間を利用することをいう。 (9) 短時間利用 認定こども園において、東京都認定こども園の認定要件に関する条例第4条第1項に規定する共通利用時間のみを利用することとをいう。 (10) 特別保育 足立区における保育の利用等に関する条例(平成23年足立区条例第4号)第11条第1項に規定する特別保育及び足立区立認定こども園条例(平成23年足立区条例第35号)第5条第1項第3号に規定する預かり保育をいう。 (11) 特定負担額 私立認定こども園において、施設別に特定教育・保育の質向上の対価として定める額	(2) 私立認可保育所 法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。 (3) 幼稚園型認定こども園 東京都認定こども園の認定要件に関する条例(平成18年東京都条例第174号)第3条第1号に規定する認定こども園をいう。 (4) 利用者負担額 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項第1号から第3号までに規定する市町村が定める額並びに認可外保育施設の利用に係る負担額をいう。 (5) 特定教育・保育等 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び認可外保育施設における保育をいう。 (6) 保育標準時間 子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。)第4条第1項に規定する1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の区分をいう。 (7) 保育短時間 府令第4条第1項に規定する1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の区分をいう。 (8) 長時間利用 認定こども園において、保育標準時間又は保育短時間を利用することをいう。 (9) 短時間利用 認定こども園において、東京都認定こども園の認定要件に関する条例第4条第1項に規定する共通利用時間のみを利用することとをいう。 (10) 特別保育 足立区における保育の利用等に関する条例(平成23年足立区条例第4号)第11条第1項に規定する特別保育及び足立区立認定こども園条例(平成23年足立区条例第35号)第5条第1項第3号に規定する預かり保育をいう。 (11) 特定負担額 私立認定こども園において、施設別に特定教育・保育の質向上の対価として定める額
2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法にお	2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法にお

改正前	改正後
いて使用する用語の例による。 (利用者負担額の徴収等) 第3条 区長は、区が設置する特定教育・保育施設及び認可外保育施設が区の区域内に住所を有する支給認定子どもに特定教育・保育等を行ったときは、次条に規定する利用者負担額を利用者から徴収する。 2 特定教育・保育施設（区が設置する特定教育・保育施設及び私立認可保育所を除く。）及び特定地域型保育事業者は、区の区域内に住所を有する支給認定子どものための特定教育・保育等を行ったときは、次条に規定する利用者負担額の支払を利用者から受けるものとする。 3 区長は、他の区市町村の区域内に住所を有する支給認定子どもが、区が設置する特定教育・保育施設及び区内の私立認可保育所を利用する場合は、当該支給認定子どもが居住する区市町村が定める利用者負担額を利用者から徴収する。 4 特定教育・保育施設（区が設置する特定教育・保育施設及び私立認可保育所を除く。）及び特定地域型保育事業者は、他の区市町村の区域内に住所を有する支給認定子どもが当該特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者を利用する場合には、当該支給認定子どもが居住する区市町村が定める利用者負担額の支払を利用者から受けるものとする。 (特定教育・保育等の利用に係る利用者負担額) 第4条 利用者負担額は、利用する施設及び事業ごとに別表第1から別表第6までに定めるとおりとする。ただし、これらの表に定める利用者負担額が法第27条第3項第2号、第28条第2項第1号から第3号までで規定する政令で定める額（以下「政令額」という。）を超えることとなる場合は、政令額を上限とする。	いて使用する用語の例による。 (利用者負担額の徴収等) 第3条 区長は、区が設置する特定教育・保育施設及び認可外保育施設が区の区域内に住所を有する教育・保育給付認定子どもに特定教育・保育等を行ったときは、次条に規定する利用者負担額を利用者から徴収する。 2 特定教育・保育施設（区が設置する特定教育・保育施設及び私立認可保育所を除く。）及び特定地域型保育事業者は、区の区域内に住所を有する教育・保育給付認定子どものための特定教育・保育等を行ったときは、次条に規定する利用者負担額の支払を利用者から受けるものとする。 3 区長は、他の区市町村の区域内に住所を有する教育・保育給付認定子どもが、区が設置する特定教育・保育施設及び区内の私立認可保育所を利用する場合には、当該教育・保育給付認定子どもが居住する区市町村が定める利用者負担額を利用者から徴収する。 4 特定教育・保育施設（区が設置する特定教育・保育施設及び私立認可保育所を除く。）及び特定地域型保育事業者は、他の区市町村の区域内に住所を有する教育・保育給付認定子どもが当該特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者を利用する場合には、当該教育・保育給付認定子どもが居住する区市町村が定める利用者負担額の支払を利用者から受けるものとする。 (特定教育・保育等の利用に係る利用者負担額) 第4条 3歳以上の教育・保育給付認定子どもの利用者負担額は、0円とする。 2 3歳未満の教育・保育給付認定子どもの利用者負担額は、利用する施設及び事業ごとに別表第1から別表第4までに定めるとおりとする。ただし、これらの表に定める利用者負担額が法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項第1号から第3号までで規定する政令で定める額（以下「政令額」という。）を超えることとなる場合は、政令額を上限とする。

改正前

改正後

(保育の利用における利用者負担額の調整)

第5条 前条本文の規定にかかわらず、生計を一にする世帯のうち、特定教育・保育施設、認可外保育施設又は特定地域型保育事業（以下この項において「対象施設等」という。）を2人以上の支給認定子ども（現に対象施設等を利用しているものに限る。以下この条及び次条において同じ。）が利用しているもの（以下この条において「当該世帯」という。）であつて、かつ、当該世帯内で最も出生が早い支給認定子どもから順に、支給認定子どものうち2人目の子どもが法第19条第1項第2号又は第3号に係る支給認定子ども（以下「2号又は3号認定子ども」という。）である場合の当該子ども（以下「2号又は3号認定子ども」という。）に係る利用者負担額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 当該子どもが特定教育・保育施設（保育所及び認定こども園（長時間利用）に限る。）、認可外保育施設又は特定地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）を利用する場合 別表第7に定める額

(2) 当該子どもが居宅訪問型保育事業を利用する場合 別表第4に定める額に0.5を乗じて得た額

3 第1項の規定にかかわらず、3歳に達する日以後の最初の3月31日まで間にある教育・保育給付認定子ども（法第19条第1項第1号に該当する者及び法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育を受ける者を除く。）は、3歳未満とみなして、前項の規定を適用する。

(保育の利用における利用者負担額の調整)

第5条 前条第2項本文及び同条第3項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯のうち、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下単に「特定被監護者等」という。）が2人以上いる場合で、2人目の子どもが法第19条第1項第2号又は第3号に係る教育・保育給付認定子ども（以下「2号又は3号教育・保育給付認定子ども」という。）である場合の当該子どもの利用者負担額は、別表第1から別表第4に定める額に0.5を乗じて得た額とする。ただし、2号又は3号教育・保育給付認定子どもに係る利用者についての市町村民税所得割合算額（特定教育・保育等のあつた月の属する年度分。ただし、当該特定教育・保育等のあつた月が4月から8月までの場合にあつては前年度分とする。以下同じ。）が7万7,101円未満であつて、利用者又は利用者と同一の世帯に属する者が要保護者等に該当する場合における当該利用者が属する世帯のうち最も出生が早い2号又は3号認定子どもの利用者負担額については、別表第4 D 4の項中「19,500円」とあるのは「9,000円」と、「19,300円」とあるのは「9,000円」と、同表D 5の項中「22,100円」とあるのは「9,000円」と、「21,700円」とあるのは「9,000円」と、同表D 6の項中「24,700円」とあるのは「9,000円」と、「24,300円」とあるのは「9,000円」と、同表D 7の項中「27,300円」とあるのは「9,000円」と、「26,800円」とあるのは「9,000円」とする。

(削除)

2 前項の規定にかかわらず、2号又は3号認定子どもに係る利用者についての市町村民税所得割合算額（特定教育・保育等のあつた月の属する年度

改正前	改正後
分。ただし、当該特定教育・保育等のあった月が4月から8月までの場合にあっては前年度分とする。以下同じ。)が77,101円未満であって、利用者又は利用者と同一の世帯に属する者が要保護者等に該当する場合は、当該利用者が属する世帯における最も出生が早い2号又は3号認定子どもの利用者負担額は、別表第1から別表第4までに定める額に0.5を乗じて得た額とする。ただし、別表第1D4の項中「12,600円」とあるのは「6,000円」と、「12,400円」とあるのは「6,000円」と、「12,100円」とあるのは「6,000円」と、同表D5の項中「14,600円」とあるのは「6,000円」と、「14,400円」とあるのは「6,000円」と、「14,100円」とあるのは「6,000円」と、「13,900円」とあるのは「6,000円」と、別表第2D5の項中「13,100円」とあるのは「6,000円」と、「12,900円」とあるのは「6,000円」と、「12,700円」とあるのは「6,000円」と、「12,500円」とあるのは「6,000円」と、別表第4D2の項中「12,300円」とあるのは「6,000円」と、「12,100円」とあるのは「6,000円」と、同表D3の項中「14,400円」とあるのは「6,000円」と、「14,200円」とあるのは「6,000円」と、同表D4の項中「19,500円」とあるのは「9,000円」と、「19,300円」とあるのは「9,000円」と、「16,500円」とあるのは「6,000円」と、「16,300円」とあるのは「6,000円」と、同表D5の項中「22,100円」とあるのは「9,000円」と、「21,700円」とあるのは「9,000円」と、「19,100円」とあるのは「6,000円」と、「18,800円」とあるのは「6,000円」と、同表D6の項中「24,700円」とあるのは「9,000円」と、「24,300円」とあるのは「9,000円」と、「21,700円」とあるのは「6,000円」と、「21,300円」とあるのは「6,000円」と、同表D7の項中「27,300円」とあるのは「9,000円」と、「26,800円」とあるのは「9,000円」と、「24,300円」とあるのは「6,000円」と、「23,900円」とあるのは「6,000円」とする。	2 前条第2項本文及び同条第3項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯のうち、特定被監護者等が2人以上いる場合で、<u>教育・保育給付認定子ども</u>のうち3人目以降の子どもが2号又は3号<u>教育・保育給付認定子ども</u>
3 前条本文の規定にかかわらず、当該世帯内で、最も出生が早い支給認定子どもから順に、支給認定こどものうち3人目以降の子どもが2号又は3号認定子どもである場合の当該子どもの利用者負担額は、無料とする。	

改正前	改正後
(教育の利用における利用者負担額の調整) 第6条 第4条本文の規定にかかわらず、生計を一にする世帯のうち、小学校1学年から3学年までの子ども又は特定教育・保育施設、認可外保育施設若しくは特定地域型保育事業を利用する支給認定子どもが2人以上いるもの(以下この条において「当該世帯」という。)であって、かつ、当該世帯内で最も出生が早い子ども(小学校3学年までのものに限る。)から順に、小学校1学年から3学年までの子ども及び支給認定子どものうち2人目の子どもが法第19条第1項第1号に係る支給認定子ども(以下「1号認定子ども」という。)である場合の当該子どもの利用者負担額は、利用する施設に応じて別表第8又は別表第9に定める額とする。 2 前項の規定にかかわらず、1号認定子どもに係る利用者についての市町村民税所得割合算額が77,101円未満であって、利用者又は利用者と同一の世帯に属する者が要保護者等に該当する場合は、当該利用者が属する世帯における最も出生が早い1号認定子どもの利用者負担額は、別表第5又は別表第6に定める額に0.5を乗じて得た額とする。ただし、別表第6C1の項中「10,100円」とあるのは「3,000円」とする。 3 当該世帯内で、最も出生が早い子ども(小学校3学年までのものに限る。)から順に、小学校1学年から3学年までの子ども及び支給認定子どものうち3人目以降の子どもが1号認定子どもである場合の当該子どもの利用者負担額は、無料とする。 (教育の利用における給食費の徴収) 第6条の2 区立認定こども園(短時間利用)においては、利用者負担額とは別に、給食費月額5,000円を徴収する。 (特定被監護者等が複数いる場合における利用者負担額の特例措置) 第6条の3 第4条から第6条までの規定にかかわらず、特定被監護者等が2人以上いる世帯で、かつ、1号認定子どもに係る利用者についての市町村民税所得割合算額が77,101円未満である場合は、特定被監護者等から順	である場合の当該子どもの利用者負担額は、<u>0円</u>とする。 (削除)

改正前	改正後
に、2人目の子どもが1号認定子どもである場合の当該子どもの利用者負担額は、利用する施設に応じて別表第8又は別表第9に定める額とする。 2 第4条から第6条までの規定にかかわらず、特定被監護者等が2人以上いる世帯で、かつ、2号又は3号認定子どもに係る利用者についての市町村民税所得割合算額が57,700円未満である場合は、特定被監護者等から順に、2人目の子どもが2号又は3号認定子どもである場合の当該子どもの利用者負担額は、別表第1から別表第4までに定める額に0.5を乗じて得た額とする。 3 前2項の場合において、特定被監護者等から順に、3人目以降の子どもが支給認定子どもである場合の当該子どもの利用者負担額は、無料とする。 4 前3項の規定にかかわらず、支給認定子どもに係る利用者についての市町村民税所得割合算額が77,101円未満であって、利用者又は利用者と同一の世帯に属する者が要保護者等に該当する場合は、特定被監護者等から順に、2人目以降の子どもが支給認定子どもである場合の当該子どもの利用者負担額は、無料とする。 (特別保育に係る利用料の徴収) 第7条 区長は、区が設置する特定教育・保育施設及び認可外保育施設において特別保育を行ったときは、特別保育に係る利用料（以下「特別保育利用料」という。）を利用者から徴収する。 2 区が設置する特定教育・保育施設（区立認定こども園を除く。）及び認可外保育施設に係る特別保育利用料の額は、別表第10に定めるとおりとする。 3 区立認定こども園に係る特別保育利用料の額は、別表第11に定めるとおりとする。	(特別保育に係る利用料の徴収) 第6条 区長は、区が設置する特定教育・保育施設及び認可外保育施設において特別保育を行ったときは、特別保育に係る利用料（以下「特別保育利用料」という。）を利用者から徴収する。 2 区が設置する特定教育・保育施設（区立認定こども園を除く。）及び認可外保育施設に係る特別保育利用料の額は、別表第5に定めるとおりとする。 3 区立認定こども園に係る特別保育利用料の額は、別表第6に定めるとおりとする。 (教育・保育利用における給食費の徴収) 第7条 区長は、区が設置する特定教育・保育施設及び認可外保育施設が満3歳以上の教育・保育給付認定子ども（3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）に給食の提供を行ったときは、利用者

改正前	改正後
(利用者負担額及び特別保育利用料の決定) 第8条 区長は、利用者負担額及び特別保育利用料（以下「利用者負担」という。）を決定し、又は変更したときは、その旨を特定教育・保育施設、認可外保育施設及び特定地域型保育事業の利用者並びにその利用に係る特定教育・保育施設及び認可外保育施設の長並びに特定地域型保育事業者に通知しなければならない。 (利用者負担の減額又は免除) 第9条 第4条から第7条までの規定にかかわらず、区長は、特別の事情があると認めるときは、利用者の申請に基づき、その利用者負担を減額し、又は免除することができる。 (利用者負担の納期限) 第10条 利用者は、前2条の規定により決定された利用者負担を指定された納期限までに納付しなければならない。 (督促及び滞納処分) 第11条 区長は、区が設置する特定教育・保育施設及び認可外保育施設の利用者が納付すべき金額を納期限までに納付しないときは、期限を指定して督促しなければならない。 2 区長は、利用者（認可外保育施設に係るものを除く。）が前項の規定による督促を受け、指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、児童福祉法第56条第8項の規定に基づき、地方税の滞納処分の例により処分することができる。 (利用者負担の不還付) 第12条 区が設置する特定教育・保育施設、認可外保育施設及び私立認可保育所を利用するために納めた利用者負担は、還付しない。ただし、区長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 (事務の委任)	から食材料費相当分として月額4,500円を徴収する。 (利用者負担額及び特別保育利用料の決定) 第8条 区長は、利用者負担額及び特別保育利用料（以下「利用者負担」という。）を決定し、又は変更したときは、その旨を特定教育・保育施設、認可外保育施設及び特定地域型保育事業の利用者並びにその利用に係る特定教育・保育施設及び認可外保育施設の長並びに特定地域型保育事業者に通知しなければならない。 (利用者負担の減額又は免除) 第9条 第4条から第6条までの規定にかかわらず、区長は、特別の事情があると認めるときは、利用者の申請に基づき、その利用者負担を減額し、又は免除することができる。 (利用者負担の納期限) 第10条 利用者は、前2条の規定により決定された利用者負担を指定された納期限までに納付しなければならない。 (督促及び滞納処分) 第11条 区長は、区が設置する特定教育・保育施設、認可外保育施設及び私立認可保育所の利用者が納付すべき金額を納期限までに納付しないときは、期限を指定して督促しなければならない。 2 区長は、利用者（認可外保育施設に係るものを除く。）が前項の規定による督促を受け、指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、児童福祉法第56条第6項の規定に基づき、地方税の滞納処分の例により処分することができる。 (利用者負担の不還付) 第12条 区が設置する特定教育・保育施設、認可外保育施設及び私立認可保育所を利用するために納めた利用者負担は、還付しない。ただし、区長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 (事務の委任)

改正前										改正後													
第13条 区長は、この条例に定める事務を足立区教育委員会に委任する。ただし、第3条第1項及び第3項、第7条第1項並びに第10条から前条までに定める事務を除く。 (委任)					第13条 区長は、この条例に定める事務を足立区教育委員会に委任する。ただし、第3条第1項及び第3項、第6条第1項並びに第10条から前条までに定める事務を除く。 (委任)					第14条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。 付 則 (令和元年 月 日 条例第 号) この条例は、令和元年10月1日から施行する。													
別表第1 (第4条関係)										別表第1 (第4条関係)													
認可保育所・認定こども園 (長時間利用) ・認可外保育施設										認可保育所・認定こども園 (長時間利用) ・認可外保育施設													
階層		階層区分の定義		利用者負担額 (月額)								階層		階層区分の定義		利用者負担額 (月額)							
				3歳未満児		3歳児		4歳以上児		(削除)						(削除)		(削除)					
				保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間					保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間				
A		生活保護適用中の世帯		0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円		0円		0円	0円	0円	0円	(削除)		(削除)	
B		A階層及びD階層を除き、特別区(市町村) 民税非課税世帯		0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円		0円		0円	0円	0円	0円	(削除)		(削除)	
C		A階層を除き、特別区(市町村) 民税均等割のみ課税世帯		0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円		0円		0円	0円	0円	0円	(削除)		(削除)	
D		A階層を1円以上除き、特24,999円別区(市以下課税町村) 民世帯		7,200円	7,100円	6,800円	6,700円	6,800円	6,700円	6,800円	6,700円	7,200円		7,100円		7,200円	7,100円	7,200円	7,100円	(削除)		(削除)	

階 層	階層区分の定義	利用者負担額 (月額)			
		(削減)		(削減)	
		保育標準時間	保育短時間	(削減)	(削減)
A	生活保護適用中の世帯	0円	0円	(削減)	(削減)
B	A階層及びD階層を除き、特別区(市町村) 民税非課税世帯	0円	0円	(削減)	(削減)
C	A階層を除き、特別区(市町村) 民税均等割のみ課税世帯	0円	0円	(削減)	(削減)
D	A階層を1円以上除き、特24,999円別区(市以下課税町村) 民世帯	7,200円	7,100円	(削減)	(削減)

改正前										改正後									
D 2	税所得割 課税世帯	25,000円 以上 34,999円 以下課税 世帯	9,100 円	8,900 円	8,700 円	8,600 円	8,600 円	8,500 円		D 2	税所得割 課税世帯	25,000円 以上 34,999円 以下課税 世帯	9,100 円	8,900 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	
D 3		35,000円 以上 49,999円 以下課税 世帯	12,000 円	11,800 円	10,500 円	10,300 円	10,200 円	10,000 円		D 3		35,000円 以上 49,999円 以下課税 世帯	12,000 円	11,800 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	
D 4		50,000円 以上 64,999円 以下課税 世帯	13,900 円	13,700 円	12,600 円	12,400 円	12,100 円	11,900 円		D 4		50,000円 以上 64,999円 以下課税 世帯	13,900 円	13,700 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	
D 5		65,000円 以上 89,999円 以下課税 世帯	15,000 円	14,700 円	14,600 円	14,400 円	14,100 円	13,900 円		D 5		65,000円 以上 89,999円 以下課税 世帯	15,000 円	14,700 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	
D 6		90,000円 以上 114,999 円以下課 税世帯	21,000 円	20,600 円	16,500 円	16,200 円	16,100 円	15,800 円		D 6		90,000円 以上 114,999 円以下課 税世帯	21,000 円	20,600 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	
D 7		115,000 円以上 144,999	24,700 円	24,300 円	18,300 円	18,000 円	18,200 円	17,900 円		D 7		115,000 円以上 144,999	24,700 円	24,300 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	

改正前										改正後									
		円以下課 税世帯									円以下課 税世帯								
D 8		145,000 円以上 174,999 円以下課 税世帯	27,500 円	27,000 円	20,300 円	20,000 円	20,000 円	19,900 円		D 8	145,000 円以上 174,999 円以下課 税世帯	27,500 円	27,000 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D 9		175,000 円以上 204,999 円以下課 税世帯	29,600 円	29,100 円	21,800 円	21,400 円	21,700 円	21,300 円		D 9	175,000 円以上 204,999 円以下課 税世帯	29,600 円	29,100 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D 10		205,000 円以上 234,999 円以下課 税世帯	31,500 円	31,000 円	23,000 円	22,600 円	22,900 円	22,500 円		D 10	205,000 円以上 234,999 円以下課 税世帯	31,500 円	31,000 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D 11		235,000 円以上 259,999 円以下課 税世帯	33,500 円	32,900 円	24,200 円	23,800 円	24,000 円	23,600 円		D 11	235,000 円以上 259,999 円以下課 税世帯	33,500 円	32,900 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D 12		260,000 円以上 284,999 円以下課 税世帯	35,200 円	34,600 円	25,500 円	25,100 円	24,000 円	23,600 円		D 12	260,000 円以上 284,999 円以下課 税世帯	35,200 円	34,600 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)

改正前										改正後						
D 13	285,000 円以上 309,999 円以下課 税世帯	37,000 円	36,400 円	26,700 円	26,200 円	24,000 円	23,600 円			D 13	285,000 円以上 309,999 円以下課 税世帯	37,000 円	36,400 円	(削除)	(削除)	(削除)
D 14	310,000 円以上 329,999 円以下課 税世帯	38,500 円	37,800 円	27,600 円	27,100 円	24,000 円	23,600 円			D 14	310,000 円以上 329,999 円以下課 税世帯	38,500 円	37,800 円	(削除)	(削除)	(削除)
D 15	330,000 円以上 349,999 円以下課 税世帯	41,200 円	40,500 円	29,600 円	29,100 円	25,000 円	24,600 円			D 15	330,000 円以上 349,999 円以下課 税世帯	41,200 円	40,500 円	(削除)	(削除)	(削除)
D 16	350,000 円以上 364,999 円以下課 税世帯	42,700 円	42,000 円	29,600 円	29,100 円	25,000 円	24,600 円			D 16	350,000 円以上 364,999 円以下課 税世帯	42,700 円	42,000 円	(削除)	(削除)	(削除)
D 17	365,000 円以上 379,999 円以下課 税世帯	44,200 円	43,400 円	29,600 円	29,100 円	25,000 円	24,600 円			D 17	365,000 円以上 379,999 円以下課 税世帯	44,200 円	43,400 円	(削除)	(削除)	(削除)
D 18	380,000 円以上 394,999	45,500 円	44,700 円	29,600 円	29,100 円	25,000 円	24,600 円			D 18	380,000 円以上 394,999	45,500 円	44,700 円	(削除)	(削除)	(削除)

改正前										改正後									
	円以下課 税世帯										円以下課 税世帯								
D 19	395,000 円以上 409,999 円以下課 税世帯	47,000 円	46,200 円	29,600 円	29,100 円	25,000 円	24,600 円				395,000 円以上 409,999 円以下課 税世帯	47,000 円	46,200 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D 20	410,000 円以上 424,999 円以下課 税世帯	51,400 円	50,500 円	30,600 円	30,100 円	26,000 円	25,600 円				410,000 円以上 424,999 円以下課 税世帯	51,400 円	50,500 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D 21	425,000 円以上 524,999 円以下課 税世帯	57,900 円	56,900 円	31,600 円	31,100 円	27,000 円	26,500 円				425,000 円以上 524,999 円以下課 税世帯	57,900 円	56,900 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D 22	525,000 円以上 724,999 円以下課 税世帯	63,700 円	62,600 円	32,600 円	32,000 円	28,000 円	27,500 円				525,000 円以上 724,999 円以下課 税世帯	63,700 円	62,600 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D 23	725,000 円以上 1,024,999 円以下課 税世帯	68,500 円	67,300 円	33,600 円	33,000 円	29,000 円	28,500 円				725,000 円以上 1,024,999 円以下課 税世帯	68,500 円	67,300 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)

改正前										改正後									
D 24	1, 025, 00 0 円 以上	71, 900 円	70, 700 円	35, 300 円	34, 700 円	30, 500 円	30, 000 円		D 24		1, 025, 00 0 円 以上	71, 900 円	70, 700 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)		
	1, 424, 99 9 円 以下 課税世帯										1, 424, 99 9 円 以下 課税世帯								
D 25	1, 425, 00 0 円 以上	75, 500 円	74, 200 円	37, 100 円	36, 500 円	32, 000 円	31, 500 円		D 25		1, 425, 00 0 円 以上	75, 500 円	74, 200 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)		
	課税世帯										課税世帯								

備考

1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる（付則別表第2、付則別表第3及び別表第2から別表第6までにおいて同じ。）。

(1) 均等割 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。

(2) 所得割 地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）の額（規則で定める法令の規定を適用しないで計算した額とする。）をいう。

2 この表における年齢区分の適用に当たっては、特定教育・保育等が行われた日が属する年度の初日の前日を基準日とし、その年齢区分は当該年度中に限り変更しないものとする（別表第2から別表第4までにおいて同じ。）。

3 4月から8月までの月分の利用者負担額にあっては前年度分の特別区（市町村）民税課税額を基に、9月から翌年3月までの月分の利用者負担額にあっては当該年度分の特別区（市町村）民税課税額を基に決定するものとする（付則別表第2、付則別表第3、別表第2から別表第6まで、別表第8及び別表第9において同じ。）。

備考

1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる（付則別表第2、付則別表第3及び別表第2から別表第4までにおいて同じ。）。

(1) 均等割 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。

(2) 所得割 地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）の額（規則で定める法令の規定を適用しないで計算した額とする。）をいう。

2 この表における年齢区分の適用に当たっては、特定教育・保育等が行われた日が属する年度の初日の前日を基準日とし、その年齢区分は当該年度中に限り変更しないものとする（別表第2から別表第4までにおいて同じ。）。

3 4月から8月までの月分の利用者負担額にあっては前年度分の特別区（市町村）民税課税額を基に、9月から翌年3月までの月分の利用者負担額にあっては当該年度分の特別区（市町村）民税課税額を基に決定するものとする（付則別表第2、付則別表第3及び別表第2から別表第4までにおいて同じ。）。

別表第2（第4条関係）

小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業（給食実施）

階層	階層区分の定義	利用者負担額（月額）			
		3歳未満児 保育標準 保育時間	3歳児 保育標準 保育時間	4歳以上児 保育標準 保育時間	
A	生活保護適用中の世帯	0円	0円	0円	0円
B	A階層及びD階層を除き、特別区（市町村）民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
C	A階層を除き、特別区（市町村）民税均等割のみ課税世帯	0円	0円	0円	0円
D 1	A階層を1円以上除き、特24,999円別区（市以下課税町村）民世帯	6,500円	6,400円	6,100円	6,000円
D 2	税所得割25,000円課税世帯以上34,999円以下課税世帯	8,200円	8,100円	7,800円	7,700円
					7,600円

別表第2（第4条関係）

小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業（給食実施）

階層	階層区分の定義	利用者負担額（月額）			
		保育標準 保育時間	保育短 時間	(削除)	(削除)
A	生活保護適用中の世帯	0円	0円	(削除)	(削除)
B	A階層及びD階層を除き、特別区（市町村）民税非課税世帯	0円	0円	(削除)	(削除)
C	A階層を除き、特別区（市町村）民税均等割のみ課税世帯	0円	0円	(削除)	(削除)
D 1	A階層を1円以上除き、特24,999円別区（市以下課税町村）民世帯	6,500円	6,400円	(削除)	(削除)
D 2	税所得割25,000円課税世帯以上34,999円以下課税世帯	8,200円	8,100円	(削除)	(削除)

改正前										改正後									
D 3	35,000円 以上	10,800 円	10,600 円	9,500 円	9,300 円	9,200 円	9,000 円			D 3	35,000円 以上	10,800 円	10,600 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
	49,999円 以下課税 世帯										49,999円 以下課税 世帯								
D 4	50,000円 以上	12,500 円	12,300 円	11,300 円	11,100 円	10,900 円	10,700 円			D 4	50,000円 以上	12,500 円	12,300 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
	64,999円 以下課税 世帯										64,999円 以下課税 世帯								
D 5	65,000円 以上	13,500 円	13,300 円	13,100 円	12,900 円	12,700 円	12,500 円			D 5	65,000円 以上	13,500 円	13,300 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
	89,999円 以下課税 世帯										89,999円 以下課税 世帯								
D 6	90,000円 以上	18,900 円	18,600 円	14,900 円	14,600 円	14,500 円	14,300 円			D 6	90,000円 以上	18,900 円	18,600 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
	114,999 円以下課 税世帯										114,999 円以下課 税世帯								
D 7	115,000 円以上	22,200 円	21,800 円	16,500 円	16,200 円	16,400 円	16,100 円			D 7	115,000 円以上	22,200 円	21,800 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
	144,999 円以下課 税世帯										144,999 円以下課 税世帯								
D 8	145,000 円以上	24,800 円	24,400 円	18,300 円	18,000 円	18,200 円	17,900 円			D 8	145,000 円以上	24,800 円	24,400 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)

改正前										改正後									
		174,999 円以下課 税世帯									174,999 円以下課 税世帯								
D 9		175,000 円以上 204,999 円以下課 税世帯	26,600 円	26,100 円	19,600 円	19,300 円	19,500 円	19,200 円		D 9	175,000 円以上 204,999 円以下課 税世帯	26,600 円	26,100 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D 10		205,000 円以上 234,999 円以下課 税世帯	28,400 円	27,900 円	20,700 円	20,300 円	20,600 円	20,200 円		D 10	205,000 円以上 234,999 円以下課 税世帯	28,400 円	27,900 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D 11		235,000 円以上 259,999 円以下課 税世帯	30,200 円	29,700 円	21,800 円	21,400 円	21,600 円	21,200 円		D 11	235,000 円以上 259,999 円以下課 税世帯	30,200 円	29,700 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D 12		260,000 円以上 284,999 円以下課 税世帯	31,700 円	31,200 円	23,000 円	22,600 円	21,600 円	21,200 円		D 12	260,000 円以上 284,999 円以下課 税世帯	31,700 円	31,200 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D 13		285,000 円以上 309,999 円以下課 税世帯	33,300 円	32,700 円	24,000 円	23,600 円	21,600 円	21,200 円		D 13	285,000 円以上 309,999 円以下課 税世帯	33,300 円	32,700 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)

改正前										改正後						
D 14	310, 000 円 以上 329, 999 円以下課 税世帯	34, 700 円	34, 100 円	24, 800 円	24, 400 円	21, 600 円	21, 200 円			D 14	310, 000 円 以上 329, 999 円以下課 税世帯	34, 700 円	34, 100 円	(削除)	(削除)	(削除)
D 15	330, 000 円 以上 349, 999 円以下課 税世帯	37, 100 円	36, 500 円	26, 600 円	26, 100 円	22, 500 円	22, 100 円			D 15	330, 000 円 以上 349, 999 円以下課 税世帯	37, 100 円	36, 500 円	(削除)	(削除)	(削除)
D 16	350, 000 円 以上 364, 999 円以下課 税世帯	38, 400 円	37, 700 円	26, 600 円	26, 100 円	22, 500 円	22, 100 円			D 16	350, 000 円 以上 364, 999 円以下課 税世帯	38, 400 円	37, 700 円	(削除)	(削除)	(削除)
D 17	365, 000 円 以上 379, 999 円以下課 税世帯	39, 800 円	39, 100 円	26, 600 円	26, 100 円	22, 500 円	22, 100 円			D 17	365, 000 円 以上 379, 999 円以下課 税世帯	39, 800 円	39, 100 円	(削除)	(削除)	(削除)
D 18	380, 000 円 以上 394, 999 円以下課 税世帯	41, 000 円	40, 300 円	26, 600 円	26, 100 円	22, 500 円	22, 100 円			D 18	380, 000 円 以上 394, 999 円以下課 税世帯	41, 000 円	40, 300 円	(削除)	(削除)	(削除)
D 19	395, 000 円 以上 409, 999	42, 300 円	41, 600 円	26, 600 円	26, 100 円	22, 500 円	22, 100 円			D 19	395, 000 円 以上 409, 999	42, 300 円	41, 600 円	(削除)	(削除)	(削除)

改正前										改正後									
		円以下課 税世帯									円以下課 税世帯								
D 20		410,000 円以上 424,999 円以下課 税世帯	46,300 円	45,500 円	27,500 円	27,000 円	23,400 円	23,000 円			410,000 円以上 424,999 円以下課 税世帯	46,300 円	45,500 円				(削除)	(削除)	(削除)
D 21		425,000 円以上 524,999 円以下課 税世帯	52,100 円	51,200 円	28,400 円	27,900 円	24,300 円	23,900 円			425,000 円以上 524,999 円以下課 税世帯	52,100 円	51,200 円				(削除)	(削除)	(削除)
D 22		525,000 円以上 724,999 円以下課 税世帯	57,300 円	56,300 円	29,300 円	28,800 円	25,200 円	24,800 円			525,000 円以上 724,999 円以下課 税世帯	57,300 円	56,300 円				(削除)	(削除)	(削除)
D 23		725,000 円以上 1,024,999 円以下 課税世帯	61,700 円	60,700 円	30,200 円	29,700 円	26,100 円	25,700 円			725,000 円以上 1,024,999 円以下 課税世帯	61,700 円	60,700 円				(削除)	(削除)	(削除)
D 24		1,025,000 円以上 1,424,999 円以下 課税世帯	64,700 円	63,600 円	31,800 円	31,300 円	27,500 円	27,000 円			1,025,000 円以上 1,424,999 円以下 課税世帯	64,700 円	63,600 円				(削除)	(削除)	(削除)

改正前										改正後									
D 25	1,425,00 0円以上 課税世帯	68,000 円	66,800 円	33,400 円	32,800 円	28,800 円	28,300 円			D 25	1,425,00 0円以上 課税世帯	68,000 円	66,800 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)		
別表第3（第4条関係） 小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業（給食未実施）										別表第3（第4条関係） 小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業（給食未実施）									
階 層	階層区分の定義	利用者負担額（月額）						階 層	階層区分の定義	利用者負担額（月額）									
		3歳未満児		3歳児		4歳以上児				(削除)		(削除)		(削除)					
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)		
A	生活保護適用中の世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	A	生活保護適用中の世帯	0円	0円	0円	0円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)		
B	A階層及びD階層を除き、特別区(市町村)民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	B	A階層及びD階層を除き、特別区(市町村)民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)		
C	A階層を除き、特別区(市町村)民税均等割のみ課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	C	A階層を除き、特別区(市町村)民税均等割のみ課税世帯	0円	0円	0円	0円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)		
D 1	A階層を1円以上除き、特24,999円別区(市以下課税町村)民世帯	5,200円	5,100円	4,900円	4,800円	4,900円	4,800円	D 1	A階層を1円以上除き、特24,999円別区(市以下課税町村)民世帯	5,200円	5,100円	5,200円	5,100円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)		
D 2	税所得割25,000円課税世帯以上34,999円以下課税世帯	6,600円	6,500円	6,200円	6,100円	6,200円	6,100円	D 2	税所得割25,000円課税世帯以上34,999円以下課税世帯	6,600円	6,500円	6,600円	6,500円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)		

改正前												改正後					
D 3	35,000円 以上 49,999円 以下課税 世帯	8,600 円	8,500 円	7,600 円	7,500 円	7,400 円	7,300 円			35,000円 以上 49,999円 以下課税 世帯	8,600 円	8,500 円	(削除)	(削除)	(削除)		
D 4	50,000円 以上 64,999円 以下課税 世帯	10,000 円	9,800 円	9,000 円	8,800 円	8,700 円	8,600 円			50,000円 以上 64,999円 以下課税 世帯	10,000 円	9,800 円	(削除)	(削除)	(削除)		
D 5	65,000円 以上 89,999円 以下課税 世帯	10,800 円	10,600 円	10,500 円	10,300 円	10,200 円	10,000 円			65,000円 以上 89,999円 以下課税 世帯	10,800 円	10,600 円	(削除)	(削除)	(削除)		
D 6	90,000円 以上 114,999 円以下課 税世帯	15,100 円	14,800 円	11,900 円	11,700 円	11,600 円	11,400 円			90,000円 以上 114,999 円以下課 税世帯	15,100 円	14,800 円	(削除)	(削除)	(削除)		
D 7	115,000 円以上 144,999 円以下課 税世帯	17,800 円	17,500 円	13,200 円	13,000 円	13,100 円	12,900 円			115,000 円以上 144,999 円以下課 税世帯	17,800 円	17,500 円	(削除)	(削除)	(削除)		
D 8	145,000 円以上 174,999	19,800 円	19,500 円	14,600 円	14,400 円	14,600 円	14,400 円			145,000 円以上 174,999	19,800 円	19,500 円	(削除)	(削除)	(削除)		

改正前										改正後									
		円以下課 税世帯									円以下課 税世帯								
D 9		175,000 円以上 204,999 円以下課 税世帯	21,300 円	20,900 円	15,700 円	15,400 円	15,600 円	15,300 円		D 9	175,000 円以上 204,999 円以下課 税世帯	21,300 円	20,900 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D 10		205,000 円以上 234,999 円以下課 税世帯	22,700 円	22,300 円	16,600 円	16,300 円	16,500 円	16,200 円		D 10	205,000 円以上 234,999 円以下課 税世帯	22,700 円	22,300 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D 11		235,000 円以上 259,999 円以下課 税世帯	24,200 円	23,800 円	17,400 円	17,100 円	17,300 円	17,000 円		D 11	235,000 円以上 259,999 円以下課 税世帯	24,200 円	23,800 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D 12		260,000 円以上 284,999 円以下課 税世帯	25,400 円	25,000 円	18,400 円	18,100 円	17,300 円	17,000 円		D 12	260,000 円以上 284,999 円以下課 税世帯	25,400 円	25,000 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D 13		285,000 円以上 309,999 円以下課 税世帯	26,600 円	26,100 円	19,200 円	18,900 円	17,300 円	17,000 円		D 13	285,000 円以上 309,999 円以下課 税世帯	26,600 円	26,100 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)

改正前										改正後					
D 14	310,000 円以上 329,999 円以下課 税世帯	27,800 円	27,300 円	19,800 円	19,500 円	17,300 円	17,000 円	D 14	310,000 円以上 329,999 円以下課 税世帯	27,800 円	27,300 円	(削除)	(削除)	(削除)	
D 15	330,000 円以上 349,999 円以下課 税世帯	29,700 円	29,200 円	21,300 円	20,900 円	18,000 円	17,700 円	D 15	330,000 円以上 349,999 円以下課 税世帯	29,700 円	29,200 円	(削除)	(削除)	(削除)	
D 16	350,000 円以上 364,999 円以下課 税世帯	30,700 円	30,200 円	21,300 円	20,900 円	18,000 円	17,700 円	D 16	350,000 円以上 364,999 円以下課 税世帯	30,700 円	30,200 円	(削除)	(削除)	(削除)	
D 17	365,000 円以上 379,999 円以下課 税世帯	31,800 円	31,300 円	21,300 円	20,900 円	18,000 円	17,700 円	D 17	365,000 円以上 379,999 円以下課 税世帯	31,800 円	31,300 円	(削除)	(削除)	(削除)	
D 18	380,000 円以上 394,999 円以下課 税世帯	32,800 円	32,200 円	21,300 円	20,900 円	18,000 円	17,700 円	D 18	380,000 円以上 394,999 円以下課 税世帯	32,800 円	32,200 円	(削除)	(削除)	(削除)	
D 19	395,000 円以上 409,999	33,800 円	33,200 円	21,300 円	20,900 円	18,000 円	17,700 円	D 19	395,000 円以上 409,999	33,800 円	33,200 円	(削除)	(削除)	(削除)	

改正前					改正後				
		円以下課 税世帯				円以下課 税世帯			
D 20		410,000 円以上 424,999 円以下課 税世帯	37,000 円 36,400 円	21,600 円	18,700 円	410,000 円以上 424,999 円以下課 税世帯	37,000 円 36,400 円	(削除)	(削除)
D 21		425,000 円以上 524,999 円以下課 税世帯	41,700 円 41,000 円	22,300 円	19,400 円	425,000 円以上 524,999 円以下課 税世帯	41,700 円 41,000 円	(削除)	(削除)
D 22		525,000 円以上 724,999 円以下課 税世帯	45,800 円 45,000 円	23,000 円	20,200 円	525,000 円以上 724,999 円以下課 税世帯	45,800 円 45,000 円	(削除)	(削除)
D 23		725,000 円以上 1,024,999 円以下課 税世帯	49,400 円 48,600 円	23,800 円	20,900 円	725,000 円以上 1,024,999 円以下課 税世帯	49,400 円 48,600 円	(削除)	(削除)
D 24		1,025,000 円以上 1,424,999 円以下課 税世帯	51,800 円 50,900 円	25,000 円	22,000 円	1,025,000 円以上 1,424,999 円以下課 税世帯	51,800 円 50,900 円	(削除)	(削除)

改正前										改正後									
D 25	1, 425, 00 0 円 以上 課税世帯	54, 400 円	53, 500 円	26, 700 円	26, 200 円	23, 000 円	22, 600 円			D 25	1, 425, 00 0 円 以上 課税世帯	54, 400 円	53, 500 円	(削除)	(削除)	(削除)			
別表第 4（第 4 条関係） 居宅訪問型保育事業										別表第 4（第 4 条関係） 居宅訪問型保育事業									
階層	階層区分の定義	利用者負担額（月額）						利用者負担額（月額）											
		3 歳未満児		3 歳以上児		(削除)		(削除)		(削除)									
		保育標準保育短時間	保育標準保育短時間	保育標準保育短時間	保育標準保育短時間	保育標準保育短時間	保育標準保育短時間	保育標準保育短時間	保育標準保育短時間	保育標準保育短時間	保育標準保育短時間	保育標準保育短時間	保育標準保育短時間	保育標準保育短時間	保育標準保育短時間	保育標準保育短時間			
A	生活保護適用中の世帯	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	A	生活保護適用中の世帯	0 円	0 円	(削除)	(削除)	(削除)			
B	A階層及びD階層を除き、特別区（市町村）民税非課税世帯	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	B	A階層及びD階層を除き、特別区（市町村）民税非課税世帯	0 円	0 円	(削除)	(削除)	(削除)			
C	A階層を除き、特別区（市町村）民税均等割のみ課税世帯	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	C	A階層を除き、特別区（市町村）民税均等割のみ課税世帯	0 円	0 円	(削除)	(削除)	(削除)			
D 1	A階層を除き、1 円 以上特別区（市町村）12, 199 円民税所得割課税以下課税世帯	13, 200 円	13, 000 円	10, 200 円	10, 000 円	13, 200 円	13, 000 円	13, 200 円	13, 000 円	D 1	A階層を除き、1 円 以上特別区（市町村）12, 199 円民税所得割課税以下課税世帯	13, 200 円	13, 000 円	(削除)	(削除)	(削除)			
D 2	12, 200 円以上24, 299 円以下課税世帯									D 2	12, 200 円以上24, 299 円以下課税世帯			(削除)	(削除)	(削除)			
D 3	24, 300 円以上	17, 400 円	17, 100 円	14, 400 円	14, 200 円	17, 400 円	17, 100 円	17, 400 円	17, 100 円	D 3	24, 300 円以上	17, 400 円	17, 100 円	(削除)	(削除)	(削除)			

改正前					改正後				
	36,499 円 以下課税 世帯					36,499 円 以下課税 世帯			
D 4	36,500 円 以上					36,500 円 以上	(削除)	(削除)	
	48,599 円	19,300円	16,500円	16,300円		48,599 円	19,500円	19,300円	
	以下課税 世帯					以下課税 世帯			
D 5	48,600 円 以上					48,600 円 以上	(削除)	(削除)	
	60,699 円	22,100円	21,700円	18,800円		60,699 円	22,100円	21,700円	
	以下課税 世帯					以下課税 世帯			
D 6	60,700 円 以上					60,700 円 以上	(削除)	(削除)	
	72,799 円	24,700円	24,300円	21,700円	21,300円		72,799 円	24,700円	24,300円
	以下課税 世帯					以下課税 世帯			
D 7	72,800 円 以上					72,800 円 以上	(削除)	(削除)	
	84,899 円	27,300円	26,800円	24,300円	23,900円		84,899 円	27,300円	26,800円
	以下課税 世帯					以下課税 世帯			
D 8	84,900 円 以上					84,900 円 以上	(削除)	(削除)	
	96,999 円	30,000円	29,600円	27,000円	26,600円		96,999 円	30,000円	29,600円
	以下課税 世帯					以下課税 世帯			

改正前										改正後									
D 9	97,000 円 以上 114,999 円 以下課税 世帯	33,600 円	33,000 円	30,600 円	30,100 円					D 9	97,000 円 以上 114,999 円 以下課税 世帯	33,600 円	33,000 円			(削除)	(削除)		
D10	115,000 円 以上 132,999 円 以下課税 世帯	37,200 円	36,600 円	34,200 円	33,600 円					D10	115,000 円 以上 132,999 円 以下課税 世帯	37,200 円	36,600 円			(削除)	(削除)		
D11	133,000 円 以上 150,999 円 以下課税 世帯	40,800 円	40,100 円	37,800 円	37,200 円					D11	133,000 円 以上 150,999 円 以下課税 世帯	40,800 円	40,100 円			(削除)	(削除)		
D12	151,000 円 以上 168,999 円 以下課税 世帯	44,500 円	43,900 円	41,500 円	40,900 円					D12	151,000 円 以上 168,999 円 以下課税 世帯	44,500 円	43,900 円			(削除)	(削除)		
D13	169,000 円 以上 201,999 円 以下課税 世帯	48,600 円	47,800 円	45,600 円	44,800 円					D13	169,000 円 以上 201,999 円 以下課税 世帯	48,600 円	47,800 円			(削除)	(削除)		
D14	202,000 円 以上	52,700 円	51,800 円	49,700 円	48,900 円					D14	202,000 円 以上	52,700 円	51,800 円			(削除)	(削除)		

改正前					改正後				
D15	234,999 円 以下課税 世帯					234,999 円 以下課税 世帯			
	235,000 円 以上					235,000 円 以上		(削除)	(削除)
	267,999 円	55,800 円	53,800 円	52,900 円		267,999 円	56,800 円	55,800 円	
	以下課税 世帯					以下課税 世帯			
D16	268,000 円 以上					268,000 円 以上			(削除)
	300,999 円	61,000 円	60,100 円	58,000 円	57,100 円	300,999 円	61,000 円	60,100 円	
	以下課税 世帯					以下課税 世帯			
D17	301,000 円 以上					301,000 円 以上			(削除)
	324,999 円	65,700 円	64,600 円	62,700 円	61,600 円	324,999 円	65,700 円	64,600 円	
	以下課税 世帯					以下課税 世帯			
D18	325,000 円 以上					325,000 円 以上			(削除)
	348,999 円	70,400 円	69,200 円	67,400 円	66,300 円	348,999 円	70,400 円	69,200 円	
	以下課税 世帯					以下課税 世帯			
D19	349,000 円 以上					349,000 円 以上			(削除)
	372,999 円	75,100 円	73,800 円	72,100 円	70,900 円	372,999 円	75,100 円	73,800 円	
	以下課税 世帯					以下課税 世帯			

改正前						改正後					
D20	373,000円 以上 396,999円 以下課税 世帯	80,000円	78,800円	77,000円	75,800円	D20	373,000円 以上 396,999円 以下課税 世帯	80,000円	78,800円	(削除)	(削除)
D21	397,000円 以上 420,999円 以下課税 世帯					D21	397,000円 以上 420,999円 以下課税 世帯			(削除)	(削除)
D22	421,000円 以上 444,999円 以下課税 世帯					D22	421,000円 以上 444,999円 以下課税 世帯			(削除)	(削除)
D23	445,000円 以上 468,999円 以下課税 世帯					D23	445,000円 以上 468,999円 以下課税 世帯			(削除)	(削除)
D24	469,000円 以上 492,999円 以下課税 世帯					D24	469,000円 以上 492,999円 以下課税 世帯			(削除)	(削除)
D25	493,000円 以上課税	104,000円	102,400円	101,000円	99,400円	D25	493,000円 以上課税	104,000円	102,400円	(削除)	(削除)

改正前					改正後				
		世帯				世帯			
備考 次のいずれかに該当する場合の利用にあつては、別表第1の利用者負担額を適用する。					備考 次のいずれかに該当する場合の利用にあつては、別表第1の利用者負担額を適用する。				
(1) 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が利用定員の減少の届出又は確認の辞退をする場合に、保育を継続的に利用させるための保育を行う場合					(1) 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が利用定員の減少の届出又は確認の辞退をする場合に、保育を継続的に利用させるための保育を行う場合				
(2) 児童福祉法に基づく措置に対応するために保育を行う場合					(2) 児童福祉法に基づく措置に対応するために保育を行う場合				
別表第5（第4条関係） 公立幼稚園・公立認定こども園（短時間利用）					(削除)				
階層	階層区分の定義		利用者負担額（月額）						
A	生活保護適用中の世帯		0円						
B	特別区（市町村）民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯		0円						
C	特別区（市町村）民税所得割課税世帯		6,000円						
別表第6（第4条関係） 私立幼稚園・私立認定こども園（短時間利用）									
階層	階層区分の定義		利用者負担額（月額）						
A	生活保護適用中の世帯		0円						
B	特別区（市町村）民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯		3,000円						
C1	A階層を除き、特1円以上77,100円別区（市町村）民以下課税世帯		10,100円						
C2	税所得割課税世帯77,101円以上211,200円以下課税世帯		20,500円						
C3	211,201円以上課税世帯		25,700円						

別表第7（第5条関係）

階層区分	適用される額
B階層及びC階層	0円
D階層第1階層から第14階層までの階層に属する世帯	別表第1、別表第2又は別表第3に定める額に0.5を乗じて得た額
D階層第15階層から第19階層までの階層に属する世帯	別表第1、別表第2又は別表第3に定める額に0.6を乗じて得た額
D階層第20階層から第25階層までの階層に属する世帯（別表第1のD階層第25階層に属する世帯における3歳未満児の第2子を除く。）	別表第1、別表第2又は別表第3に定める額に0.7を乗じて得た額
別表第1のD階層第25階層に属する世帯（当該世帯における3歳未満児の第2子に限る。）	保育標準時間 52,000円 保育短時間 51,200円

備考

- 1 この表の階層区分は、別表第1の例による。
- 2 算出した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表第8（第6条及び第6条の3関係）

公立幼稚園・公立認定こども園（短時間利用）

階層	階層区分の定義	利用者負担額（月額）
A	生活保護適用中の世帯	0円
B	特別区（市町村）民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯	0円
C	特別区（市町村）民税所得割課税世帯	2,400円

別表第9（第6条及び第6条の3関係）

改正前				改正後			
私立幼稚園・私立認定こども園（短時間利用）							
階層	階層区分の定義	利用者負担額（月額）		特別保育区分	階層区分	特別保育利用料	
A	生活保護適用中の世帯	0円		延長保育	午前7時から午後7時30分まで	1歳以上児 月額 600円	0歳児 月額 900円
B	特別区（市町村）民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯	0円					
C1	A階層を除き、特1円以上77,100円別区（市町村）民以下課税世帯	5,050円					
C2	税所得割課税世帯77,101円以上211,200円以下課税世帯	10,250円					
C3	211,201円以上課税世帯	12,850円					

別表第10（第7条関係）				別表第5（第6条関係）			
特別保育区分	階層区分	特別保育利用料		特別保育区分	階層区分	特別保育利用料	
延長保育	午前7時から午後7時30分まで	1歳以上児 月額 600円	0歳児 月額 900円	延長保育	A階層及びB階層	月額 600円	月額 900円
		月額 2,500円	月額 3,750円		C階層及びD階層	月額 2,500円	月額 3,750円
		月額 1,000円	月額 1,500円				
		月額 4,000円	月額 6,000円				
		月額 2,500円	月額 3,750円				
		月額 1万円	月額 1万5,000円				
一時延	午前7時から全ての階層	日額 400円	日額 600円	一時延	午前7時から全ての階層	日額 400円	日額 600円

改正前				改正後			
長保育	午前 7 時 30 分 まで			長保育	午前 7 時 30 分 まで		
	午後 6 時 30 分 から午後 7 時 30分まで	日額 800円	日額 1,200円		午後 6 時 30 分 から午後 7 時 30分まで	日額 800円	日額 1,200円
	午後 7 時 30 分 から午後 8 時 30分まで		日額 1,200円		午後 7 時 30 分 から午後 8 時 30分まで	日額 1,200円	日額 1,800円
	下記の時間内	全ての階層					
	①午前 7 時 30 分から午前 8 時 30分まで②み	(保育短時間 認定子どもの もの)					
年末保育	午後 4 時 30 分 から午後 6 時 30分まで				午後 4 時 30 分 から午後 6 時 30分まで		
		全ての階層	上記利用料に加えて、食事の提 供を受けた者にあつては、その 費用として規則で定める額		全ての階層	上記利用料に加えて、食事の提 供を受けた者にあつては、その 費用として規則で定める額	
		全ての階層	日額 2,500円	年末保育	全ての階層	日額 2,200円	加えて、食事又は間食の提供を 受けた者にあつては、その費用 として規則で定める額
病後児保育		A階層	日額 0円	病後児保育	A階層	日額 0円	
		B階層、C階 層及びD階層	日額 月～金 2,500円 土 2,000円		B階層、C階 層及びD階層	日額 月～金 2,200円 土 1,750円	加えて、食事又は間食の提供を 受けた者にあつては、その費用 として規則で定める額

改正前					改正後									
一時保育		全ての階層	1 時間 500円 加えて、食事又は間食の提供を受けた者において、その費用として規則で定める額		一時保育		全ての階層	1 時間 500円 加えて、食事又は間食の提供を受けた者において、その費用として規則で定める額						
備考					備考									
1 この表の階層区分は、別表第 1 の例による。					1 この表の階層区分は、別表第 1 の例による。									
2 この表において「保育短時間認定子ども」とは、保育短時間の認定を受けた支給認定子どもをいう。					2 この表において「保育短時間認定子ども」とは、保育短時間の認定を受けた教育・保育給付認定子どもをいう。									
別表第11（第 7 条関係）					別表第 6（第 6 条関係）									
特別保育区分	実施曜日	実施時期	預かり保育時間	特別保育利用料（日額）	特別保育区分	実施曜日	実施時期	預かり保育時間	特別保育利用料（日額）					
預かり保育	月曜日から金曜日まで	学期中	午後 2 時から午後 5 時まで	400円	預かり保育	月曜日から金曜日まで	学期中	午後 2 時から午後 5 時まで	350円					
		長期休業中	午前 9 時から午後 2 時まで	600円			長期休業中	午前 9 時から午後 2 時まで	350円					
							加えて、食事又は間食の提供を受けた者においては、その費用として規則で定める額			加えて、食事又は間食の提供を受けた者においては、その費用として規則で定める額				
				1, 000円	午前 9 時から午後 5 時まで				700円					
					加えて、食事又は間食の提供を受けた者においては、その費用として規則で定める額					加えて、食事又は間食の提供を受けた者においては、その費用として規則で定める額				

第 5 2 号議案

足立区育英資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の送付
について

上記の議案を提出する。

令和元年 8 月 2 9 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区育英資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

足立区育英資金貸付条例施行規則（昭和 3 1 年足立区規則第 2 号）の
一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

足立区育英資金条例施行規則

第 1 条中「足立区育英資金貸付条例」を「足立区育英資金条例」に改
める。

第 3 条中「第 4 条第 1 項」を「第 5 条第 1 項」に改める。

第 4 条第 1 項各号列記以外の部分中「第 4 条第 2 項」を「第 5 条第 2
項」に改める。

第 4 条の 2 各号列記以外の部分中「第 5 条第 1 項第 3 号」を「第 6 条
第 1 項第 3 号」に改め、同条第 3 号イ中「第 4 条第 1 項」を「第 5 条第
1 項」に改める。

第 4 条の 3 各号列記以外の部分中「第 5 条第 3 項」を「第 6 条第 3 項」
に改める。

第 6 条第 2 項中「第 3 条」を「第 4 条」に改める。

第 9 条第 2 項中「第 5 条」を「第 6 条」に改める。

第 1 0 条中「第 7 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項」に改める。

第 1 2 条第 1 項各号列記以外の部分中「第 9 条第 1 項」を「第 1 0 条
第 1 項」に、「第 7 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項」に改め、同条第 2 項
各号列記以外の部分中「第 9 条第 1 項」を「第 1 0 条第 1 項」に改め、

同条第3項各号列記以外の部分中「第9条第2項」を「第10条第2項」に改め、同条第5項中「第5条」を「第6条」に改める。

第14条の見出し中「貸付審議会」を「育英資金審議会」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「第10条第1項」を「第11条第1項」に、「足立区育英資金貸付審議会」を「足立区育英資金審議会」に改める。

付 則

この規則は、令和元年9月1日から施行する。

（提案理由）

足立区育英資金貸付条例の改正に伴い、足立区育英資金貸付条例施行規則の一部を改正する必要があるので、条例施行規則案を提出いたします。

第 5 2 号 議 案 説 明 資 料

令和元年 8 月 2 9 日

件 名	足立区育英資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の送付について
所 管 部 課 名	学校運営部学務課
内 容	1 改正理由 足立区育英資金貸付条例の改正に伴い、足立区育英資金貸付条例施行規則の一部を改正する。 2 主な改正内容（別紙、新旧対照表を参照） (1) 条例施行規則名の変更 条例名改正に伴い、「足立区育英資金条例施行規則」とする。 (2) 第 1 4 条の見出し中「貸付審議会」を「育英資金審議会」に改め、同条第 1 項中「足立区育英資金貸付審議会」を「足立区育英資金審議会」とする。 (3) その他、条番号を整備する。 3 施行年月日 令和元年 9 月 1 日から施行する。
今後の方針	

足立区育英資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正前	改正後
足立区育英資金貸付条例施行規則 (定義) 第1条 この規則で「条例」とは、足立区育英資金貸付条例（昭和31年3月足立区条例第1号）をいう。 (貸付申請) 第3条 学資金の貸付を受けようとする者は、条例第4条第1項の規定により、足立区育英資金貸付申請書（別記第1号様式）に所定の事項を記載し、区長に提出しなければならない。 (貸付の基準) 第4条 条例第4条第2項の規定による貸付を受ける者（以下「奨学生」という。）の決定にあたっては、次の基準によらなければならない。 (1) 学業成績 学業成績が優秀であること。 (2) 学資状態 学資が、家庭から全く得られない又は一部しか得られないこと。 (3) 人物 将来有識者として、社会に貢献するにふさわしい資質と教養とを備えていること。 (4) 健康状態 将来長く修学に堪え、社会に貢献し得る見込みがあること。	足立区育英資金条例施行規則 (定義) 第1条 この規則で「条例」とは、<u>足立区育英資金条例</u>（昭和31年3月足立区条例第1号）をいう。 (貸付申請) 第3条 学資金の貸付を受けようとする者は、<u>条例第5条第1項</u>の規定により、足立区育英資金貸付申請書（別記第1号様式）に所定の事項を記載し、区長に提出しなければならない。 (貸付の基準) 第4条 <u>条例第5条第2項</u>の規定による貸付を受ける者（以下「奨学生」という。）の決定にあたっては、次の基準によらなければならない。 (1) 学業成績 学業成績が優秀であること。 (2) 学資状態 学資が、家庭から全く得られない又は一部しか得られないこと。 (3) 人物 将来有識者として、社会に貢献するにふさわしい資質と教養とを備えていること。 (4) 健康状態 将来長く修学に堪え、社会に貢献し得る見込みがあること。

改正前	改正後
2 前項各号に掲げる基準の細目は、別に定める。 (連帯保証人の要件) 第4条の2 条例第5条第1項第3号の規則で定める要件は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 2人の連帯保証人が同一の生計を営んでいないこと。 (2) 連帯保証人のうち1人が奨学生と同一の世帯に属する者ではなく、自己の収入により独立した生計を営んでいること。 (3) 第2条の貸付期間の満了時において65歳以下であること。 ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 連帯保証人名義の預金又は貯金の額及び連帯保証人が所有する不動産に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第9号の固定資産課税台帳における登録価格の合計額（以下「保有資産額」という。）が、当該奨学生に係る貸付予定総額を上回ること。 イ 連帯保証人の所得が給与所得（年金を含む）のみである場合において、保有資産額を15で除した額及び連帯保証人の条例第4条第1項の申請が行われた日が属する年の前年（当該申請が1月1日から3月の31日までに行われた場合は、当該日が属する年の前々年。以下「基準年」という。）における収入額の合計が320万円以上であること。	2 前項各号に掲げる基準の細目は、別に定める。 (連帯保証人の要件) 第4条の2 条例第6条第1項第3号の規則で定める要件は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 2人の連帯保証人が同一の生計を営んでいないこと。 (2) 連帯保証人のうち1人が奨学生と同一の世帯に属する者ではなく、自己の収入により独立した生計を営んでいること。 (3) 第2条の貸付期間の満了時において65歳以下であること。 ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 連帯保証人名義の預金又は貯金の額及び連帯保証人が所有する不動産に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第9号の固定資産課税台帳における登録価格の合計額（以下「保有資産額」という。）が、当該奨学生に係る貸付予定総額を上回ること。 イ 連帯保証人の所得が給与所得（年金を含む）のみである場合において、保有資産額を15で除した額及び連帯保証人の条例第5条第1項の申請が行われた日が属する年の前年（当該申請が1月1日から3月の31日までに行われた場合は、当該日が属する年の前々年。以下「基準年」という。）における収入額の合計が320万円以上であること。

改正前	改正後
ウ イに掲げる場合以外の場合において、保有資産額を15で除した額及び基準年における所得額の合計が220万円以上であること。 (連帯保証人をたててことを要しない者) 第4条の3 条例第5条第3項の規則で定める者は、20歳未満の者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第41条の児童養護施設に入所していること。 (2) 児童福祉法第6条の3第1項の児童自立生活援助事業を行う住居に入居していること。 (3) 児童福祉法第6条の4の里親に養育されていること。 (4) その他前3号に準ずる者であること。 (学資金の交付) 第6条 学資金は、奨学生に交付する。 2 条例第3条の規定による学資金の交付は、修学資金については6月分を半年ごとに、入学資金については高等学校等に入学したときに行う。ただし、入学資金については、区長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。 3 学資金の交付に当たっては、奨学生は区長が別に定める期日までに足立区育英資金貸付請求書(別記第1号の2様式)を区長に提出しなければならない	ウ イに掲げる場合以外の場合において、保有資産額を15で除した額及び基準年における所得額の合計が220万円以上であること。 (連帯保証人をたててことを要しない者) 第4条の3 条例第6条第3項の規則で定める者は、20歳未満の者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第41条の児童養護施設に入所していること。 (2) 児童福祉法第6条の3第1項の児童自立生活援助事業を行う住居に入居していること。 (3) 児童福祉法第6条の4の里親に養育されていること。 (4) その他前3号に準ずる者であること。 (学資金の交付) 第6条 学資金は、奨学生に交付する。 2 条例第4条の規定による学資金の交付は、修学資金については6月分を半年ごとに、入学資金については高等学校等に入学したときに行う。ただし、入学資金については、区長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。 3 学資金の交付に当たっては、奨学生は区長が別に定める期日までに足立区育英資金貸付請求書(別記第1号の2様式)を区長に提出しなければならない

改正前	改正後
らない。 (届出) 第9条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに区長に届け出なければならない。ただし本人が傷病その他の事故により届け出ることでできないときは、連帯保証人又は家族から届け出なければならない。 (1) 休学・復学・転学又は退学したとき。 (2) 本人又は連帯保証人の住所その他重要な事項に異動のあったとき。 2 前項の規定による届出は、条例第5条の連帯保証人がいる場合にあつては、当該連帯保証人と連署して行うものとする。 3 奨学生であつた者が学資金の償還完了前に第1項第2号に該当するとき は、前2項に準じ届け出なければならない。 (償還方法) 第10条 条例第7条第1項の規定による学資金の償還方法は、貸付金の額および奨学生の希望を考慮し、別に定める基準に従い決定するものとする。 (償還方法の変更又は減免) 第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、条例第9条第1項の規定により、奨学生であつた者につき償還方法の変更を承認することができる。 この場合における変更は、条例第7条第1項に規定する償還期間の範囲内において行うものとする。	らない。 (届出) 第9条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに区長に届け出なければならない。ただし本人が傷病その他の事故により届け出ることでできないときは、連帯保証人又は家族から届け出なければならない。 (1) 休学・復学・転学又は退学したとき。 (2) 本人又は連帯保証人の住所その他重要な事項に異動のあったとき。 2 前項の規定による届出は、条例第6条の連帯保証人がいる場合にあつては、当該連帯保証人と連署して行うものとする。 3 奨学生であつた者が学資金の償還完了前に第1項第2号に該当するとき は、前2項に準じ届け出なければならない。 (償還方法) 第10条 条例第8条第1項の規定による学資金の償還方法は、貸付金の額および奨学生の希望を考慮し、別に定める基準に従い決定するものとする。 (償還方法の変更又は減免) 第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、条例第10条第1項の規定により、奨学生であつた者につき償還方法の変更を承認することができる。 この場合における変更は、条例第8条第1項に規定する償還期間の範囲内において行うものとする。

改正前	改正後
(1) 災害（偶発事故を含む。）により損害をこうむつたため償還が困難と認められるとき。 (2) 傷病又は心身障がいにより償還が困難と認められるとき。 (3) 経済上の事由により償還が困難と認められるとき。 (4) 大学又は大学院入学、外国留学その他やむを得ない理由があるとき。 2 次の各号のいずれかに該当するときは、<u>条例第9条第1項</u>の規定により、奨学生であつた者につき償還金の減免を受けることができる。 (1) 本人が死亡し、かつ、連帯保証人が経済上の事由等で償還が困難なとき。 (2) 前項第1号から第3号までに該当し、引き続き5年以上償還を猶予し、かつ、償還開始から15年以上経過しても、なお償還ができないとき。 (3) 前2号のほか特に必要があるとき。 3 <u>条例第9条第2項</u>に規定する規則で定める条件は、同項の規定により区長が認めた者が、次の各号のいずれにも該当することとする。 (1) 奨学生が正規の修業年数で卒業すること。 (2) 奨学生が貸付を受ける学資金に係る高等学校等の卒業後10年以内において、2年度分以上足立区に特別区民税を納付すること。 (3) 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第17条の2の学資支給金を支給されないこと。	(1) 災害（偶発事故を含む。）により損害をこうむつたため償還が困難と認められるとき。 (2) 傷病又は心身障がいにより償還が困難と認められるとき。 (3) 経済上の事由により償還が困難と認められるとき。 (4) 大学又は大学院入学、外国留学その他やむを得ない理由があるとき。 2 次の各号のいずれかに該当するときは、<u>条例第10条第1項</u>の規定により、奨学生であつた者につき償還金の減免を受けることができる。 (1) 本人が死亡し、かつ、連帯保証人が経済上の事由等で償還が困難なとき。 (2) 前項第1号から第3号までに該当し、引き続き5年以上償還を猶予し、かつ、償還開始から15年以上経過しても、なお償還ができないとき。 (3) 前2号のほか特に必要があるとき。 3 <u>条例第10条第2項</u>に規定する規則で定める条件は、同項の規定により区長が認めた者が、次の各号のいずれにも該当することとする。 (1) 奨学生が正規の修業年数で卒業すること。 (2) 奨学生が貸付を受ける学資金に係る高等学校等の卒業後10年以内において、2年度分以上足立区に特別区民税を納付すること。 (3) 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第17条の2の学資支給金を支給されないこと。

改正前	改正後
4 前項の条件に該当する者は、学資金の半額（当該額が100万円を超える場合は100万円）の免除を受けることができる。 5 第1項及び第2項の適用を受けようとする者は、区長に申請しなければならぬ。この場合において、条例第5条の連帯保証人がいるときにあつては、連帯保証人と連署して行うものとする。 （貸付審議会の組織） 第14条 条例第10条第1項に規定する足立区育英資金貸付審議会（以下「審議会」という。）は、次に掲げるものについて、区長が委嘱又は任命する委員10人以内をもつて組織する。 (1) 足立区議会議員 3人以内 (2) 足立区教育委員会委員 1人 (3) 足立区内都立高等学校長 1人 (4) 足立区立中学校長 1人 (5) 足立区職員 4人以内 2 会長及びおよび副会長は委員の互選とする。 3 委嘱される委員の任期は2年とする。ただし途中から就任した場合は、その残任期間とする。	4 前項の条件に該当する者は、学資金の半額（当該額が100万円を超える場合は100万円）の免除を受けることができる。 5 第1項及び第2項の適用を受けようとする者は、区長に申請しなければならぬ。この場合において、<u>条例第6条</u>の連帯保証人がいるときにあつては、連帯保証人と連署して行うものとする。 （育英資金審議会の組織） 第14条 <u>条例第11条</u>第1項に規定する<u>足立区育英資金審議会</u>（以下「審議会」という。）は、次に掲げるものについて、区長が委嘱又は任命する委員10人以内をもつて組織する。 (1) 足立区議会議員 3人以内 (2) 足立区教育委員会委員 1人 (3) 足立区内都立高等学校長 1人 (4) 足立区立中学校長 1人 (5) 足立区職員 4人以内 2 会長及びおよび副会長は委員の互選とする。 3 委嘱される委員の任期は2年とする。ただし途中から就任した場合は、その残任期間とする。

第 5 4 号議案

足立区教育財産の一部用途変更の承認について
上記の議案を提出する。

令和元年 8 月 2 9 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区教育財産の一部用途変更の承認について
下記のとおり教育財産の一部用途変更を承認する。

記

1 用途変更する教育財産

名 称	第六中学校
所 在 地	足立区本木西町 1 6 - 1
種 類	土 地
面 積	1 0 3 . 9 3 m ²
用途変更の日	本案議決後処理する。

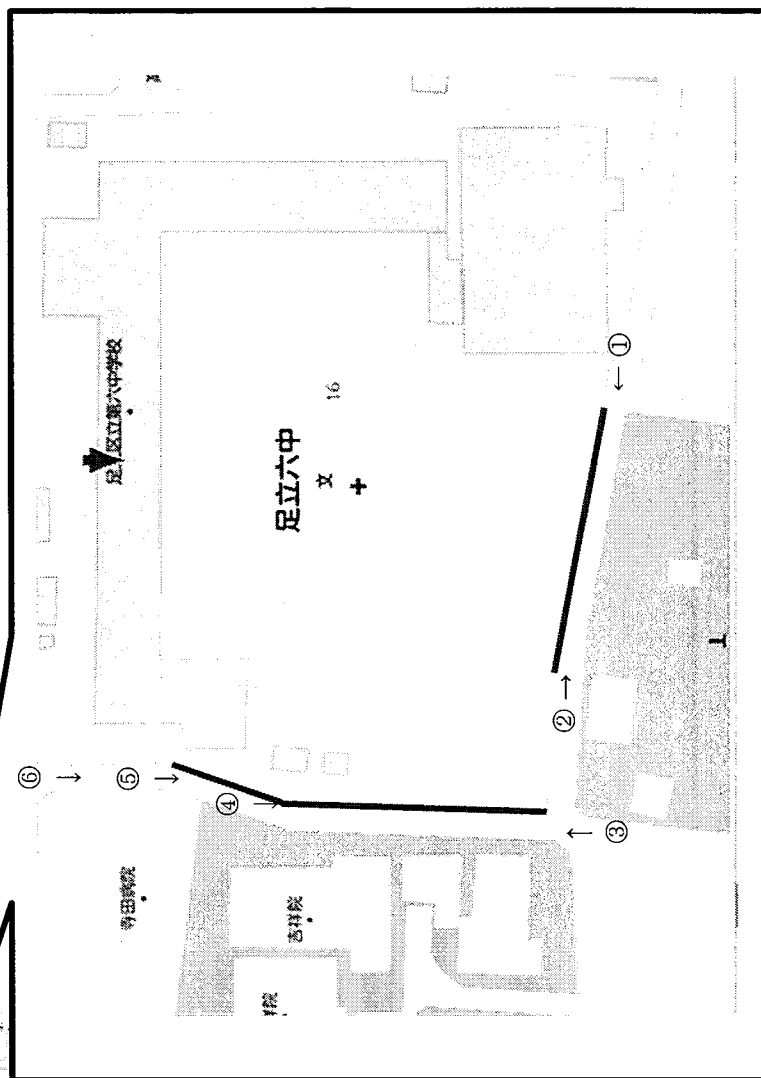
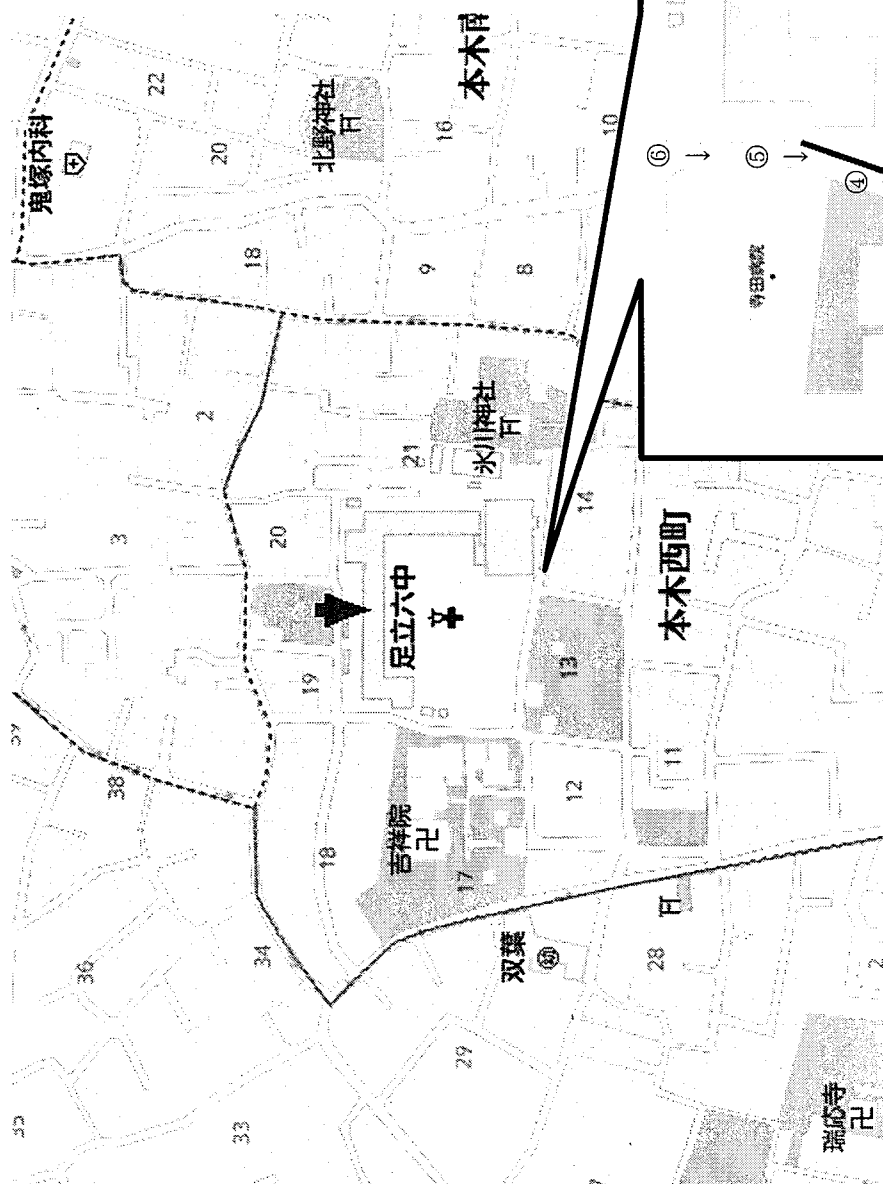
(提案理由)

第六中学校敷地の一部を道路敷として提供するため、都市建設部道路管理課に財産の一部を所管換えする必要があるので、この案を提出いたします。

第 5 4 号 議 案 説 明 資 料

令和元年8月29日

件 名	足立区教育財産の一部用途変更の承認について								
所 管 部 課 名	学校運営部学校施設課								
内 容	1 提案理由 第六中学校用地の一部（西側および南側敷地、別紙参照）を道路敷地として提供するため、都市建設部道路管理課に資産の一部を所管換えする必要があるので、この案を提出する。 2 用途を変更する財産 <table> <tr> <td>名 称</td><td>第六中学校</td></tr> <tr> <td>所 在 地</td><td>足立区本木西町16-1</td></tr> <tr> <td>種 類</td><td>土地</td></tr> <tr> <td>数 量</td><td>103.93㎡</td></tr> </table>	名 称	第六中学校	所 在 地	足立区本木西町16-1	種 類	土地	数 量	103.93㎡
名 称	第六中学校								
所 在 地	足立区本木西町16-1								
種 類	土地								
数 量	103.93㎡								
今後の方針	教育委員会で議決後、足立区公有財産規則に基づき、資産管理課長あて行政財産の用途変更について協議し、資産管理部に引き継ぐ。								



①



②



③



④



⑤



⑥



第 5 5 号議案

足立区教育委員会教育長の事業及び事務従事について
上記の議案を提出する。

令和元年 8 月 2 9 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区教育委員会教育長の事業及び事務従事について
足立区教育委員会教育長に依頼のあった事業及び事務について、下記
のとおり従事する。

記

依頼元	従事内容	従事日時
公益財団法人 大阪府市町村 振興協会 おおさか市町 村職員研修研 究センター	自治体職員研修講師 「事例から学ぶ行政経営研修」	令和元年 9 月 3 日（火） 1 3 : 0 0 ～ 1 7 : 0 0
山口県宇部市	宇部市行革検討委員会講師 「公共施設をテーマにした検 討委員会」	令和元年 1 0 月 3 0 日（水） 1 8 : 0 0 ～ 2 0 : 0 0
岐阜県関市役 所	自治体職員研修講師 「令和元年度短期集中型若手職 員研修（第 3 回）」	令和元年 1 1 月 1 2 日（火） 1 4 : 0 0 ～ 1 7 : 0 0
国立研究開発 法人科学技術 振興機構 社会技術研究 開発センター	評価者 「持続可能な多世代共創社会 のデザイン」研究開発領域プロ ジェクト事後評価会	令和元年 1 1 月 3 0 日（土） 9 : 3 0 ～ 1 6 : 0 0 1 2 月 1 0 日（火） 9 : 3 0 ～ 1 5 : 0 0
公益財団法人 ふくしま自治 研修センター	自治体職員研修講師 「令和元年度実行力アップ研 修」	令和 2 年 1 月 8 日（水） 1 0 : 4 0 ～ 1 2 : 0 0

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第7項の規定に基づき、足立区教育委員会の許可を受ける必要があるので、この案を提出いたします。

第 5 5 号 議 案 説 明 資 料

令和元年8月29日

件 名	足立区教育委員会教育長の事業及び事務従事について
所管部課名	教育指導部教育政策課
内 容	1 提案理由 足立区教育委員会教育長に対する講師等の依頼へ応じるにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第7項の規定に基づき、足立区教育委員会の許可を受ける必要があるため。 2 従事内容等 (1) 自治体職員研修講師 ア 「事例から学ぶ行政経営研修」 日時：令和元年9月3日（火）13時00分～17時00分 場所：おおさか市町村職員研修研究センター（マッセOSAKA） 大阪府中央区大手前3-1-43 イ 「令和元年度短期集中型若手職員研修（第3回）」 日時：令和元年11月12日（火）14時00分～17時00分 場所：関市役所 岐阜県関市若草通3丁目1番地 ウ 「令和元年度実行力アップ研修」 日時：令和2年1月8日（水）10時40分～12時00分 場所：ふくしま自治研修センター 福島県福島市荒井字地藏原乙15番の1 (2) 宇部市行革検討委員会講師 「公共施設をテーマにした検討委員会」 日時：令和元年10月30日（水）18時00分～20時00分 場所：宇部市役所 山口県宇部市常盤町1-7-1

	(3) 評価者 「持続可能な多世代共創社会のデザイン」研究開発領域プロジェクト事後評価会 日時：令和元年11月30日(土) 9時30分～16時00分 令和元年12月10日(火) 9時30分～15時00分 場所：国立研究開発法人科学技術振興機構 東京本部(サイエンスプラザ) 東京都千代田区四番町5-3
今後の方針	従事日の業務に支障のないよう、教育委員会事務局内で調整を図り、対応する。

教 育 委 員 会 報 告

令和元年8月29日

件名	令和元年度「足立区学力定着に関する総合調査」の調査結果（学力部分）について																																																					
所管部課名	教育指導部学力定着推進課																																																					
内容	平成31年4月12日に実施した、令和元年度「足立区学力定着に関する総合調査」の調査結果について、下記のとおり報告する。 1 実施結果 (1) 実施日 平成31年4月12日（金） (2) 受検科目 小学生2～6年生：国語、算数、意識調査 中学1～3年生：国語、数学、英語、意識調査 (3) 調査実施人数（単位：人） ① 小学校 <table><tr><td></td><td>2年</td><td>3年</td><td>4年</td><td>5年</td><td>6年</td><td>計</td></tr><tr><td>国語</td><td>4,953</td><td>4,899</td><td>5,036</td><td>5,096</td><td>5,032</td><td>25,016</td></tr><tr><td>算数</td><td>4,964</td><td>4,902</td><td>5,042</td><td>5,102</td><td>5,034</td><td>25,044</td></tr><tr><td>意識調査</td><td>4,985</td><td>4,930</td><td>5,070</td><td>5,133</td><td>5,047</td><td>25,165</td></tr></table> ② 中学校 <table><tr><td></td><td>1年</td><td>2年</td><td>3年</td><td>計</td></tr><tr><td>国語</td><td>4,380</td><td>3,926</td><td>4,194</td><td>12,500</td></tr><tr><td>数学</td><td>4,381</td><td>3,930</td><td>4,199</td><td>12,510</td></tr><tr><td>英語</td><td>4,382</td><td>3,931</td><td>4,199</td><td>12,512</td></tr><tr><td>意識調査</td><td>4,384</td><td>3,931</td><td>4,201</td><td>12,516</td></tr></table>		2年	3年	4年	5年	6年	計	国語	4,953	4,899	5,036	5,096	5,032	25,016	算数	4,964	4,902	5,042	5,102	5,034	25,044	意識調査	4,985	4,930	5,070	5,133	5,047	25,165		1年	2年	3年	計	国語	4,380	3,926	4,194	12,500	数学	4,381	3,930	4,199	12,510	英語	4,382	3,931	4,199	12,512	意識調査	4,384	3,931	4,201	12,516
	2年	3年	4年	5年	6年	計																																																
国語	4,953	4,899	5,036	5,096	5,032	25,016																																																
算数	4,964	4,902	5,042	5,102	5,034	25,044																																																
意識調査	4,985	4,930	5,070	5,133	5,047	25,165																																																
	1年	2年	3年	計																																																		
国語	4,380	3,926	4,194	12,500																																																		
数学	4,381	3,930	4,199	12,510																																																		
英語	4,382	3,931	4,199	12,512																																																		
意識調査	4,384	3,931	4,201	12,516																																																		

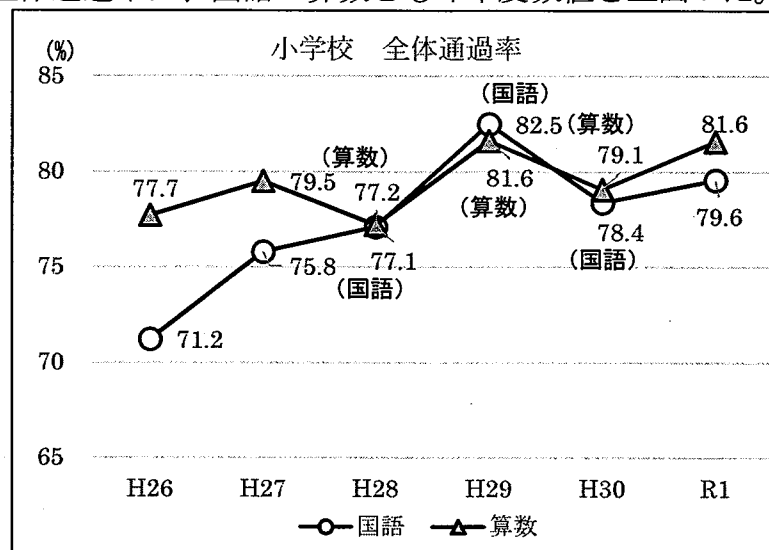
2 調査受託者 株式会社ベネッセコーポレーション

3 学習定着度調査結果

(1) 小・中学校全体の通過率 (単位: %)

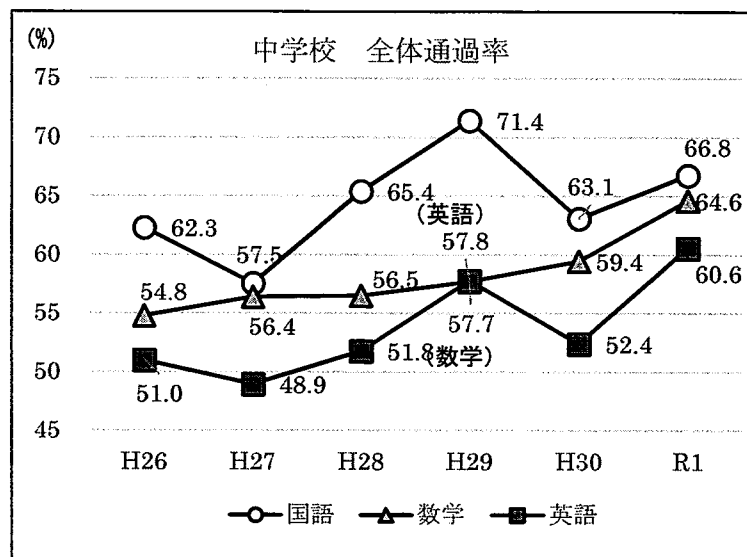
① 小学校

全体通過率は、国語・算数とも昨年度数値を上回った。



② 中学校

全体通過率は、いずれの教科も昨年度数値を上回った。



(2) 学年・教科別の通過率及び正答率 (単位：%)
(反転部分は通過率が昨年度比で上昇したもの)

① 小学校

【国語】

	年度	小2	小3	小4	小5	小6
通過率 (※1)	R1	78.2	84.9	80.7	81.2	73.0
	H30	78.6	81.3	77.7	78.4	75.8
正答率 (※2)	R1	81.9	86.1	62.2	65.2	69.3
	H30	86.9	82.8	78.7	79.1	76.0

【算数】

	年度	小2	小3	小4	小5	小6
通過率	R1	89.5	83.0	86.1	73.3	76.1
	H30	82.2	82.8	83.6	70.7	76.1
正答率	R1	84.0	83.5	80.0	68.1	58.4
	H30	87.6	83.6	85.6	72.9	75.1

② 中学校

【国語】

	年度	中1	中2	中3
通過率	R1	71.7	72.6	56.1
	H30	64.5	66.9	58.0
正答率	R1	65.7	60.2	61.4
	H30	67.2	68.7	65.3

【数学】

	年度	中1	中2	中3
通過率	R1	72.4	61.8	59.1
	H30	66.0	58.8	53.8
正答率	R1	61.3	53.9	53.3
	H30	75.7	62.6	57.4

【英語】

	年度	中1	中2	中3
通過率	R1	71.1	52.4	57.2
	H30	—	53.3	51.5
正答率	R1	75.9	55.8	52.7
	H30	—	57.0	60.5

※1 通過率：目標値以上の正答があった児童・生徒の割合
(目標値以上児童・生徒数÷受検者数×100 (%))

※2 正答率：出題数中何問正解したかの割合
(正答数÷出題数×100 (%))

4 学習定着度調査結果意識調査結果（一部抜粋）

（反転部分は昨年度比で数値が増加したもの）

〔肯定的な回答の割合（％）〕

（１）学校に行くのが楽しい

	小学校平均	中学校平均
R 1	89.0	87.8
H 3 0	89.5	—
前年差	－0.5	—

（２）勉強が好きだ

	小学校平均	中学校平均
R 1	72.6	39.7
H 3 0	73.4	37.8
前年差	－0.8	＋1.9

（３）学校での授業が分かる

	小学校平均	中学校平均
R 1	87.8	67.4
H 3 0	89.3	73.9
前年差	－1.5	－6.5

（４）宿題がないときでも家で勉強をする

	小学校平均	中学校平均
R 1	64.2	60.7
H 3 0	67.7	62.8
前年差	－3.5	－2.1

（５）１か月に本を２冊以上読む

	小学校平均	中学校平均
R 1	60.1	38.2
H 3 0	62.6	40.9
前年差	－2.5	－2.7

（６）大人になったときの夢や目標を持っている

	小学校平均	中学校平均
R 1	86.6	73.9
H 3 0	86.0	74.3
前年差	＋0.6	－0.4

	5 所見 (1) 学力について ・ 単純な前年度比較はできないが、通過率は改善傾向。 ・ 出題傾向の変化があった上での通過率の改善は、学力の定着に関する一定の成果の表れと考える。 (2) 意識調査について ・ 詳細は別途精査中。 ・ 「学校での授業がわかる」「宿題がないときでも家で勉強をする」の数値の低下に着目。 ・ 足立スタンダードに基づく、わかりやすく、関心や意欲を喚起する授業の実践にさらに力を入れていく。 6 今後の対応 ・ 調査結果を指導主事や学力定着指導員、教科指導専門員間で共有し、課題のある学校・教員には特に重点的に支援に当たる。 ・ 調査結果の詳細及び各学校の学力向上への主な取り組み等を「調査結果報告書」（冊子）にとりまとめ、9月上旬に関係機関に配付するとともに、区ホームページで公表。 ・ 報告書の「概要版」（リーフレット）を保護者に配付。 ・ 今回見直しを行った意識調査については、集計・分析結果がまとまり次第、あらためて報告する。 以上
今後の方針	本調査結果を教育委員会と学校で共有し、「わかりやすい授業の確立」「個に応じた指導の充実」を進める。

教 育 委 員 会 報 告

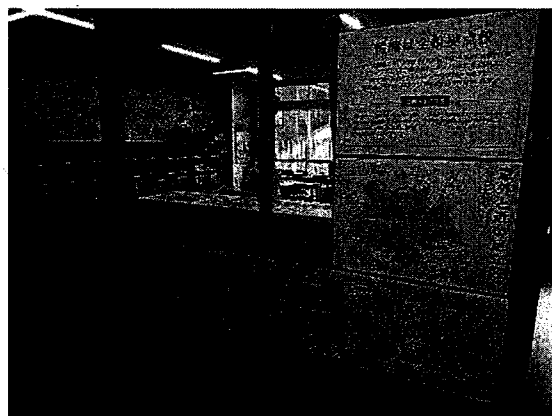
令和元年 8 月 2 9 日

件 名	令和元年度教員公募説明会実施結果について
所管部課名	教育指導部教育指導課
内 容	東京都教育委員会が主催する教員公募説明会（区部および島しょ地区）が、今年度は足立区立千寿小学校が会場となり以下のとおり開催された。 - 開催日時 令和元年 7 月 2 3 日（火） 1 4 時～1 6 時 - 会場 足立区立千寿小学校 - 参加区等 - 区部（練馬区、江戸川区を除く 2 1 区） - 島しょ地区（2 町 7 村）※ 市部および西多摩地区は別開催 - 来場者数 6 1 2 名（前年度 4 9 4 名、前年度比 1. 2 倍） 上記のうち、足立区ブースへの来場者は 7 2 名（前年度 2 6 名、前年度比 2. 7 倍） - 開催内容 各教室が各区に割り振られ、参加者に自区の教育施策や特色を説明した。足立区は個別相談を実施したほか、コミュニティ・スクールやおいしい給食等の資料配付、パネル展示を行った。 - 足立区ブースの結果 - シティプロモーション課や学務課と連携してパネルの掲出や展示を行ったことにより多くの参加者の訪問があった。 - 校長会の協力を得て学校長（4 名）が個別相談に加わったことで、足立区の学校現場の魅力をアピールすることができた。 - 足立区独自に展開している特別支援教室の全校拠点校方式をアピールしたことで、関心を持つ教員の多くが来場した。
今後の方針	次年度以降の説明会においても他課や校長会との連携を継続していき、より効果的な説明等を行って、良い人材を確保していく。

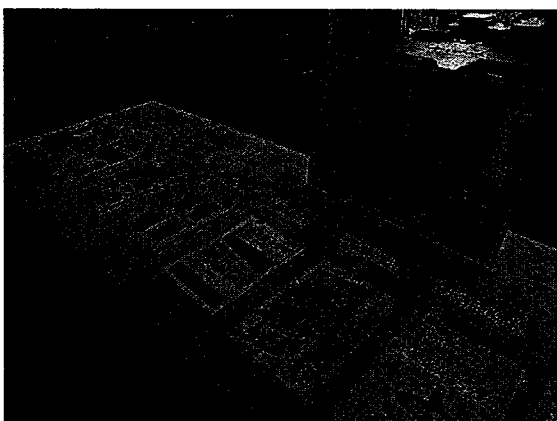
足立区ブース（外観）



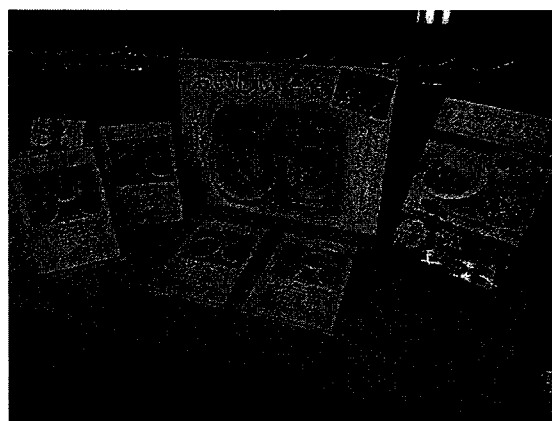
パネル①（全校拠点校、意外と近い足立区）



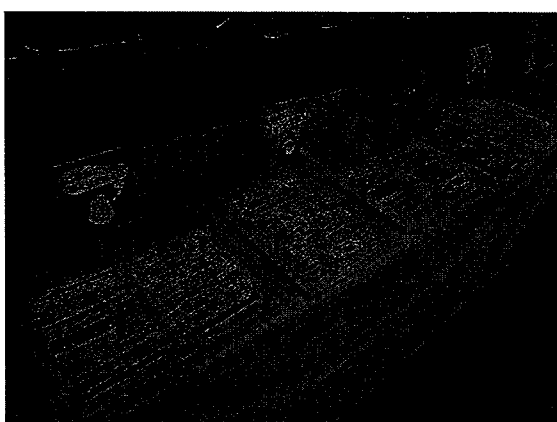
パネル②コミュニティ・スクール



パネル③（おいしい給食）



チラシ（ICT）



個別相談は計5箇所設置し、教員が記入したアンケートを基に学校長と事務職員が対応。



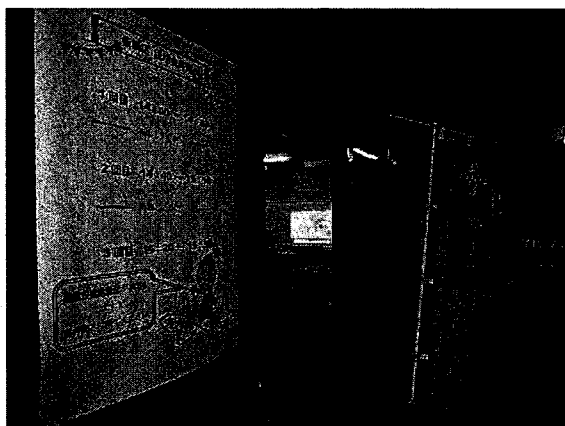
教育長による、来場者への声掛け。



他区外観（文京区、新宿区）



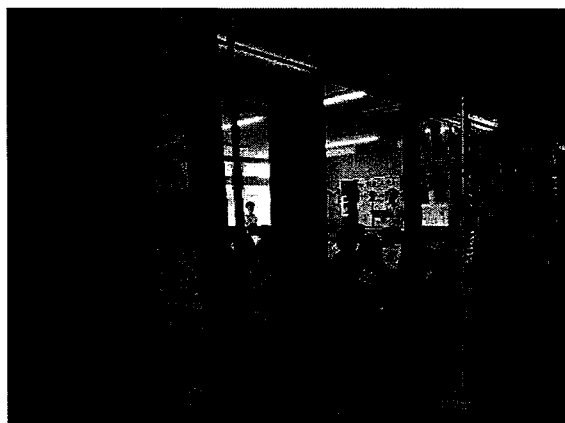
他区外観（板橋区：現役校長による講演会を3回実施）



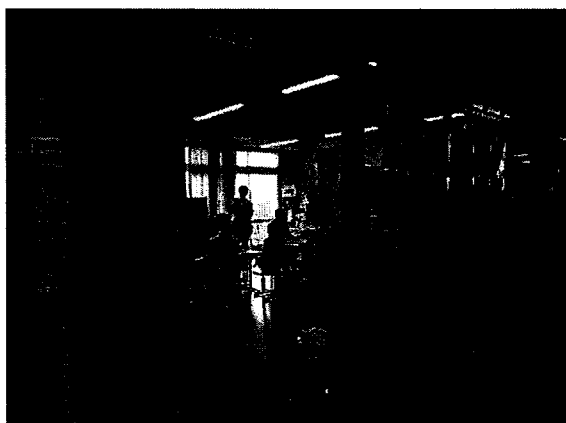
世田谷区（プロジェクターを使用した全体説明）



目黒区（事務職員による講演会）



台東区（個別相談は40分待ち）



教 育 委 員 会 報 告 資 料

令和元年8月29日

件名	校外施設指定管理者評価結果について		
所管課名	学校運営部学務課		
内 容	鋸南自然の家及び日光林間学園の平成30年度業務について、足立区立校外施設指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という）による評価を実施したので、下記のとおり報告する。		
	記		
	1 主な業務内容		
	(1) 鋸南自然の家 区立小学校5年生の自然教室及び一般利用宿泊施設		
	(2) 日光林間学園 区立小学校6年生の自然教室及び一般利用宿泊施設		
	2 指定管理者・指定管理期間		
		指定管理者	指定管理期間
	鋸南自然の家	西洋フード・コンパスグループ株式会社 (代表 石田 隆嗣)	平成26年度～ 平成30年度
	日光林間学園	株式会社フォレスト (代表 石田 浩二)	平成30年度～ 令和4年度
	3 指定管理料（平成30年度）		
(1) 鋸南自然の家			
①非精算 89,964,922円（税込）			
②要精算（修繕費・光熱水費・補助員賄費）16,133,264円（税込）			
合計（①+②） 106,098,186円（税込）			
(2) 日光林間学園			
①非精算 53,800,000円（税込）			
②要精算（修繕費・光熱水費・補助員賄費）12,743,127円（税込）			
合計（①+②） 66,543,127円（税込）			
4 評価対象期間			
平成30年4月1日～平成31年3月31日			
5 評価委員会開催日 令和元年7月25日			

6 評価委員会委員構成（計6名）

種別	氏名	役職等
学識経験者 (有識者含む)	小池 和男 【委員長】	帝京科学大学教育人間科学部学校教育 学科教授
	井上 朋子	中小企業診断士
区民	大林 英夫	青少年対策弘道地区委員会会長
	添田 雅子	古千谷小学校PTA会長
学校長	瀬谷 智代	辰沼小学校校長
区職員	宮本 博之	学校運営部長

7 評価方法

指定管理者の自己評価及び所管課の実態調査による評価を基に、評価を行った。

<主な提出資料>

1	業務評価シート	8	個人情報保護方針
2	労働条件審査主要チェックシート	9	会社全体の決算報告書（直近3年分）
3	目標設定シート	10	鍵貸出管理簿
4	前回の評価結果の反映状況	11	金銭出納簿
5	平成30年度事業報告書	12	備品管理簿
6	消防計画	13	運営事業計画書
7	施設巡回簿	14	お客様アンケート集計表

8 評価結果

- (1) 鋸南自然の家 34点／55点 得点率61.8% 総合評価『B』
 (2) 日光林間学園 36点／55点 得点率65.4% 総合評価『B』
 （評価項目及び評価基準は、別紙「業務評価シート」参照）

9 委員会での主な意見と対応等

(1) 鋸南自然の家

- ① 全般にわたり一定の水準に達しており、概ね仕様書どおり運営されている。
 - ② 一般利用の利用率向上のために、PR活動に力を入れてほしい。
 - ③ 自主企画を積極的に行い、一般利用率向上に向けた努力が見られたことは評価できる。
 - ④ これまで好評だった区民サービス向上に向けた取組については、現指定管理者にも引き継いでほしい。今後も継続してほしい。
- ・対応策 現指定管理者に対し、評価委員会での意見を今後の施設運営に反映するよう依頼する。

	(2) 日光林間学園 ① 協定に沿って適切な管理が行われており、人材育成のための研修も積極的に行っている。 ② 防災・防犯体制がしっかりとられている。 ③ 一般利用の利用率が向上するようPR活動に力を入れてほしい。 ・対応策 区民に対する効果的なPR方法について、指定管理者と共に検討する。 ④ アンケート内容を会社全体で共有し、対応していることは評価できる。引き続き利用者に満足いただけるようサービス向上に努めてほしい。
今後の方針	教育委員会及び文教委員会に報告後、10月中旬に区ホームページにて公表する。

足立区立校外施設指定管理者評価委員会

業務評価シート

【評価対象施設】 足立区立鋸南自然の家

【評価対象年度】 平成30年度

【自己評価】 平成31年4月25日

【評価委員会】 令和元年7月25日

【評価点】 水準を大きく上回る：5点 水準を上回る：4点 水準どおり（水準クリア）：3点
 水準を下回る：2点 水準を大きく下回る：1点

大項目	中項目	確認項目					
1 適切な管理の履行	(1)	1 基本協定や年度協定に沿って適切に管理が行われているか	評価点		評価委員		
			指定管理者	担当課			
		①開館日の設定(一般利用) ◆需要を見込んだ効率的な開館計画	3	3			
		②施設・設備の保守点検(内容、回数) ◆仕様書に基づく、保守点検・環境衛生・園庭管理の実施	3	2			
		③施設の清掃(内容、回数) ◆仕様書に基づく、清掃・害虫駆除の実施と施設内の整理整頓	3	3			
		④人員配置(配置数、専門性) ◆知識・経験・技量を有する人員の配置(フロント、調理担当、設備担当)	3	3			
		⑤人材育成の取組み(知識・技術向上) ◆各種研修・講習の開催、スタッフの意識改革プログラムの実行	3	3			
			計①	15		14	
			項目数②	5		5	
			評価点①÷②	3.0		2.8	(満点=5点)
2 前回の評価委員会で指摘された改善事項に対して、どう取り組んでいるか	(2)	2 前回の評価委員会で指摘された改善事項に対して、どう取り組んでいるか	評価点		評価委員		
			指定管理者	担当課			
		①別紙『前回の評価結果の反映状況』を参照	3	3			
			計①	3.0		3.0	
			項目数②	1.0		1.0	
			評価点①÷②	3.0		3.0	(満点=5点)
		指定管理者記入欄	【アピールポイント】 仕様書に基づき施設の保守管理、清掃が行えた。				
		指定管理者記入欄	【改善すべき点・課題等】				
		区記入欄	【基本協定】 ②スポーツ設備点検において、年1回の専門技術者による点検が実施されていなかった。 【前回の評価】 ①概ね前回の評価結果から改善の取組みがされている。				
		評価委員記入欄	【評価すべき点】 前回の評価に基づく改善に概ね取り組まれた。 【改善すべき点】 基山の法面チェックリストを作成し、定期的な点検をお願いしたい。保守点検の管理方法について見直しを図ってほしい。 【その他注意点】 特になし。				
3 施設の安全性の確保	(3)	3 施設の安全性は確保されているか	評価点		評価委員		
			指定管理者	担当課			
		①防災体制(火災、地震、台風等) ◆消防計画の策定、自衛消防訓練の実施	4	4			
		②防犯体制(運営事業計画書項目) ◆館内のセキュリティ管理、夜間警備体制 ◆施設内外の巡回、来所者の把握、鍵の管理	3	3			
		③事故等緊急時の体制・対策(運営事業計画書項目) ◆危機管理マニュアル、緊急時の体制、緊急連絡先一覧等の整備 ◆災害用の食糧等の備蓄・補充	3	3			
		④施設を安全に管理するための方策 ◆設備の破損や故障などへの迅速な対応	3	3			
			計①	13		13	
			項目数②	4		4	
			評価点①÷②	3.3		3.3	(満点=5点)
		指定管理者記入欄	【アピールポイント】 ・年2回の消防訓練に加え、部分(通報、消火、避難)訓練を月ごとに行い防災の意識を高めた。 ・鍵の貸し出しにマスター専用の台帳を設け、管理体制を強化した。				
指定管理者記入欄	【改善すべき点・課題等】						
区記入欄	【安全性】 ①消防法に基づく年2回の総合訓練の他に、一部訓練を6回実施し、防災体制の強化が図られた。						
評価委員記入欄	【評価すべき点】 適切な体制・取組みが行われており、特に防災体制は良好である。 【改善すべき点】 特になし。 【その他注意点】 地域に即した6回の訓練は継続して行ってほしい。						

大項目

中項目

確認項目

1

管理状況

(3) 法令等の遵守 (※倫理性も含む)

個人情報保護、各種法令等は遵守されているか		評価点			
		指定管理者	担当課	評価委員	
指定管理者記入欄	①個人情報保護の取組み (運営事業計画書項目) ◆内部規定の策定、研修の実施	4	3	3.0	
	②個人情報事故への対応 ◆個人データの漏洩や紛失事故の有無、データアクセスのID制御	4	3		
	③労働条件の遵守 (労働基準法、労働安全衛生法等) ◆労働条件審査主要チェックシート等による確認	4	3		
	④各種法令等の遵守 ◆防火管理者・食品衛生責任者等の配置	3	3		
		計①	15	12	(満点=5点)
		項目数②	4	4	
		評価点①÷②	3.8	3.0	
区分記入欄	【アピールポイント】 ・フロント業務に限らず、個人情報(アレルギー等)を扱う者は、個人情報の重要性を認識させ、保護に努めた。 ・PCは半年毎にパスワードを変更し、管理(パスワード)は支配人が行い、制限をした。				
	【改善すべき点・課題等】				
評価記入欄	【法令遵守】 ①②個人情報保護の取組みは仕様書どおり実施され、個人情報の流出等の事故は起こらなかった。 ③労働条件の遵守については、適正に実施されている。				
	【評価すべき点】 個人情報の保護、各種法令の遵守が適切に行われている。 【改善すべき点】 特になし。 【その他注意点】 指定管理者の評価がやや高いことが気になった。				

(4) 適切な財務・財産管理

適切な財務・財産管理が行われているか		評価点			
		指定管理者	担当課	評価委員	
指定管理者記入欄	①収支状況(安定的な運営) ◆管理運営経費や施設管理経費が収支計画に則しているか ◆収支計画に沿った収支改善の取組みの実施 ◆会社全体の安定的な運営	3	3	3.0	
	②現金や関係書類等の管理、経理処理 ◆受入れた管理費は適切に記帳処理がされているか ◆帳簿・関係書類の整備・保存、経理状況の明確化	3	3		
	③経理を担当する常勤の職員 ◆出納係または経理責任者等の配置 ◆現金、貴重品の取扱い時の二重チェック体制の構築	3	3		
	④備品の管理 ◆動作確認、修繕・買替え計画	4	3		
		計①	13	12	(満点=5点)
		項目数②	4	4	
		評価点①÷②	3.3	3.0	
区分記入欄	【アピールポイント】 ・現金(売上金)は確認後、即日入金処理をし、入金控えの二重チェック(入金者・事務員)を行い、保管していた。 ・備品台帳の更新に努めた。				
	【改善すべき点・課題等】				
評価記入欄	【財産管理】 ④備品の管理については、仕様書どおり適正な管理がされた。				
	【評価すべき点】 二重チェックがしっかりと行われており、仕様書どおり実施されてる。 【改善すべき点】 特になし。 【その他注意点】 指定管理諸経費の増減要因の分析をしてほしい。				

大項目

中項目

確認項目

2事業効果	(1)事業の取組み	自然教室について 適切に運営がされているか		評価点		評価委員			
		指定管理者	担当課						
		①校外学習の向上に向けた取組み・方策 ◆児童が集団生活の中で、社会性・自律性・創造性を学ぶための支援 ◆施設内や施設外の附属設備で実施可能なプログラムの検証・提案	3	3	3.0				
		②食育に向けた取組み・方策 ◆食への感謝と理解を深め、食に対する楽しさや興味への喚起、食材や栄養への知識の提供 ◆栄養バランスの整った食事、野菜摂取量、おいしい給食(食事)への取組み	4	3					
		③アレルギー対応 ◆学校との事前打ち合わせ、チェック体制、配膳方法	4	3					
		④感染症対策(感染性胃腸炎ほか) ◆予防と拡大防止、児童の健康情報の学校との共有化	4	3					
			計①	15	12	(満点=5点)			
			項目数②	4	4				
			評価点①÷②	3.8	3.0				
	一般利用について 適切に施設の運営がされているか	指定管理者	担当課			評価委員			
		①区民サービス向上に向けた取組み・方策 ◆区民(利用者)がより快適な時間をすごせるようなサービスの提供 ◆地域のイベント、季節の花、気象情報、交通情報などの情報提供	4	4	3.2				
		②一般利用者へ適正かつ確実なサービス提供 ◆予約・利用申込みは、区の規定に従い優先順位の遵守、利用時間の遵守 ◆利用者の立場に立ちながら、公平な利用機会の提供	3	3					
		③多様化する利用者からのニーズに対応する取組み ◆車いす利用の方への対応 ◆高齢・障がいをお持ちの方への対応 ◆子育て世帯への対応	3	3					
		④利用者とのトラブル防止策 ◆対応マニュアル等による従業員への徹底、ヒューマンエラーの防止策 ◆トラブル内容の明確化と原因の調査、従業員への周知と業務への反映	3	3					
		⑤賄い業務体制と衛生管理の取組み ◆食事の質の向上への取組み、季節にあわせたメニューの提供、特別料理の提供など ◆食品衛生・環境衛生への配慮	5	3					
		⑥区の施策等に対する取組み ◆区の施策内容を理解し、積極的な取組み・協力体制	3	3					
			計①	21	19	(満点=5点)			
			項目数②	6	6				
			評価点①÷②	3.5	3.2				
	利用率向上の取組みがされているか	指定管理者	担当課			評価委員			
		①一般利用者の利用率が上がる自主企画の提案 ◆地域特性を活かしたプログラムの実施・新規プログラムの開拓 ◆利用者が少ない時期に利用者増を目的に実施する企画やサービス等の実施	4	4	3.8				
		②利用率向上に向けた情報発信 ◆SNS、広報等の活用等 ◆区民利用を促すための独自の広報戦略	4	4					
			計①	8	8	(満点=5点)			
			項目数②	2	2				
			評価点①÷②	4.0	4.0				
	指定管理者記入欄	【アピールポイント】 ・季節に合わせたメニューを年間4回変更に加え、季節の半ばにも内容を一部変更し、リピーターのお客様を飽きさせない工夫をした。 ・お子様に少しでも楽しんで貰うためにお絵かきコーナーを設けた。 ・食事の際、幼児のお子様に少しでも楽しんで貰うためキャラクター台紙を用意した。 ・身近に感じてもらえるように、鑑南自然の家の周りで起こる、日常的(サルが出た、鑑南の美味しい店等)な事をSNSで発信した。 【改善すべき点・課題等】					区記入欄		
		【自然教室】 ②③④自然教室における食育に対する取組み、アレルギー対応、感染症対策については、仕様書どおり実施され、アレルギー事故などの問題は発生しなかった。 【一般利用】 ①各季節の行事(お正月、バレンタインデー等)にはお子様にお菓子のプレゼント、ラウンジスペースへのお絵かきコーナー設置、食事の際のランチョンマットの用意など、宿泊者の満足度アップのため自主的に取り組んだ。 ②29年度に引き続き年4回の献立変更や、お正月メニューや特別メニューの提供等の取組みが実施されているが、新たな取組みは見られなかった。 【利用率向上】 ①宿泊者の満足度アップのため、自主事業(地引網体験、イチゴ狩り体験等)を毎月定期的に行い、年間で計16回行った。 ②鑑南町のお勧めの店や観光情報、鑑南自然の家の周りで起きたことを2週に1回程度、ツイッターにて積極的に情報発信を行った。 【評価すべき点】アレルギー対応について、学校との対応管理体制が整備されている。 【改善すべき点】一般利用の利用率向上のために、PR活動に力を入れてほしい。また、情報発信に対する効果の確認を行ってほしい。 【その他注意点】自主企画を積極的に行い、一般利用率向上への努力が見られたため継続して行ってほしい。							
	評価記入要領								

中項目		確 認 項 目				
(2) 利用の状況	計画どおりの利用状況となっているか	評 価 点				
		指定管理者	担当課	評価委員		
		①利用状況 ◆年間収益額（一般利用者） ◆年間利用者数（一般利用者の延べ数）	3	3	3.0	
		②施設稼働率 ◆年間稼働率（一般利用者への開館日に対する稼働率）	3	3		
			計①	6	6	(満点=5点)
		項目数②	2	2		
		評価点①÷②	3.0	3.0		
	指定管理者記入欄	【アピールポイント】 ・前年度の月間利用状況、申込み状況、祝祭日、また予定営繕工事等を考慮し経費とのバランスを図り決定した。 30年度は2月中旬の約2週間(高圧ケーブル工事)及び、3月28日～指定管理者変更に伴い、急遽休館日に設定。				
		【改善すべき点・課題等】				
	区分記入欄	【利用状況】 ①一般利用者数は目標値、平成29年度実績値を下回ったが、指定管理者変更に伴う年度末の休館の影響が大きい。平成29年度の3/28～3/31の実績は、232名であり、これを勘案すると平成30年度利用者数は、ほぼ29年度並みだった。 ②施設稼働率は、微減したが、ほぼ29年度並みだった。				
【評価すべき点】 開館日の設定については、様々な状況を考慮し、経費のバランスを図っている。 【改善すべき点】 特になし。 【その他注意点】 引き続き開館期や毎年の申込み状況等を分析のうえ、開館日の設定を行ってほしい。						
評価記入欄						

大項目

中項目

確認項目

2事業効果

(3)利用者の満足度(アンケート調査等による)

一般利用者の満足を得られているか

指定管理者

担当課

評価委員

①従業員の接客態度
◆親切さ、説明のわかりやすさ、電話対応等、アンケート(従業員の対応)の評価

3

4

3.7

②施設・設備
◆施設の清潔さ、使いやすさ、案内サイン等、アンケート(客室・風呂)の評価

3

3

③食事
◆提供する内容、アンケート(食事の味や量)の評価

3

4

④苦情・要望対応
◆苦情・要望等の対応の適切さ・迅速さ

3

3

計①

12

14

(満点=5点)

項目数②

4

4

評価点①÷②

3.0

3.5

自然教室において、学校の満足を得られているか

指定管理者

担当課

評価委員

①施設・運営
◆教員・児童への対応、施設の清潔さ、学校からの実施報告書での評価等

3

4

3.0

②食事
◆学校からの実施報告書による味付け・量・残菜等の総合評価

3

3

③児童の怪我・病気への対応
◆施設看護士の処置・手当て、病院への送迎等

4

3

計①

10

10

(満点=5点)

項目数②

3

3

評価点①÷②

3.3

3.3

指定管理者記入欄

【アピールポイント】
・施設内・見学先での急な体調不良に対して、迅速な病院の搬送が出来た。
・お米を地産のものに変え(単価減)おいしく、量も増えるように努めた。

【改善すべき点・課題等】

区分記入欄

【一般利用】
利用者アンケートにおいて、「よい」の割合
①職員の接客態度 88.3%
②施設・設備 73.9%
③食事 87.8%
【自然教室】
各学校から提出された実施報告書の評価において、「大変よい」「よい」の割合
①施設・運営 92.8%
②食事 72.5%
③児童の怪我・病気に対して迅速な対応を図り、仕様書どおり適正に実施された。

評価記入欄

【評価すべき点】一般、自然教室いずれも概ね満足は得られている。
【改善すべき点】アンケートによる利用者からの指摘に対する改善策や適切な対応をとり、対応内容を区に報告してほしい。
【その他注意点】従業員の接客態度や食事等に関して、指定管理者の自己評価が低いため自信を持ってほしい。

合計点

36.8

35.1

34.5

(満点=55点)

(満点=55点)

(満点=55点)

評価委員 評価意見	全般にわたり一定の水準に達していて、概ね仕様書どおり運営されているが、一部管理方法について改善してほしい。 一般利用の利用率向上のためにPR活動に力を入れてほしい。 自主企画を積極的に行い、一般利用率向上への努力が見られたことは評価できる。 これまで好評だった区民サービス向上に向けた取組みについては、新たな指定管理者にも引き継いでもらいたい。
--------------	--

【評価委員会評価結果】

評価委員会 評価結果	得点	評価	⇒	ランクダウン 有 ☒ 無	⇒	総合評価 B
	34	B				

※評価結果は評価委員会が行う。

※小数点以下は切り捨て、整数とする。

【評価委員会評価基準】

評点		評価基準						
満点	標準点	75%以上			～			54%以下
		A+	A	A-	B+	B	B-	C
55点	33点	50点以上	46点以上 49点以下	41点以上 45点以下	37点以上 40点以下	33点以上 36点以下	30点以上 32点以下	29点以下
得点率		90%以上	～	83%以下	67%以上	～	59%以下	54%以下

※「標準点」……評価項目が全て「3」（水準クリア）の評価を受けた場合の得点。

※「A」は満点の0.75倍以上（小数点以下切上げ）、「C」は満点の0.54倍以下（小数点以下切捨て）とする。

足立区立校外施設指定管理者評価委員会

業務評価シート

【評価対象施設】 足立区立日光林間学園

【評価対象年度】 平成30年度

【自己評価】 令和元年6月7日

【評価委員会】 令和元年7月25日

【評価点】 水準を大きく上回る：5点 水準を上回る：4点 水準どおり（水準クリア）：3点
水準を下回る：2点 水準を大きく下回る：1点

大項目		中項目		確認項目			
1 管 理 状 況	(1) 適 切 な 管 理 の 履 行	基本協定や年度協定に沿って適切に管理が行われているか		評 価 点			
		指定管理者	担当課	評価委員			
		①開館日の設定(一般利用) ◆需要を見込んだ効率的な開館計画	3	3	3.0		
		②施設・設備の保守点検(内容、回数) ◆仕様書に基づく、保守点検・環境衛生・園庭管理の実施	3	3			
		③施設の清掃(内容、回数) ◆仕様書に基づく、清掃・害虫駆除の実施と施設内の整理整頓	3	3			
		④人員配置(配置数、専門性) ◆知識・経験・技量を有する人員の配置(フロント、調理担当、設備担当)	3	3			
		⑤人材育成の取組み(知識・技術向上) ◆各種研修・講習の開催、スタッフの意識改革プログラムの実行	4	4			
		計①	16	16	(満点=5点)		
		項目数②	5	5			
		評価点①÷②	3.2	3.2			
	前回の評価委員会で指摘された改善事項に対して、どう取り組んでいるか		評 価 点				
	指定管理者	担当課	評価委員				
	①別紙「前回の評価結果の反映状況」を参照	3	3	3.0			
	計①	3.0	3.0	(満点=5点)			
	項目数②	1.0	1.0				
	評価点①÷②	3.0	3.0				
	指定管理者記入欄	【アピールポイント】 ・自然教室期間の遊歩道点検は昨年同様毎日実施。10月後半に日常点検の際に、自然現象による橋の破損を発見。直ちに学務課へ報告し学務課より学校へ事前連絡をして頂き、自然教室当日の学園打ち合わせでも注意喚起をし、遊歩道利用に伴う事故を防止できた。(橋は協議の上、31年度の自然教室前に修繕工事を行い修復した。) ・経年劣化していた布団については、30年度に新規製品に入れ替えを実施した。 ・本社にて、外部講師を招聘してのクレーム対応講習を社内全職員を対象に実施。各スタッフのスキルアップを図った。 ・9月に地域の保健所主催の食品衛生責任者の養成講習に支配人が出席。支配人も有資格者となり、食品衛生に対して意識を高めスタッフにも周知した。 ・LGBT等の研修項目の充実についての検討に伴い、「文部科学省の児童生徒に対する対応資料」を印刷し、スタッフへ周知した。 【改善すべき点・課題等】					
	区記入欄	【基本協定】 ⑤外部講師を招聘し、全社員を対象にしたクレーム対応研修を実施するなど、人材育成に対し積極的な姿勢が見られた。 【前回の評価】 ①概ね前回の評価結果から改善の取組みがされている。					
	評価記入欄	【評価すべき点】仕様書に沿って適切な管理が行われている。前回の評価結果に基づき改善の取組みが実施されており、人材育成の研修も積極的に 行われている。 【改善すべき点】特になし。 【その他注意点】遊歩道が安全に使用できるよう、点検・補修等のメンテナンスを続けていってほしい。					
	(2) 安 全 性 の 確 保	施設の安全性は確保されているか		評 価 点			
指定管理者		担当課	評価委員				
①防災体制(火災、地震、台風等) ◆消防計画の策定、自衛消防訓練の実施		3	3	3.7			
②防犯体制(運営事業計画書項目) ◆館内のセキュリティ管理、夜間警備体制 ◆施設内外の巡回、来所者の把握、鍵の管理		4	4				
③事故等緊急時の体制・対策(運営事業計画書項目) ◆危機管理マニュアル、緊急時の体制、緊急連絡先一覧等の整備 ◆災害用の食糧等の備蓄・補充		4	4				
④施設を安全に管理するための方策 ◆設備の破損や故障などへの迅速な対応		3	3				
計①		14	14		(満点=5点)		
項目数②		4	4				
評価点①÷②		3.5	3.5				
指定管理者記入欄		【アピールポイント】 ・防火管理者は施設責任者が兼務し、昨年同様に自衛消防訓練は9月と3月に火災発生時間の想定を変えて実施。9月の訓練の際には、消防署から水消火器を借用し実戦的な初期消火対応等の実技訓練も行った。3月の訓練の際には、栃木県消防設備保守協会の立ち合いで、防災監視盤及び非常放送盤の取扱いの詳細な説明を受け、万が一に備えている。 ・30年度評価委員会後に巡回簿等の記入方法の統一並び鍵がすべてあるかどうかのチェック体制の強化にあたり、巡回簿等の様式の修正並び鍵のチェック体制の強化のための確認調査等を行い、ミーティングにて各スタッフへ周知。チェック体制を統一化し、強化した。 ・不審者対応の防犯用品として、新たにサスマタ・ネットランチャー・護身用防犯スプレーを設置。防犯マニュアルも作成した。3月には地域の警察署の講師を招聘し、不審者が侵入した際の対応方法(実技)の指導を受け、防犯に対する意識を高めた。 ・非常時に備えた食糧等備蓄にあたり、非常用食品の他、日常的に使う食材のうち、米・塩は一週間分相当を常時オーバーストックし、緊急災害時にも食事提供が出来る様に、事業提案で揚げたプロパンガス炊き出しセットを新たに設置した。 【改善すべき点・課題等】					
区記入欄	【安全性】 ②日光警察署員を招聘して防犯対策の指導を受け、防犯に対する職員の意識を高めた。さらに不審者対応のため、サスマタ・ネットランチャー・護身用防犯スプレーを設置し、危機管理体制の強化が図られた。 ③非常時の食糧等のオーバーストックに加え、プロパンガス炊き出しセットを配備し、緊急災害時でも食事提供ができる体制を整備した。						
評価記入欄	【評価すべき点】防災・防犯に対する意識が高く、職員がきちんと対応できるような体制がとられている。 【改善すべき点】特になし。 【その他注意点】備蓄食糧のアレルギー対応について、全社員が正確な知識と共通認識を持つべきである。生理用品等のストックがあれば安心できる。						

大項目

中項目

確認項目

(3) 法令等の遵守 (※倫理性も含む)	1 管 理 状 況	個人情報保護、各種法令等は遵守されているか	指定管理者	評価点	担当課	評価委員
①個人情報保護の取組み (運営事業計画書項目) ◆内部規定の策定、研修の実施	3	3	3.3			
②個人情報事故への対応 ◆個人データの漏洩や紛失事故の有無、データアクセスのID制御	3	3				
③労働条件の遵守 (労働基準法、労働安全衛生法等) ◆労働条件審査主要チェックシート等による確認	3	3				
④各種法令等の遵守 ◆防火管理者・食品衛生責任者等の配置	4	4				
	計①	13	13			
	項目数②	4	4			
	評価点①÷②	3.3	3.3			
			(満点=5点)			
指定管理者記入欄	指定管理者記入欄	【アピールポイント】 ・個人情報の取扱いは一部の職員に限定し、紙媒体は保管庫に入れ施錠、USB等のメモリーは外部への持ち出し禁止を徹底する事で25年度からの指定管理期間中に漏洩事故は無い。 ・昨今のSNS等への不適切な投稿による個人情報の漏洩に対し、社内全職員に対し業務上知りえた個人情報の投稿を厳禁する旨を周知。誓約書の提出も受ける事で予防している。 ・防火管理者は支配人を兼任しているが設備責任者も有資格者であり2名体制となっている。食品衛生責任者も9月以降支配人も有資格者となり、2名体制となっている。				
区記入欄	区記入欄	【法令遵守】 ④防火管理者・食品衛生責任者は、消防法・食品衛生法に基づき、1名の配置を義務付けられているが、それぞれ2名体制をとっている。				
評 記 入 欄	評 記 入 欄	【評価すべき点】 法令基準を満たす体制が取られている。個人情報の取扱いは保管も徹底のうえ事故も起こっていない。 【改善すべき点】 特になし。 【その他注意点】 お客様情報マニュアルは、アルバイト等には抽象的でやや分かりづらいつと感じた。				
(4) 適切な財務・財産管理		適切な財務・財産管理が行われているか	指定管理者	評価点	担当課	評価委員
①収支状況 (安定的な運営) ◆管理運営経費や施設管理経費が収支計画に則しているか ◆収支計画に沿った収支改善の取組みの実施 ◆会社全体の安定的な運営	3	3	3.0			
②現金や関係書類等の管理、経理処理 ◆受入れた管理費は適切に記帳処理がされているか ◆帳簿・関係書類の整備・保存、経理状況の明確化	3	3				
③経理を担当する常勤の職員 ◆出納係または経理責任者等の配置 ◆現金、貴重品の取扱い時の二重チェック体制の構築	3	3				
④備品の管理 ◆動作確認、修繕・買替え計画	3	3				
	計①	12	12			
	項目数②	4	4			
	評価点①÷②	3.0	3.0			
			(満点=5点)			
指定管理者記入欄	指定管理者記入欄	【アピールポイント】 ・30年度も経理処理は本社主導で行い、施設では小口現金と現地清算の売上金以外の現金は取扱わない体制を継続した。施設内での現金の管理・金融機関への入金・記帳は支配人のみが行っており本社との二重チェックも継続して行っている。 ・経年劣化により突然の故障の恐れがある備品については、壊れる前に予防出来る様、買替についての検討を依頼している。				
区記入欄	区記入欄	【改善すべき点・課題等】				
		【財産管理】 財産の管理については、仕様書どおり適正な管理がされた。				
評 記 入 欄	評 記 入 欄	【評価すべき点】 経理処理の体制が徹底しており、チェックも十分である。計画に沿った備品管理がされている。 【改善すべき点】 特になし。 【その他注意点】 特になし。				

大項目

中項目

確認項目

(1)事業の取組み	2事業効果	自然教室について 適切に運営がされているか		評価点			
				指定管理者	担当課	評価委員	
		①校外学習の向上に向けた取組み・方針 ◆児童が集団生活の中で、社会性・自律性・創造性を学ぶためへの支援 ◆施設内や施設外の附属設備で実施可能なプログラムの検証・提案		3	3	3.0	
		②食育に向けた取組み・方針 ◆食への感謝と理解を深め、食に対する楽しさや興味への喚起、食材や栄養への知識の提供 ◆栄養バランスの整った食事、野菜摂取量、おいしい給食(食事)への取組み		3	3		
		③アレルギー対応 ◆学校との事前打ち合わせ、チェック体制、配膳方法		3	3		
		④感染症対策(感染性胃腸炎ほか) ◆予防と拡大防止、児童の健康情報の学校との共有化		3	3		
				計①	12	12	(満点=5点)
				項目数②	4	4	
				評価点①÷②	3.0	3.0	
一般利用について 適切に施設の運営がされているか		評価点					
		指定管理者	担当課	評価委員			
①区民サービス向上に向けた取組み・方針 ◆区民(利用者)がより快適な時間をすごせるようなサービスの提供 ◆地域のイベント、季節の花、気象情報、交通情報などの情報提供		3	3	3.0	(満点=5点)		
②一般利用者へ適正かつ確実なサービス提供 ◆予約・利用申込みは、区の規定に従い優先順位の遵守、利用時間の遵守 ◆利用者の立場に立ちながら、公平な利用機会の提供		3	3				
③多様化する利用者からのニーズに対応する取組み ◆車いす利用の方への対応 ◆高齢・障がいをお持ちの方への対応 ◆子育て世帯への対応		3	3				
④利用者とのトラブル防止策 ◆対応マニュアル等による従業員への徹底、ヒューマンエラーの防止策 ◆トラブル内容の明確化と原因の調査、従業員への周知と業務への反映		3	3				
⑤防い業務体制と衛生管理の取組み ◆食事の質の向上への取組み、季節にあわせたメニューの提供、特別料理の提供など ◆食品衛生・環境衛生への配慮		4	3				
⑥区の施策等に対する取組み ◆区の施策内容を理解し、積極的な取組み・協力体制		3	3				
		計①	19			18	
		項目数②	6	6	(満点=5点)		
		評価点①÷②	3.2	3.0			
利用率向上の取組みがされているか		評価点					
		指定管理者	担当課	評価委員			
①一般利用者の利用率が上がる自主企画の提案 ◆地域特性を活かしたプログラムの実施・新規プログラムの開拓 ◆利用者が少ない時期に利用者増を目途に実施する企画やサービス等の実施		3	4	3.7	(満点=5点)		
②利用率向上に向けた情報発信 ◆SNS、広報等の活用等 ◆区民利用を促すための独自の広報戦略		3	4				
		計①	6	8			
		項目数②	2	2			
		評価点①÷②	3.0	4.0			
指定管理者記入欄	区記入欄	【アピールポイント】 ・自然教室時の安全対策として衛星電話・トランシーバー・照度の貸出しを30年度も継続している。 ・自然教室時には日光市の特産品である「湯葉」を取り入れた献立の提供を継続している。(2日目夕食「湯葉と小松菜のスープ」) 湯葉について事前に調べてくる学校もある。 ・昨年度指摘があったカレーの味付については、原材料の配合比の見直し等で改善を行い、30年度は概ね好評頂いた。 ・一般利用時のハガキ抽選はシステムの抽選機能により公平に行っている。予約受付の決まりも遵守し、受付期間外の予約は受付していない。 ・一般開放時、何らかの事情で大浴場に入浴出来ないお客様には、通常は開放していない職員風呂を家族風呂としてご利用頂く対応をとり、快適に過ごして頂く様配慮している。 ・一般開放時の食事メニューは季節毎に年4回変更し、お正月にはお正月メニューの提供を行い、いつ宿泊してもお客様にご満足いただける様務めるとともに、一般開放時もアレルギー対応のご要望には可能な限り対応し、アンケートで良好な評価を頂いている。 ・利用率向上の為、昨年度までのリポーターのお客様へのDMハガキやSNSでの情報発信に加え、チラシの作成と区内関係各所への配布を依頼し、周遊企画の予約増につながっている。 【改善すべき点・課題等】 ・29年度の11月に30年度の自然教室の献立を作成したが、食材の成分が製造元の仕様変更により、5月の納品時に、献立作成時と変わっていたという事案があり、各学校の児童への再調査を行う事となった。使用する食材の成分に関しては、献立作成時に今後仕様変更の予定が無いかも確認し再発防止を図る。 【自然教室】 仕様書どおり適正に実施されており、アレルギー事故等の問題は発生しなかった。献立の成分表の変更については、自然教室実施前に指定管理者が再確認して判明しており、児童が食する前に迅速に対応することができた。 【一般利用】 ⑤29年度に引き続き一般開放時の食事メニューの変更(季節毎に年4回)や、お正月メニューの提供などがされているが、新たな取組みはみられなかった。 【利用率向上】 ①自主事業である日光周遊ツアーの回数を増やすと共に募集チラシを作成して区内地域学習センターにて配布し、利用者数のアップを図った。 ②イベント・観光情報・現地の状況等を発信するため、ツイッターを活用し、利用率向上に努めた。					
		【特備すべき点】 アンケート内容を全社で共有し、業務改善が図られている。自然教室については、適切な運営がなされている。 【改善すべき点】 日光周辺状況の他、食事の内容や施設での催しを含めた情報発信を行い、SNSの有効活用を図ってほしい。 【その他注意点】 一般利用のサービス・企画・食事がマンネリ化しないよう内容の検討をしてほしい。地域の食材利用を続けてほしい。					

中項目		確 認 項 目					
(2) 利用の状況	指定管理者記入欄	計画どおりの利用状況となっているか		評 価 点			
				指定管理者	担当課		
				評価委員			
		①利用状況 ◆年間収益額（一般利用者） ◆年間利用者数（一般利用者の延べ数）		4	4		
		②施設稼働率 ◆年間稼働率（一般利用者への開館日に対する稼働率）		3	3		
			計①	7	7		
			項目数②	2	2		
			評価点①÷②	3.5	3.5		
			(満点=5点)				
	【アピールポイント】 ・一般利用者は6,382名でプロポーザル時目標の6,247名、昨年度実績の6,082名を上回り順調に推移したと判断している。収益額もプロポーザル時の目標は上回っている。情報発信や口コミによる好評価の広がりによるものと判断しており、今後も尚一層の利用者増に努める。						
【改善すべき点・課題等】							
区記入欄		【利用状況】 ①一般の年間利用者数が目標数値・前年度の実績数を上回り、順調に利用者が増加した。					
評価記入欄		【評価すべき点】 利用者の順調な推移について、要因分析がなされている。計画を上回る実績となっており、年々向上している。 【改善すべき点】 一般利用の利用率向上のため、力を入れている食事やサービスを含めPRを続けていってほしい。 【その他注意点】 特になし。					
大項目		中項目		確 認 項 目			
2 事業効果	(3) 利用者の満足度（アンケート調査等による）	一般利用者の満足を得られているか		評 価 点			
				指定管理者	担当課		
				評価委員			
		①従業員の接客態度 ◆親切さ、説明のわかりやすさ、電話対応等、アンケート（従業員の対応）の評価		4	4		
		②施設・設備 ◆施設の清潔さ、使いやすさ、案内サイン等、アンケート（客室・風呂）の評価		4	4		
			③食事 ◆提供する内容、アンケート（食事の味や量）の評価	4	4		
			④苦情・要望対応 ◆苦情・要望等の対応の適切さ・迅速さ	3	3		
			計①	15	15		
			項目数②	4	4		
			評価点①÷②	3.8	3.8		
		(満点=5点)					
自然教室において、学校の満足を得られているか		評 価 点					
		指定管理者	担当課				
		評価委員					
①施設・運営 ◆教員・児童への対応、施設の清潔さ、学校からの実施報告書での評価等		3	4				
②食事 ◆学校からの実施報告書による味付け・量・残菜等の総合評価		3	3				
③児童の怪我・病気への対応 ◆施設看護士の処置・手当て、病院への送迎等		3	3				
		計①	9	10			
		項目数②	3	3			
		評価点①÷②	3.0	3.3			
		(満点=5点)					
【アピールポイント】 ・一般開放時のアンケートでは30年度も良好な評価を頂いており、お客様に満足して頂いていると判断している。 ・30年度はお客様からの直接の苦情は無かったが、アンケートでの要望・ご指摘・ご意見を頂いた点については即座に支配人より担当者へ伝達の上、改善を図っている。 ・自然教室の実施報告書では各学校より概ね良好な評価を頂いている。引き続き事故の無いよう様々な面に気を配り対応していく。							
【改善すべき点・課題等】							
区記入欄		【一般利用】 利用者アンケートにおいて、「大いに満足」「満足」の割合 ①職員の接客態度 98.1% ②施設・設備 93.6% ③食事 92.6% 【自然教室】 各学校から提出された実施報告書の評価において、「大変よい」「よい」の割合 ①施設・運営 95.7% ②食事 75.4%					
評価記入欄		【評価すべき点】 一般利用者の高い満足が得られている。利用者アンケートの内容を全社で共有し、確認・対応している点は評価できる。 【改善すべき点】 自然教室の運営はよいが、食事の評価は改善の取組みを検討してほしい。 【その他注意点】 アンケート内容からの改善やサービス向上の取組み、更なる集客への取組みへ繋げてほしい。					
合 計 点		35.4 (満点=55点)	36.5 (満点=55点)	36.2 (満点=55点)			

評価委員 評価意見	仕様書に沿って適切に施設運営がされていて、全体にわたり業務改善に努めている。 人材育成の研修について、積極的に行われている。 一般利用の利用率が向上するようPR活動に力を入れていただきたい。 利用者アンケートの内容を全社で共有し、確認・対応している点は評価できる。引き続き利用者に満足いただけるようサービスの向上に繋げてもらいたい。
--------------	--

【評価委員会評価結果】

評価委員会 評価結果	得点	評価	⇒	ランクダウン 有 (無)	⇒	総合評価 B
	36	B				

※評価結果は評価委員会が行う。

※小数点以下は切り捨て、整数とする。

【評価委員会評価基準】

評点		評価基準						
満点	標準点	75%以上			～			54%以下
		A+	A	A-	B+	B	B-	C
55点	33点	50点以上	46点以上 49点以下	41点以上 45点以下	37点以上 40点以下	33点以上 36点以下	30点以上 32点以下	29点以下
得点率		90%以上	～	83%以下	67%以上	～	59%以下	54%以下

※「標準点」……評価項目が全て「3」（水準クリア）の評価を受けた場合の得点。

※「A」は満点の0.75倍以上（小数点以下切上げ）、「C」は満点の0.54倍以下（小数点以下切捨て）とする。

教 育 委 員 会 報 告

令和元年8月29日

件名

足立区待機児童解消アクション・プランの改定について

所管部課名

待機児対策室 待機児ゼロ対策担当課、子ども施設整備課
子ども家庭部 子ども政策課、子ども施設指導・支援担当課、子ども施設運営課、子ども施設入園課

内容

令和元年8月に「足立区待機児童解消アクション・プラン」の改定版を策定したので報告する（資料1、資料2参照）。

1 令和2年4月までの整備計画の検証

平成29年10月から実施している「妊娠届時の意向調査」及び、平成31年1月に実施した「子ども・子育て支援事業計画の保育ニーズ調査」により保育需要数の予測を行い、計画定員数との比較検証を行った。

（単位：人）

年齢区分	平成31年4月1日	令和2年4月1日			計画定員数 (対人口比率※1)
	保育需要数 (保育需要率)	妊娠届時の意向 調査による予測値 (対人口比率※1)	ニーズ調査に よる量の見込み (対人口比率※1)		
0歳児	1,176 (24.1%)	1,291 ※2 (27.2%)	1,087 (22.9%)	<	1,541 (32.5%)
1・2歳児	5,335 (52.3%)	5,448 (55.0%)	5,504 (55.5%)	<	6,128 (61.8%)
3～5歳児	7,343 (46.1%)		7,626 (49.0%)	<	9,341 (60.0%)
計	13,854 (44.7%)		14,217 (47.0%)	<	17,010 (56.3%)

※1 人口の想定は、就学前児童人口の実績が人口推計を下回っていることを踏まえ、人口推計（中位）を平成31年実績に基づき下方修正した独自推計を用いた。

※2 年度途中の集計状況に基づき算定したため参考値である。

◇ 年度別・整備定員数（改正前・後）

平成29年度(実績)		平成30年度(予定)		令和元年度(予定)	
認可保育所(10園)	684人	認可保育所(12園)	878人	認可保育所(20園)	1372人
認証保育所(1園)	40人	認証保育所(4園)	120人	小規模保育(1施設)	19人
小規模保育(3施設)	50人	その他	18人	認証又は小規模	120人
認証→認可(4園)	197人			その他	10人
その他	8人				
979人		1,016人		1,521人	
【平成29年度～令和元年度 定員拡大量】 計 3,516人					

↓

平成29年度(実績)		平成30年度(実績)		令和元年度(予定)	
認可保育所(10園)	684人	認可保育所(11園)	790人	認可保育所(21園)	1621人
認証保育所(1園)	40人	その他(定員変更等)	-3人	認証又は小規模	120人
小規模保育(3施設)	50人			その他(定員変更等)	16人
認証→認可(4園)	197人				
その他	8人				
979人		787人		1,757人	
【平成29年度～令和元年度 定員拡大量】 計 3,523人					

2 令和2年4月開設を確実に進めるための取り組み

※[]内は資料2の対応ページを示す。

(1) 私立保育施設の保育士確保・定着対策[P. 9] **新規**

5年目・10年目の保育士等の永年勤続褒賞を実施する。

(2) 私立認可保育所の賃借料補助（予定）[P. 12] **新規**

私立認可保育所の開設2年目までの賃借料を補助する（平成31年4月から）。

(3) 公有地を活用した認可保育所の施設整備[P. 11]

令和2年4月に都有地で1園、区有地で3園を開設予定。

(4) 認証保育所整備費の事業者負担軽減[P. 12]

都補助金（待機児童解消区市町村支援事業）を活用し整備費の事業者負担軽減を行う。令和元年度は2園で活用予定。

3 多様な保育サービスの利用促進と運営支援の取り組み

※[]内は資料2の対応ページを示す。

(1) 家庭的保育（保育ママ）の給食提供の拡大[P. 15] **拡充**

自園調理に加え、外部搬入及び、給食提供を実施する家庭的保育からの搬入を導入し、実施事業者数を拡大する。

(2) 東京都認証保育所の利用者助成拡大と運営支援[P. 19] **拡充**

幼児教育・保育の無償化に伴い、東京都が行う利用者支援・多子支援の制度を活用し、新たな利用者助成制度を構築した上でさらに拡充する。また、老朽化した施設の修繕費補助等の運営支援を行う。

(3) 幼稚園預かり保育拡充と幼稚園教諭の確保・定着[P. 17] **新規**

新たに、幼稚園教諭等住居借上げ支援及び、幼稚園教諭等奨学金返済支援事業を実施することで、預かり保育の拡充を支援する（平成31年4月から）。

加えて、小規模保育・家庭的保育の卒園後の預け先の確保、企業主導型保育への支援（キャリアアップ補助）、保育コンシェルジュによる利用者支援などの取り組みを継続実施していく。

4 令和2年度以降の取り組み

今後の保育需要について、概ね5年以内（短期・中期）の展望と、5～20年後まで（長期）の展望を踏まえ、課題を整理し、令和2年度以降の取り組みの方向性を検討する。

	(1) 短期・中期的課題（５年以内） 以下の事由により、令和２年度以降に、整備定員を上回る保育需要数が発生する可能性がある。 ア 令和元年１０月の幼児教育・保育の無償化実施や、東京２０２０オリンピック・パラリンピック後の景気後退など社会状況変動の影響 イ 千住地域、綾瀬地域等で計画される大規模マンション開発による局地的な保育需要の急増 (2) 長期的課題（５～２０年後まで） ア ０～５歳児人口の減少により、区全域で保育定員に大きな余剰が生じる見込み イ 大規模マンション開発による保育需要発生の長期化
今後の方針	令和２年４月の待機児童数の状況を踏まえ、継続的に必要な保育定員を確保するための計画を構築する。

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和元年8月29日

件 名	秋田県大仙市教育委員会教員派遣事業の実施について
所管部課名	教育指導部学力定着推進課
内 容	区立小中学校での授業改善・学級経営に資するため、秋田県大仙市に今年度も教員を派遣する。 1 令和元年度 教員派遣事業 (1) 派遣予定者 13名（校長1名、小中教員各6名） (2) 派遣者の推薦 「派遣先で学んだ成果を生かし、自己及び足立区立小中学校の授業改善、普及に寄与すること」「派遣先で、効率的・効果的指導方法や経営手法を広く学び、足立区への還元が期待できること」を基準に、校長会から推薦を受ける。 (3) 日 程 令和元年8月26日（月）から8月30日（金）まで (4) 派遣先 大仙市立中仙小学校・中仙中学校 (5) 成果報告 小中連携教育研修会等において報告
今後の方針	中1夏季勉強合宿と一部日程が重なるが、適切な人選について、校長会と協議を進める。

教育委員会情報連絡

令和元年8月29日

件名	令和元年度第1回「高校中途退学に関わる中学校・高等学校連絡協議会」兼「中高連携担当者会」の開催結果及び「区内都立高等学校の今を知る」について
所管部課名	教育指導部学力定着推進課
内容	今年度第1回の「高校中途退学に関わる中学校・高等学校連絡協議会」兼「中高連携担当者会」開催結果と次の活動予定について報告する。 1 第1回協議会（担当者会）の開催結果 (1) 日時 令和元年5月17日（金） 午後3時から午後4時45分まで (2) 場所 生涯学習センター（学びピア21） 講堂 (3) 内容 足立区内都立高等学校の校長による学校紹介 ～中学校長及び進路指導担当教員向け～ (4) 参加者 中学校長及び連携担当教員（52名） (5) 中学校長・教員の意見等 ・ 高校生活の様子や、高校卒業後の進路等の情報を得ることができた。進路指導に生かしたい。 ・ 足立区内都立高等学校の特色等を理解することができた。 ・ 不本意入学者や中途退学者の未然防止の進路指導に役立てたい。 2 展示・説明会「区内都立高等学校の今を知る」 (1) 日時 8月20日（火）正午から8月25日（日）正午まで (2) 場所 区役所本庁舎1階 区民ロビー (3) 内容 ・ 各高校パネル展示 ・ 【新規】都立高校教員による来場者向け各校説明ブース設置 8月25日（日）午前
今後の方針	

教育委員会情報連絡 事業実施報告（7月）

青少年課

行事名	実施日	会場	参加者数
中高生の居場所づくり	毎週水・日曜日（9回）	新田地域学習 センター他	延べ 24人
	毎週水・金曜日（9回）	まちづくり工房館	0人
	第2・4土曜日（2回）	神明住区センター	2人
	第1土曜日（1回）	佐野住区センター	0人
成人の日の集い 実行委員会（第3・4回）	4日（木） 18日（木）	足立区役所	各16人
ジュニアリーダー キャンプ事前説明会	7日（日） 21日（日）	天空劇場	143人 140人
家庭教育応援ボランティア 講座	10日（水） 13日（土）	ギャラクシティ	6人 3人
あそびのフリマ	13日（土）	アリオ西新井	96人
星空観察講座	13日（土）	ギャラクシティ	15人
帝京科学大学連携事業 夢の体験教室	13日（土）	帝京科学大学	239人
子どもも大人もドラムをた たいて楽しもう	13日（土）	ギャラクシティ	43人
科学工作講座	14日（日）	ギャラクシティ	14人
ロボット講座	14日（日）	ギャラクシティ	16人
ブロック講座	28日（日）	ギャラクシティ	29人

教育委員会情報連絡 事業実施予定（８月）

青少年課

行事名	実施日	会場	参加予定数
中高生の居場所づくり	毎週水・日曜日（９回）	新田地域学習 センター他	延べ 15人
	毎週水・金曜日（９回）	まちづくり工房館	10人
	第２・４土曜日（２回）	神明住区センター	5人
	第１土曜日（１回）	佐野住区センター	5人
成人の日の集い 実行委員会（第５・６・７回）	１日（木） 15日（木） 29日（木）	本庁舎	各15人
ジュニアリーダー宿泊 キャンプ	１日（木）～４日（日）	国立中央青少年 交流の家	153人
東京電機大学連携事業 科学・ものづくり体験教室 フォロー講座	８日（木）	東京電機大学	27人
科学工作講座	11日（日）	ギャラクシティ	10人
ロボット講座	11日（日）	ギャラクシティ	20人
あだち日曜教室	11日（日）	ギャラクシティ	50人
凧づくり講習会	17日（土）	加平小学校	50組 100人
	24日（土）	島根小学校	50組 100人
	24日（土）	千寿本町小学校	50組 100人
キャンプの達人になろう	18日（日）	宮城ゆうゆう公園	20人
子どもも大人もドラムをた たいて楽しもう	24日（土）	ギャラクシティ	90人
ジュニアリーダー 宿泊キャンプ報告会	25日（日）	庁舎ホール	153人
ブロック講座	25日（日）	ギャラクシティ	30人

行事实施結果（7月1日～7月31日）

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

事業名	日時	会場	参加人数
「外国人おもてなし語学ボランティア活動説明会」	7/1（月） 15：00～16：00	生涯学習センター	6人
放課後子ども教室体験プログラム ハンズヒントクラブ夏の工作 ～くらやみで光るオブジェをつくろう～	7/1（月）	千寿常東小学校	46人
放課後子ども教室 安全管理員研修会 スタッフ研修Aコース 「子どもの発達の理解と必要な遊びの支援」	7/2（火） 9：30～11：30 7/9（火） 10：00～12：00	ギャラクシティ 生涯学習センター	114人
放課後子ども教室体験プログラム 「ビブリオバトルを楽しもう」	7/2（火）	中川北小学校	32人
放課後子ども教室体験プログラム 「英語遊び&歌体操ダンス」	7/2（火）、9（火） 7/12（金）	千寿本町小学校	37人
	7/29（月）	鹿浜第一小学校	16人
放課後子ども教室支援事業 安全管理講習会（応急手当実技）	7/4（木）～ 7/17（水）	花畑西小学校 他2校	47人
放課後子ども教室体験プログラム 「フラッグ鬼ごっこ」	7/9（火）	東栗原小学校	40人
	7/11（木）	千寿双葉小学校	50人
放課後子ども教室体験プログラム 「スポーツスタッキング」	7/12（金）	足立小学校	32人
	7/18（木）	桜花小学校	16人
放課後子ども教室体験プログラム 「ミニコンサート&楽器体験」	7/17（水）	西新井第二小学校	18人
ブリランテ 25 周年記念コンサート 『音楽って楽しい vol.1』	7/7（日） 14：00～16：00	ギャラクシティ 西新井文化ホール	567人
コンサート in ミュージアム六町ミュージアム・フローラ ～月をうつす水面、土の笛の音（ね）～	7/22（月） 18：30～19：45	六町ミュージアム・ フローラ	62人
「おりがみサポーター交流会」	7/3（水） 10：00～11：45	生涯学習センター	68人
「キッズあそびリーダー講習会」《2日制》 ～楽しい“あそび”のリード術～	7/4、7/11 毎（木） 10：00～12：00	生涯学習センター	24人
「運動あそびと体力向上トレーニング」（幼児指導編） ①神経系の調整能力を活性化するトレーニング理論 ②運動プログラムづくりと評価（ワークショップ）	7/27（土） ①10：00～12：00 ②13：00～15：00	生涯学習センター	37人
「スポーツコンディショニング講座」 ～スポーツを頑張る子どもを応援しよう！パフォーマンス向上の栄養学～	7/29（月） 10：00～12：00	生涯学習センター	30人

行事实施予定（8月1日～8月31日）

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

事業名	日時	会場	予定人数
放課後子ども教室体験プログラム 「英語遊び&歌体操ダンス」	8/28（水）	鹿浜第一小学校	15 人
放課後子ども教室 「見守りスタッフ」活動説明会	8/30（金） 15：00～16：00	生涯学習センター	20 人
足立ジュニア吹奏楽団 合宿（団員 68 人）	8/10（土）～12（月）	日光林間学園	68 人
足立ジュニア吹奏楽団 派遣演奏 足立東部地区少年軟式野球大会総合開会式	8/18（日）	中川グラウンド	1,000 人
0 歳から楽しめるサマーコンサート 出演：アンサンブル・ディヴェルターズ	8/25（日） 11:00～11:50	竹の塚地域学習 センターホール	300 人
足立ジュニア吹奏楽団 自主演奏会 サマーコンサート in アリオ西新井	8/31（土） ① 14:30～15:10 ② 16:00～16:40	アリオ西新井 1 階イベント広場	700 人
読み語りのためのボイストレーニングスキルアップ講座	8/1（木） 10:00～12:00	生涯学習センター	16 人
『読み語りキャラバン in 北綾瀬聖華保育園』	8/8（木） 10:30～11:10	北綾瀬聖華保育園	50 人